

(第一類 第五号)

衆議院 大蔵委員會 議録 第二号

(三五)

昭和五十九年二月十六日(木曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。
税制及び税の執行に関する小委員

税制及び税の執行に関する小委員長

金融及び証券に関する小委員

金融及び証券に関する小委員長

財政制度に関する小委員長

金融機関の週休二日制に関する小委員

昭和五十九年二月二十二日(水曜日)
午前九時四十一分開議
出席委員
委員長 瓦 力君
委員 越智 伊平君 熊川 次男君
理事 中西 啓介君 中村正三郎君
理事 伊藤 茂君 野口 幸一君
理事 坂口 力君 米沢 隆君
理事 熊谷 弘君 小泉純一郎君
理事 塩田 大君 田中 秀征君
理事 堀 昌雄君 柴田 弘君
理事 宮地 正介君 米沢 隆君
理事 箕輪 幸代君 中西 啓介君

金融機関の週休二日制に関する小委員長
越智 伊平君

中川 昭一君 藤井 勝志君
宮下 創平君 村上 茂利君
山岡 謙蔵君 与謝野 馨君
川崎 寛治君 沢田 広君
野口 幸一君 坂井 弘一君
坂口 力君 安倍 基雄君
正森 成二君

出席國務大臣
大蔵大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 堀之内久男君
大蔵省主計局次官 平澤 貞昭君
大蔵省主税局長 梅澤 節男君
大蔵省理財局長 西垣 昭君
大蔵省銀行局長 宮本 保孝君
国税庁長官 渡辺 幸則君
国税庁間税部長 山本 昭市君
農林水産大臣官房審議官 田中 宏尚君
農林水産大臣官房審議官 中野 賢一君
農林水産省経済局長 佐野 宏哉君

委員外の出席者

厚生省児童家庭局長 土井 豊君
農林水産大臣官房参事官 須田 洵君
農林水産省経済局長 原 昭夫君
農林水産省経済局長 小坂 隆雄君
農林水産省機械情報課長 島 弘志君
通商産業省機械情報課長 渡辺 正雄君
気象庁予報部長 佐藤 正人君
労働省労働基準局補償課長 福渡 靖君
労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 矢島錦一郎君
大蔵委員会調査室長

委員の異動

二月二十二日
辞任 補欠選任
箕輪 幸代君 中川利三郎君
同日 補欠選任
辞任 中川利三郎君
中川利三郎君 箕輪 幸代君

二月八日
農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第一号)
同月二十二日
酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
石油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

同月十五日
消費生活協同組合の共済事業に係る税制改善に関する請願(城地豊司君紹介(第二号))
同(稲葉誠一君紹介(第六号))
同(島田琢郎君紹介(第七号))
同(城地豊司君紹介(第八号))
同外一件(野口幸一君紹介(第九号))
同(武藤山治君紹介(第一〇号))
同(井上一成君紹介(第二三三号))
同(川俣健二郎君紹介(第二四四号))
同(清水勇君紹介(第二四四号))
同(堀昌雄君紹介(第二五五号))
同(沢田広君紹介(第四七五号))
同(藤田高敏君紹介(第四八八号))
同(大出俊君紹介(第五九九号))

同(川崎寛治君紹介)(第六〇号)

同(戸田菊雄君紹介)(第六一號)

同(伊藤茂君紹介)(第一〇〇号)

一兆円以上の所得税減税等に関する請願(伊藤茂君紹介)(第九九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第一号)

国の会計、税制及び金融に関する件

融に関する件

○瓦委員長　これより会議を開きます。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題といたします。

まず、政府より趣旨の説明を求めます。竹下大蔵大臣。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○竹下國務大臣　ただいま議題となりました農業

共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五十八年度におきまして、北海道地方を中心として低温等による水稲、小豆等の被害が異常

に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定の再保険金の支払いが著しく増大するため、この勘定の再保険金の支払い財源に不足が生ずる見込みであります。本法律案は、この勘定の再保険金の支払い財源の不足に充てるため、昭和五十八年度において、一般会計から、百十五億六千二百七十六万三千円を限り、農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なおこの一般会計からの繰入金につきましては、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定におきまして、決算上の剰余が生じた場合において、この剰余から同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、この繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○瓦委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

○瓦委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員　大蔵大臣の方はまだ他の委員会の関係があつて退席されるようでありますから、若干質問なり意見なりを述べて、お聞きをしておきたいと思ひます。

予算委員会の中での、我々他の情報で得るわけでありませけれども、このいろいろな歳入歳出予算を大蔵委員会として審議するに当たつて、六十年、六十一年度、そういう展望が、ある意味においては国民の前におぼろげながらも、意見の若干の差はありましても大体出てきております。そういうことについて、一つは、三十四万円しか

ないんだから、五十万円の世帯をやつていくのは大変なんだからどうにもならぬじゃないかという論理、それから三十四万円の収入をうんとおやして、五十万円の生活は生活でやつていくんだという論理、それぞれ行われてきているわけですが、私は、財政には二つ、一つは緩急というものがあると思うんですね。人間でもそうですが、詰めて詰めて詰め抜いて、どこまでも押し詰めるという徳川幕府のようなやり方もなくはないですけれども、それじゃ人間の希望も夢もなくなつちまうんですから、あるときは緩め、あるときに強めという、やはり緩急というものが必要なんだと思うんですね。

だから、今までの予算委員会その他で、時間が短いせいもありますけれども、それぞれ言われている内容を考えてみると、きょうの農業共済もそうでありますけれども、我が国によつて立つところの一つの基盤でありますが、そういう意味においての緩急というものが一つある。それから、強めるときには、どうしても弱いところへひずみが偏る。農業共済もそうなのですが、どうしても弱いところへ弱いところへとそのしわ寄せが自然にそうなつていってしまう。何か制度を変えてみて

めさせていただきたいと思ひます。

ものをお出しした。各党におかれても、それと成長率の見方とかいろいろ違うものの、これを提示した。そういうことからして考えれば、当然それにも緩急の度合いがあつてもしかるべきではないか、こういう御趣旨だと思います。

確かに、緩急の度合いをなくして、あらかじめ固定的に非常にリジッドな計画で事を進めると言うことは、私どもとしてもとるべき施策でない。それが一つは、例えば昨年お出ししました場合の中期展望で見れば、六十五年までに一兆円ずつ赤字公債を減額しましょう。しかし、ことしの場合、ぎりぎり詰めて、結果として五千億台にならざるを得なかったというの、やはり一つの緩急というものを配慮したからとも言えるではないか。いま一つはやはり借りかえ問題。これは当然当委員会において御審議いただいて、大きな議論をいただくことになろうかと思いますが、それにいたしましても、本来借りかえをしないという前提のもとにきておった、償還財源を得るための借りかえをお許しただくという形でお願するということも、いわば緩急の緩の方に対応する一つの施策ではないかな、こういうふうにも思うわけであります。

したがって、あくまでもその緩急の度合いというものを考えながらこれに対応していかなければならない。それにはもろもろの施策、制度の改革にもまた、いわゆる激変緩和措置とか、当分の間の措置とか、そういうものがとられておるのもその一つではないかな、こういうふうに思います。

やはり今沢田委員の御指摘されたように、財政再建のための国民生活であつてはならぬ、国民生活あつての財政再建である。したがって、現実非常に緊縮財政と言われておりますものも、考えようによれば、せつかく景気がある程度上向きかげんに定着しつつある今日であるだけに、むしろこの機会にある程度の財政再建の業地を固めるのも一つの考え方だという形で、全体的には緊縮予算の形をとり、そしてもろもろの借りかえ措置でありますとか、あるいは当初考えておった一兆円に満

たなかつた減額措置とかいうものも、その緩急の一環としてお考えいただくべく、これから本委員会等で議論を重ねてみたいというふうに考えております。

○沢田委員　そういう抽象的な表現ではほぼ言うようなことですが、そういうことであれば、例えば減税法案を先に、これは政府に関するところで、出して、国民にやはり幾らかでも希望を与え、先にこうおんおめす、おんおめすような増税を提案をしてきて、後から小出しに減税を出すというの、今の緩急の論理からいいますと、国民にこれだけ厳しい生活を強いているのだから、まあひとつ減税を先に出して、皆さんこれでひとつ一服してくださいと、それでしかし、これでもなお足りないのだからこうだという出しの方が本筋なんじゃないのか。先にも増税法案出して、今やり切れない中にさらにやって、その次にこれを小出しに出す。これは政府の今の緩急の度合いからいって逆さまなんではないか。これは大蔵大臣どうにもならない問題ですが、やはり論理としては、減税を先に出して国民に希望を幾らかでも与える。あの減税が完全だとはいえませんが、緩急の場合の度合いから見ると、去年苦しい生活をやってきたのですから、これは減税を出して、そして国民に一服してもらおう、それが足りる足りないは別として、それで次に、いい悪いは別にして出すものは出すという、おぜんの出し方が間違っているんじゃないですかね。先に握り飯を出しちゃってから後に刺身を出してくるようなもので、これは話が逆さまなんじゃないのか、こういう気がします。これは時間がありませんから意見だけ述べて、もし閣議等があった場合は、今さら取り返しが効かないかわからぬが、これはやはり論理としては逆さまだったんじゃないのか。大蔵大臣はどう思っておられるか、ひとつ財政を預かる者の立場でお答えをいただきたい。

○竹下国務大臣　減税問題というのは、昭和五十七年三月から、いわば本委員会における減税小委員会というふうなものからスタートをいたしましたし、やつと昨年選挙前にその方向が示され、その第一弾として年内千五百億円の減税というような形が実現して、これが今日また御審議いただく減税法案に結びついていくわけでありまして、その中で、本委員会における小委員会においても、いわゆる財源は赤字国債によつてはいけないうこと。したがって、これについては残念ながら各党の意見はまとまらなかった。それを引き継いで各党で御協議いただいて、言ってみればぎりぎりのところ物産税、酒税、そして法人税の若干の手直しをもつて差し引き増減税チャラという形で御審議をお願いする。こういうことになりまして、今の緩急の問題でございますが、最初減税法案を出して、経済学とは心理学である、したがって、それで国民に明るさを示して後、その財源はこうでございますと言つて出すのが筋ではないか、こういう御意見でございますが、これも考え方によりまして、事務的手続の問題は別として、これを始末してもらえば後に減税がありますと、これもまた緩急の度合いの心理的影響がいろいろあるかというの、各個人個人において違つてあるかと思ひますが、私もおとなしゅうございまして、これが先でないと食ひ逃げられちゃ困るとか、そういうおこがましいことを考えるほど私も決して愚か者ではない、こう思つております。

○沢田委員　時間が来たようですから、あとほまた別な機会にお尋ねをして、これは序論の序といふことにして申し上げておきます。

この間、水田再編成の法律ができました。そのときに、私はこの前のときにも述べたのでありますが、国会で議員が立法した法律、あえて言うならば三権分立の中においての立法府がつくった法律は最高の権威を持つものでなければならぬ。こういう大原則というものは、これは立法府の権威として守らなければならぬ。これがまず第一なんです。原点に返ると、第一の原則なんです。ですから、水田再編成の減税措置、一時所得の問題は、大きな立場から見ればわずかなものであつかもしいないけれども、国会が決めた法律の権威というものの立場から見れば、行政府はその法律についてはまさに拳を服膺して、十分に調査して立法府の意思にこたえる、こういう基本的態度がなければならぬ。残念ながら大臣はいなくなりましたけれども、これは行政府の職員の方として、立法府に対する権威というものを尊重してもらおう。それに対して、水田再編成を十年やっていくけれども、何らまとまった資料が一つもない。こういうことで行政府の職員が国会を、あえて言えばなめてゐる、こういうことにもなるわけなんです、どういふ法律であらうと、立法府がつくったものについては——行政府がつくった法律に一生懸命資料は何だと言つてつくるけれども、国会がつくった法律についてはほつたらかしにしてある。こういうことでは立法府の権威が守れないのでありまして、そういう意味においての資料要求をきちんとしていかなければいかぬということをもう三年にわたつて言つてきた。それが今年においてもできていないといふことで、あえて我が党の理事からも主張してもらつた。

ところが、特にこれはあえて申し上げておくのだが、これはきょうは言うだけで、もう法律は通つたことだから、農林委員会に行政府は一生懸命頼み込んで、大蔵委員会の方で文句言つていふから何とかおさめてくれないか、こういうような情けない姿勢じゃなくて、もつと自分でつくるものをつくつて、そうして大蔵の人の言つていふ主張に対して回答していく、そういう姿勢がなければならぬので、委員長になつてからこういう悪弊が出たのかどうかかわからぬけれども、行政府に対して、委員会のあり方としてひとつ注意をし、今後そういうことのないよう厳重にこれは申し上げておきたいと思ひますから、こういうことは再度繰り返さないといふことで委員長、善処していただきますと思ひます。いいですね。委員長に善処を要請しておきます。

○瓦委員長　さきの理事会において、各党間で協議を続けていくことにいたしました。○沢田委員　それで、これは当局の皆さん方に農業共済の再保険について順次、五十二年のときから実はいろいろと質疑をしている点があるので、それを再確認しながら新たな問題に入りたいと思ひます。

第一、これは五十二年に行つたときの質問の身だったわけですが、そのときには、これは個人の場合ですね、自営業加入の場合で揚水ポンプ場に従事する人あるいはみずから揚水ポンプ場を行っている者は入つておられるけれども、排水の方のポンプ場に入つておられる者については、回答としては不明の点もあつたわけでありまして、その点については改正されたやに聞き及んでますが、この答弁のときにはそういうままで政務次官、当時山崎さんでしたが、善処するようにしますといふことで終わつておられるわけでありまして、その点は間違ひなく入つておられると解釈していいのかわるか、これは労働省の方からお答えをいただきます。

○佐藤説明員　お答えいたします。御質問の件でございますが、実はこの指定農業機械の制度は四十一年に創設されておまして、現在まで十六の機種が指定されておまして、御質問の排水機でございますが、その用途とか機能から見ましても、すでに指定しております動力揚水機に含まれるものというふうに理解しております。

○沢田委員　動力揚水機の中に含まれるといふことは、これは何か通達とかそういうものは出ておりますか。それとも今の答弁をもつてというのか、運用としてそう措置していったということなんです。あるいはきょうのこの応答の中の速記が、言うならば念を押したといふことになるわけですか。その三つのどれになりますか。

○佐藤説明員　お答えします。

従来の取り扱いが必ずしも十全ではなかつたといふことにかんがみまして、直ちに私も通達等におきまして地方の局署に指示をしたい、このように考えております。

○沢田委員 それは了解いたしました。

それから、続いてこれは、十六種類は自家の農業従事者とその適用を求めた場合、農協あるいは土地改良区等、農協はポンプ場を持つていゝとは思えませんが、ポンプ場じゃなくてもいいんで、ガソリンスタンドやつたりなんかしますから、当然危険物も扱っているわけでありまして、そういう意味において、労働者災害補償法の面における人的災害の補償について、土地改良区及び農協、こういう農林団体等については当然強制的に加入する条件に入るんですか、それとも任意的な加入の条件に入るんですか、どのような扱いをされているのか、その点お伺いしておきたいと思ひます。

○佐藤説明員 現在の災害補償保険法で申し上げますと、適用が除外されておりますのは国の直営事業等三つぐらいに限定されております。それ以外のものにつきましては、すべて労災保険法の適用がある。したがしまして、職種のいかんを問わず適用があるということをおし述べておきたいと思ひます。

○沢田委員 そうしますと、四十三年の一月二十六日に「土地改良区が行なう事業に従事する組合員等の労働の安全衛生等の確保および当該組合員等に対する労働者災害補償保険法の適用について」という通達が出ております。これの中身を見ますと、「土地改良区が自ら農民等を雇用して工事を行なう場合」、それからもう一つは「労働者を雇用して行なう土地改良事業の工事は、」こういうふうに表示されております。非常に回りくどい言い方なんでしょうが、この内容は、これは農林から聞きたいのですが、農林の一般的解釈は、今の労働者解雇の範囲に含まれる。今のは政令でしようから、これは通達で、当然政令に拘束されるという法律論はありますけれども、包括される、こういうふうに解釈してよろしいですか。

○中野政府委員 御指摘のとおりでございます。

○沢田委員 そうすると、そういう各種のものも強制加入となる。これは、農林省としてはやはり

何らかの通知を出す予定はありますか。

○中野政府委員 ただいま先生からお話ございましたように、土地改良区につきましては、先ほどお読みになられました通達をもって各土地改良区の方に、内容につきましてお知らせをしておるわけでございます。当然法律に基づき、政令に基きまして強制適用のあるものは強制適用、任意適用のものについてはその普及の促進に努めるということでございます。

○沢田委員 これはひとつ、四十三年と今とは時点が変わりますので、労災法が変わつてから以後の通達が出ませんと、法律上は労働省の出しているこれは政令ですから、もちろん優先権はその方があるわけですが、しかし農林団体に対する通達というものはそれから間接的に知る以外に道がないので、それはやはり改めて何らかの機会に内部通達というか内部伝達をしておいてほしい、こういう政令に労災法は直つたということをおしやる方法を講じておいてほしい、こういうふうな要望をしておきます。回答は要りません。

続いて、次に参りますが、この任意加入と強制加入との割合、それからこれは農林省の白書ですが、この中に、災害関係に対してはきめて甘いというか、ほとんど何もないと云つてもいいくらいな白書なんです。それで二千億からあるいは三千億、いろいろまだ千七百億残つておるといふ状況の中で、災害に対する要すれば国民的な認識、そういうものに対する意図といひますか、意識、そういうものが少し欠けておるのではないのかというのが一つ。

それから、農業共済としては、これは内部に入り込みますが、やや任意よりも強制がより強化されないと、これからの時代の対応には、賄つてという言葉がいいのかどうか、対応していけないんじゃないか。たとえば社会保険などについても、それぞれ範囲が五名以下まで及ぶようになつてくるし、年金関係もそういうような格好になつてくる。要すれば国民皆年金というものが同じレベルに上がつてきている。そういう状況を考えると、

共済制度についても、同じような意味において、零細農家だけが外れていつてしまふというふうな今のシステムである。それで、零細農家はもう金も少なければ損害も大きい。しかし零細農家の生活はそれだけ厳しい。こういう状況で、この共済の中身全部は要りませんけれども、そういう扱いにいつた場合に、任意と強制の割合、あるいは強制と任意の取り扱い、こういうものについて再検討をする時期に来ているのではないのか、こういうふうな思ひますが、いかがですか。

○佐野政府委員 農業共済制度の強制と任意との仕分けの問題でございますが、一つは、ただいま先生の御指摘でございますが、実は任意というものは共済制度に加入する道を封するわけではございません。任意にするということは、特定の者に共済制度の恩恵を享受することを排除するという意味ではございませんので、まずその任意というものは何か非常にいじめるためにやつておる制度であるというふうな御理解いただくことは御容赦いただきたいと思ひます。

それで、強制と任意との境目をどうするかというところでございますが、現在強制でやつておりますのは水陸稲、麦というふうな、元来主食に属する系統のものが強制加入というやり方で行われておりました、それ以外のものが任意というものが大別した分類になっております。それで、現在私どもに提起されております問題は、むしろ強制加入の制度自体、兼業化の進展の中で、農業がその人の生計あるいは家計の上から見て非常にネグリジブルな比重しか持たないようになつてしまつていく人々を、いつまでも強制的に共済制度に加入をさせておくというのではいかかかなものがあるのかという、そういう形での問題が私どもに提起されておる現状でございます。私どもの認識といたしましては、どうも強制加入の範囲を広げていくという方向で検討をすべき状況であるというふうには思ひにくく思つております。

ただ個別に申しますと、よく従来から御議論を賜つております例えは果樹共済のように、共済制

度に対する加入率が低過ぎるために制度の運営が健全に行われていないという、その原因が加入率の低さによる、それを克服する早道は強制加入である、そういう御議論のある種類の共済制度が存在することは事実でございます。沢田先生の問題提起も恐らくそういうものを念頭に置かれての御趣旨だと存じますが、私どもはこの種の、例えば果樹でございますが、そういう場合につきましては、やはり個々の農家の間の技術水準の差あるいはそれに伴ひます災害に対する危険の度合いの差というものが非常にばらつきが大きくて、それがどうも高い加入率をなかなか達成しにくい事情の根底にあるというふうな思つております。そういう問題をどうも強制加入という方法で処理をしてしまふということにつきましては、逆に、そういうことにいたしますと、共済制度の恩恵を十分感じていない人々を無理無理入れてしまふわけでございますから、どうしても共済制度に対する不満というのをかえつて高めてしまふという危険があるように存じまして、どうもなかなか踏み切りにくい問題であるというふうな思つておるのが私どもの偏らざる心境でございます。

○沢田委員 例えは今日の貿易摩擦でオレンジとかあるいは牛肉とかいろいろの対象になつてきて、これからの日本の食糧の自給率の向上とかという問題も大きな課題になり、いわゆる食糧安保という言葉すら今日出ている状況です。

任意と強制というものは、運がいい悪いという議論で分かれさせるような形はとるなというところが私の趣旨なんです。警察はいないけれども、警察の取り締まりみたい、捕まつた方が運が悪いという、政治不信につながるようなことで解決をしていく道は政治の道ではない。そういう意味で、損害が起きたときにああ損した、起きなかつたときにも損した、こういう論理で割り切つていく形が、今の農民というか農業政策の一つの方向である。これはやはり改めた方がいいというのが今言つてゐる立場なんです。

それで、あえて続いて聞きますが、無事故還元、

たとえ我々年金でもそうですが、三年生き延びていれば元が取れるというのが大体の相場。国民年金であろうと何であろうと、大体そういう状況になっている。三年以内に死んでも遺族年金があれば、六年になれば大体元が取れるという勘定になる。この一五％でなぜ無事故還元を打ち切りにしてあるのか。これは任意と強制もそうなんです、もし全部強制にしても、例えば無事故があった場合の還元率を六割に高めるとか、そういう方法にするならば、当然そのことによって、事故がなければ幸いなんですけれども、一五％しか無事故還元はしないぞ、それで強制加入だ、これはむしろよくちやになる。だからそういうのは、やはり無事故還元というようなものとの相対的な立場に立つて考える。共済というのはお互いが助け合うというのが趣旨ですからね。その原点に立つて考えていくべきではないのか、こういうふうには思いますが、別に無事故還元の方を引き上げる、それをまずスタートにしてみたらどうか。そうすれば農民の方の意識の方も、還元率が高いなら安全のために入っておこうか、こういう気持ちも出てくるけれども、どうも無事故が続いても一五％しか返ってこないんじやこれは割に合わない、金利にも合わない、こういうことになるのだから、この一五をやはり変えることが先決なんです。これはいかがですか。

○佐野政府委員 まさにたゞいま先生御指摘のようなお考えを私も取り入れて、三年間連続無事故という場合には農家掛金の半分以内というところで、一五％を超えて無事故しができるような制度に変えていただいておりますのでございます。

○沢田委員 ですから、それを私の言うように無事故還元というものをより強めて、そして例えば任意が強制に変わろうが変わるまいが、これは別問題としても、損はしない、そういう形にしていこう方向でさらに強化する、こういうふうな解釈してよろしいですか。これは採算の問題があるんですから、限度はもちろんあるだろうと思えます。

し、事務経費もあるでしょうから、それを七割までは還元するとか六割までは還元するとか、ここは断言できないにしても、できるだけそういう方向でひとつ無事故還元は強化する。その方がやはり全体的なレベルアップにつながるわけですから、当然そういうことで考えていただければ、こういうふうな解釈してよろしいですか。

○佐野政府委員 果樹共済につきましては、たゞいまお答えいたしましたように、三年無事故の場合に半分というところまで無事故しを強化したところでございますので、そこから先何ができるかということにつきましては、ちよつと私も歯切のいいお答えをしにくいところなんです。ございますが、先ほど来申し上げておりますように、私もとしては、個々の農家の経営技術水準に対応したリスクの度合いに差があつて、それに対応した差別化が適切に行われぬ限りは適正な加入率を達成することが容易でないという認識を持っております。先生のお提起されておる問題というのは、十分承知はしております。ということでござい

ただそれで、今お答えいたしました無事故しは一つの方でございまして、それ以外にも、経営技術水準に応じて特定事故だけをカバーするやり方とか、あるいは経営の態様に応じたリスクの差別化の手法というのは、この前の五十五年度の改正でいろいろやつたところでございまして、先生が今提起されました問題点については、私も今そういう問題意識は十分持つております。というふうにお答えさせていただきます。

○沢田委員 問題意識を持つておれば、これからの貿易摩擦ますます激しくなるわけでありまして、農家の人が安心していわゆる再生産に——今再生産なんというところではなく、原価補償程度なんですよ、再生産に見合つていける体制というものを農林の方もつくるように配慮していただきなから、無事故還元の強化を図つてもらふ、これは強く、それぞれおられますから要請をして、次の問題へ行きます。

次にホップ。これは特に政令で定める一つのものになつて、百二十条の十四に、ホップだけは政令で定めてあります。このホップの取り扱いの内容容について、若干細かい——わずかの時間ですから、どういふふうに取り扱うのか、お答えいただきたいと思ひます。——じゃ、次の問題、いいですか。この問題をやつてゐる間に次の問題、大蔵の方へちよつと聞いておきます。大蔵の方には、この共済の補償金は税法上はどういう扱いになるのか。一時所得としてこれもなるのか。損失補償として、あるいは日照補償等と同じように相殺されるものと言えるのかどうか。

それからもう一つは農業共済の時効についてです。これは農林なのか大蔵なのか、両方に関係すると思ひますが、時効が三年であつたと思うのでありますが、その点についてひとつお答えいただきたい。

○渡辺(幸)政府委員 たゞいまのお尋ね、税法上の取り扱いの件でございまして、農業災害補償法に基づく共済金につきましては、共済目的の別に応じていろいろ扱いが違つてござい

ます。第一に事業所得、すなわち農業所得とされるものがございまして、これはどういふものかと申しますと、例えば農作物共済の共済金。例えば水稲とか麦が風水害、干害によりまして生じた損害について受ける共済金、これについては事業所得になつております。同じような取り扱いが畜糸共済の共済金。それから、家畜共済のうち減価償却資産に該当しない家畜、これはまあ肉豚等でございますが、そういうものでござい

ます。それから、果樹共済のうち全部ではございせん、温州ミカンとかナツミカンとか、そういう収穫共済の分が同じような扱いになつております。また、畑作物共済の共済金も同様でござい

ます。それから、二番目の扱いをいたしまして、これは事業所得の経費といたしまして損失をどう見るかという問題がございまして、いずれにいたしましても、災害によりまして損失が起つておるわけでございます。その損失をカバーするために共済金をお受けになるわけでございますが、その場合に、その損失の計算上控除されるものといった扱いがござい

ます。これは、例えば家畜共済のうち減価償却資産としての家畜に係る共済、乳牛でありますとか種牛でござい

ますが、そういうものがあるいは疾病によりまして死亡いたしました、あるいは風水害、ひよう害によつて生じた損害について起るもの。それからまた任意共済のうちで農機具とか倉庫とか、そういう減価償却資産に属する共済金、それについての取り扱いがどういふことになつております。いずれにいたしましても、私も事業所得に関連させておるわけでございます。一時所得になつておるものはござい

せん。○原説明員 ホップの共済につきましては、一時的にホップにつきましては畑作物共済の対象といたしまして、昭和五十六年から六県について実施しております。

○佐野政府委員 お答えいたします。前回当委員会が沢田先生御指摘がございまして、その後私もいろいろ調べてみたのでござい

めに困るという事態ではないというふうに出ておられます。それでも〇・〇一％ぐらいはあるわけでごいますから、私ももといたしましては三年間の現在の時効期間を延長するという方向で検討するよりも、むしろさらにこの残った〇・〇一％のようなものも発生しないように、債権管理に一層努力をしようという方向で対処をする方が望ましいのではないかとこのように考えております。

○沢田委員 前の方で、補償は税法上は事業所得として扱う。その中ではなかなか複雑な解説をされておりましたが、その細かい解説は私は今のところは要らないので、事業所得となると申告義務が発生する、こういうところに問題が出てくるのじゃないかという気がするのですが、それは当然申告義務は発生するので、こういうことになりませんか。

○渡辺(幸)政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○沢田委員 それで、損害の場合ですから、これは補償という性格が強い。ですから、ある一定の金額というか、現在の農業共済の危険率と、それから得べかりし所得というものと計算でいきますと、先ほど言ったように完全な再生産に見合う補償ではない。言うなら原価補償よりもまだ足切りされた下の補償である。とすれば、当然損害の以内で該当する金額なのではないのか。そうすると、当然損害に見合った分の補償ということであって、これはいわゆる補償料であるということになると思うのですが、このことだけできょう議論が終わると思わなければ、もうそういう要素が多いというところはどうか。農林と大蔵と両方答えてください。そういう要素が多いのだ。損害があつて、それが補償されたというものであつて、事業所得に挙げなければならぬものなのかどうかということについては、現在、若干問題があるのではないのか。昔の金額ならいいけれども、今の金額なんかでいっただけです。いまゆる低水準になっておるといふことになると、これはもう

相殺されるべき性格のものではないか。私自身はそう思っています。税法上の取り扱い、農林と大蔵、ひとつ一言ずつ言ってください。

○佐野政府委員 まず私どもの立場から見ますと、支払われる共済金は当然のことながら被害金額を下回ることにはまず疑いのないところでございまして、どれだけ下回るかというのは、ただいま先生がおっしゃいました足切りとか何とかいう、そういう要素の分だけ下回ることとは間違いないと思っております。

○渡辺(幸)政府委員 お尋ねでございますが、仮にこの共済金の方が損害額を下回ると先生御指摘のような場合には、その損失額として残りますものは、当然私どもの事業所得の計算上損失となるわけでございます。

それからまた一時所得との関連でちょっと補足させていただきますのでございますが、一時所得の方は、私も所得税法上、営利を目的とする継続的な行為に関連するものといったものは除いておきますので、そういった関連で事業所得になるわけでございます。

○沢田委員 だから、事業所得にはなるかもしれないけれども、損失の補てん、しかも一割から三割までそれぞれ足切りをやっているの、その足切りの中で補償されれば、再生産に見合う分なんというものの、あすの生活費、今度はあすの種代、そういうものにまでは全然及んでいないのです。それも現状をとかく補償する、こういう状況なんであるから、当然この事業所得として扱うこと自身に問題があるのではないのか。例えば日照補償、日影補償というふうなもの、あるいは騒音補償というふうなもの、あるいは振動補償というふうなものと同じじゃないか。堀にひびが入つて、それで補償料をもらったからといって、河川で工事をやるのが、土木で工事をやるのが、それは申告しないですね、今、やらないでしよう、どこだつて、建設省がやっている工事で、今相田舎の方へ行かなければならないかもしれぬが、水がなくなつたからといって、その補償はやってない

でしょう。水道管に切りかえたつて、それはそのままなんですよ、現物補償ですから。当然それは事業所得が原則ではなくて、そういう一面を相当考慮する対象であるということとは間違いないでしょう。どうですか。

○渡辺(幸)政府委員 御指摘でございますが、所得税法の基本的な考え方といたしましては、売り上げとか、原価とか、経費とか、そういったものを差し引きしましたいわばフローとしての所得と、それから資産がございまして、そういった資産についての増減を見るわけでございまして、この資産の方の増減を埋め合わせる保険金あるいは共済金といったものには、先ほど申し上げましたような扱いで臨んでおるところでございます。

○沢田委員 あなた、担当者として疑問を感じていませんか、どうですか。事務官として、法律上解釈されることはそれは結構ですが、どうですか、解釈として疑問を感じませんか。そういうことで、事業所得だからといって全面的にこれは申告義務があるんだということ強制していくことに付いて、抵抗を感じませんか、いかがですか。

○渡辺(幸)政府委員 損失の範囲内におきましては、共済金が払われましても、計算上これは課税になるというところではないわけでございます。相殺された限度におきまして、その一方において損失が生じ、片一方において共済金の収入が入つておきますので、課税ということではその限度でないわけでございます。

あと申告義務のお尋ねでございますが、これは、事業所得ということで明細をこういふ場合に明らかにしていただくということは、私も私としてこれはしていただいていることなんじゃないか、こういうふうに出ておるわけでございます。

○沢田委員 そうすると、これは補償額が少ないから、法律上はそういうことになって義務があるけれども、もつてもどつちみち赤字なんだから、まあ出さなくとも同じことだ、こういう部類に属するものだ。あなたがイエスと言おうと言う

まいと、現実的にはそうならざるを得ないということになって、政務次官、大体そういうところで意見が一致するようですね。これは政治家の話になりますから政務次官に。結果的には、どうやって計算しても赤字になつてしまふ。だから出してみて同じだ。出す義務は法律上はあるかもしれない。しかし、どうせ赤字になつてしまふものを出してもいい、税務署の方も迷惑だとは言つてないけれども、法律上は出す義務があるけれども、出されなくてもどうせ赤字になるから、かえつてその方が損金として落とせるという場合もありますという説明ですから、そういう意見においては政務次官も同意されると思うのですが、いかがですか。

○堀之内政府委員 ただいま直税部長が申しましたように、私は、やはりこの農業共済というものは、何も例えば水稲なら水稲だけが今回共済を受けても、ほかの方の作物というものが黒字が出ておるわけですから、あるいは場合によつては農家として合算して申告した方がまだ経費が、赤字が見られる場合もあるし、あるいはまた共済が必ずしも即損害ばかりにはならないのです。米の共済あたりは非常に補てん率が高いわけですから、したがつて単収を余計見た共済を掛けているところとは大幅な補てん金ももらえますので、合算すればある程度課税をしなればならない場合もある。こういうふうに思ひますので、せつかく沢田先生の御指摘であります。一応やはりそうして申告をしていただくということの方が農家のためにもベターじゃないか、こういうふうに思ひます。

○沢田委員 だから、得な人は申告した方が得である、こういうことの意味だと思ふのです。でなければよほどの大蔵の方なんです、あれは水稲で言えば補償対象は田植えのときから収穫時期までという時期になつていふんです。そうしますと、得べかりし収入というものが、結果的には田植えのときに台風でも来てだめになれば、それは得べかりし反当で言えば十俵とれるところもあるが、

八俣なら八俣がゼロになるわけですね。ですから、得になるという論理はどこにもないと私は思うのです。もし得になるという方法があるのなら、ここで一言御教示をしていただきたいと思います。

それは必ず、収穫時期でつづればこれも損をする、田植えの時期にやられてもこれは損をする、こういうことなのです。プラス、再生産に見合う分まで補償されている場合は別なんです。ところが今の制度では、法律はそうなっているけれども、再生産に見合う分の補償には行っていない。一〇%から三〇%まで足切りがあるわけですから、いや応なしにその分だけはマイナス。さもないければ評価会がだらしないということですよ。あるいは評価会の、共済金そのものの額の算定が不当に間違っているということなんです。もし正しく評価されておるといふことなんです。もう正しく評価されておるといふことなんです。もう正しく評価されておるといふことなんです。

で、得は絶対ない。だからそれが小農であれば小農であるほど、もう出稼ぎに行かなければ生活ができません。大農の場合は幾らか他の部分でプラスになる、こういうことなんです。その点の認識はひとつ改めていただきたいし、ひとつもう一回御検討をいただきたい。これは税務署の方も形式どおりのことを言っているようだったから、そういうことで理解をして次にいきたいと思う。

次に、ホップの問題と葉たばこ、それからビールハウス、時間がなくなってきたからそれを詰めたのですが、ホップについてはどうなっているのですか。それから、葉たばこはどうなっていますか。その辺の国営的なもの、それから片方ホップはビール会社との契約栽培をやっているわけですが、それをこの農業共済で補っていくものと、ビール会社が補っていくものと、それから葉たばこはもう国営でやっているものである。その辺をそれぞれちよつと説明してください。

○原説明員 ホップにつきましては、特にビール会社と私どもとを区別しておりませんで、普通の

作物と同じように引き受けて、損害評価をして支払っているということになっております。

葉たばこにつきましては、私ども専売公社の方の保険制度の方にお預けしております。私どもの方では共済の対象にはいたしておりません。

○沢田委員 もう時間的に厳しくなりましたから……。

ホップは言うならば契約栽培なんですね。あるビール会社とそのホップの耕作面積が契約されて、そこで行われているわけですね。それが国の農業共済で補償されていくということになれば、これはビール会社は契約しておいても全然損害をこうむらない。ビール会社は利益を得ているわけですね。今度ビールの値上げもあるのだけれども、例えば契約栽培等においては契約者がその損害を補償する。もうけるときもあるのだから。だから、そういう原則に返って、国が補てんするのでなく、ゼロか一〇%の議論じゃなくても、例えば二分の一は契約者が払う、二分の一は農業共済が払う、少なくともそういうような方向にならなければおかしいのじゃないか。これからは日本もだんだんそういうふうになってくるのじゃないかと思うのですけれども、ビール会社は、損をしたときには国の方で面倒見てもらって、得したときにはビール会社の収益になってしまふ。こういう一方通行という話はないわけですね。こういう一方通行、このホップの場合は特に百二十条の十四ですか、わざわざホップだけを挙げておられるという意味は、恐らくそういう意味だと思ふのです。だから、時間がなくなっていますから、これはひとつ再検討してもらって、いわゆる契約者の責任というものの、義務と責任の両方がある、こういうふうには私は思ふます。葉たばこは、今言ったように、そういうふうなことで専売公社がその立場で処置をしているわけですから、ホップの方はそれから除かれて、たばこの方は国、これはやはり通る話ではないというふうに言っておきます。

最後に、ビールハウスの問題であります。

もう時間がありませんから……。農林大臣の定める金額というふうになっていきますが、農林大臣の定める金額と、それから園芸施設のいわゆるビールハウスの程度まで金額を一応言ってみてください。

それからもう一つ、これは農林省に特に注意して、農林省ばかりじゃない、まあ政務次官もよく理解してもらいたいのですが、地下水の汚染というものが極めて危険を増している。きょうは建設省を呼んでおられませんけれども、地盤沈下対策も含めて地下水の汚染というものが——日本の誇れるものは水だ、こう言われているくらいであります。水をわざわざ缶詰にして売っているところもあるくらいですから、要すれば地下水の汚染というものは、建設指導によつて地下水の汚染を建設省はやつておる、そのことによつて今後地下水の汚染が非常に進んでいく可能性が今日強い。まさかシンガポールの二の舞になるわけじゃないだろうと思うけれども、そういう危険性ははらんでおるというふうに思ふのです。これは農林省としては、この白書の中にわざわざ地下水対策を入れているわけですから、その結果によつて後で御報告をいただきたい、こういうふうに思つて、以上三点で終わります。

○原説明員 先ほどの園芸施設共済の主務大臣の定める金額というのは、現在二千万を定めております。(沢田委員「最高額ですね」と呼ぶ) はい。

○佐野政府委員 地下水の問題につきましては構造改善局の所管に属することでございますが、先生の御指摘は承りましたので、帰りましてよく申し伝えておきます。

○沢田委員 では、その結果を報告してほしい、こういうことを要請したわけですから、以上で終わります。

○瓦委員 坂口力君。

○坂口委員 最近の農業共済に対する一般会計からの繰り入れの額を見ますと、五十一年度、四百五十億、五十一年度、一千三百八十億、そして五十六年度には四百七十億、こういうこ

とになっていると思ふます。もし間違つておりましたら、後でひとつ御訂正をいただきたいと思ふます。それから、この一般会計からの繰入金、剰余金が生じた場合には、今度は逆に一般会計からの繰り入れ相当額を返済することになっておりますから、その返済の方を見ますと、五十五年度に二十六億、それから五十八年度に六十三億、こういうふうになっていると思ふます。

この数字を見ますと、かなり一般会計から繰り入れの額の方が多くて、農業勘定からの返済額の方が非常に少ないという形になっております。現在のこの状況をどうにかいたしたい、どういふふうにお考えになっているかというところからひとつお聞きをしたいと思ふます。

○平澤政府委員 今委員がお話しになりました数字のとおりでございます。繰入額及び繰戻し額です。それで、現在繰り入れと繰戻し額の差額が約千八百億でございます。

そこで、これほど多額の金が繰戻されてないということはどう考へるかというお話だと思ふますが、この制度が始まりましたからの推移を見ますと、例えば四十八年、四十九年、五十年では、この繰戻し未済額がゼロになっていることもございます。それからその後ふえまして、四百五十億程度になったわけでございますけれども、五十四年度には二十六億と、また減つております。その後ふえまして、現在のような状況になっておるといふことでございます。といたしますと、この農業共済の制度は、御存じのように二十年の長い期間で計算しております。その間、最近のように異常な気象状況が続いて農業災害がふえるというふうなときには、一時的には多額の繰り入れが出てくる。しかし保険設計としては二十年でやつておりますので、その辺のところは、先ほど申し上げましたようにゼロになることもあれば、若干の、二十六億というふうなこともあるというところでございまして、全体としては、長い目で見れば大体とんとんになるようにできておるといふふうに我々は考へております。

○佐野政府委員 ただいま大蔵省から御答弁のごさいますと、私どもも過去にかなりの期間、一般会計からの繰り入れ残高がゼロであった期間があるわけでごさいます。たまたま近年連続して凶作の年がございましたために御心配をおかけしておりますが、制度としての健全性というのは、これは借用していただいてもいいものというふうに思っております。

○坂口委員 これは災害に基づくものでありますから、一般会計からの繰り入れも、これは私もやむを得ないと考える一人であります。しかし、今大蔵省からお聞きをいたしますと、二十年の保険設計ということだからこれは一時的な現象であつて、そして二十年を一つのサイクルとして見れば、それはうまくおさまる制度だ、こういう大変理解のあるお話でございます。また農林省の方としても、制度としてはこれはもう立派なものである、こういうふうなお話でございますが、そこでもう少し立ち入って、ひとつお聞きをしたいと思ひます。

先ほど申しましたように、私も、これは農業災害補償法の基本精神から見まして、災害に基づくためのものでありますからやむを得ないと思ひますけれども、できればこれは保険制度でありますから、一般会計からの繰り入れがなければ、あるいは少なくとも済ますにこしたことはない、災害があつたときに間に合うようにできているのがこの保険ではないかという気もまたするわけでありま

いはしないだろうか、そういう危惧を持つ一人でございます。赤字国債ではございませぬけれども、これで大丈夫だ、大丈夫だと言ひながら、十年たつてみたら大変なことになるといふようなことにもなりかねない。そのときになって、これは体質的に問題があつたというのでは、私はいけな

いのではないだろうか、そんなふうには思ふわけでございますが、現状を見て体質改善をする必要があるのかないのか、あるとしたらどういふ点を改めていけたらいいのか、その辺をどうお考えになつておられるかをひとつお聞きをしたいと思ひます。

○佐野政府委員 私、農業勘定につきましては割に安定性のある制度であるといふふうに思つておりますが、農業災害補償制度全体につきましても、確かに先生御指摘のような心配がないわけではございませぬ。特に私どもが気にしておりますのは、比較的歴史の新しい果樹共済でございます。果樹共済につきましては、残念ながら従来の実績の数字を見て御信用いたしたいといふふうに申し上げられるような実績であるとはいひかねるところでございます。ですから私どももいたしましては、共済制度の中で財政面から見ると特に心がけるべき点、気づいておる点はないかというお尋ねをいただきま

が、その辺のところには問題はないのでしょうか。

○佐野政府委員 御指摘の点につきましても、私もまず脳裏に思ひ浮かぶのはやはり果樹共済の場合でございます。果樹共済の場合につきましては、率直に申し上げましてまだ加入率が不十分であるといふのは一つの難点であるといふふうに思つております。それから、果樹共済の加入率の低さにつきましては、先生ただいま御指摘ございまして、特に技術水準の高い専業的な農家にとつてみま

す、平均値的農家に合わせて設計をされておられる保険制度といふのはどうも十分には食欲をそそらないといふことが、一つの問題点としてあるのだからといふふうに私どもも認識をいたしております。

○坂口委員 認識の違いもあると思ひますが、私がこの質問をいたしておりますのは、二十年という一つの期間を区切つてあるとはいひますものの、すでに今までの何年かたつたのですか。半分はたつことなるのでしようか。すでにかなりな年月を経過しているわけでございます。この間に、先ほど御指摘のありましたように千八百億円という一般会計からの繰り入れ超過になつておるわけでありま

ふに私は思ふわけでございます。したがつて、そういう意味でもう少し突っ込んだお話というものがあつてしかるべきではないかといふふうに思ひますが、その辺のところ、もう少しひとつお聞きをしたいと思ひます。

○佐野政府委員 今の先生の御指摘は私どもも思ひ当たることとございします。と申しますのは、これは共済制度の問題であるといふふうに把握すべきものであるかどうかよくわかりませんが、最近凶作の年が続いておりますといふのは、気象上の問題もございしますけれども、兼業化の進展でございしますとか、あるいは農村の混住化の進展、そういう環境変化の中で我が国の稲作といふのがどうも何か欠けておるところがあるのではないかと。そういう危惧は私どもも感じておるわけでありまして、その稲作についての基本的な技術をも

う一過見直してこれをきちんと励行していただく、言うならば初心に返つた稲づくりをするともいふふうな申したらよろしいのでしようか、たぐましい稲づくり運動といふのを今始めておるところでございます。それが共済制度の問題であるといふふうな思ふかどうかといふことはさておきまして、ともかく今我が国の稲作が一つの問題状況に直面しておるのかもしれないといふ私どもの危惧の念を反映しているものでございまして、そういう意味で、ただいま先生が提起されました御懸念に対応するものであらうといふふうに私どもは思つております。

○坂口委員 そうしますと、その今懸念をしておみえになりますことを、農業共済の立場からどのように今後改革をしようといふかといふふうな結びつけていかないといふかと思ふのですが、その辺をどういふふうにお考えになつておられるのかといふことをもう一つお聞きをしたいのと、それからこしも非常な雪害でございしますが、野菜等に対する影響も非常に大きくて、最近野菜も大変値上がりをして、こういう状況が続いているわけでありま

けれども、ことしかなりの災害ということでも、また共済の方との関係が出てくるのではないだろうかとか心配をしている一人でございませう。そういふふうには毎年毎年いろいろの災害が起りまして、こういった問題が出てまいります。もうそれならばいつそのこと、この法律案をこういふふうには毎年毎年出さずに、農業共済再保険特別会計への一般会計からの繰り入れ措置というのは、大災害が発生したときにこう出すのではなくて、もう少し恒久化をしておいたかどうかという議論も出てくるわけでございませう。この辺についてどうお考えになつてゐるか、ひとつお聞きをしたいと思います。

○佐野政府委員　まず前段の、仮に稲作に問題ありという状況であつた場合に、それが共済制度の問題とどういふふうにつながるかというお尋ねでございませうが、この点につきましては、共済の掛金率というのは一応過去二十年間のデータを使つて計算をするわけでございませうが、三年ごとに新しいデータを加えて計算をしていくわけでございませうから、最近のような共済金の支払の大きい年が続きますと、またそれに見合つた掛金率が計算をされて、それで共済掛金収入の水準が上がつてくるという形で財政の復原機能が働いていくということになるわけでございませう。

その次に雪害の関係でございませうが、雪害の関係では現在共済加入の施設で被害を受けたものが、熊本、香川、佐賀、愛媛等九県で六千四百棟に及んでおりますが、今までのところ施設園芸の関係の共済金の予算につきましては、その被害が始まります前までの事故が非常に少ないものでございませうから、これはたつぷり残っておりますので、かなり大きな雪害ではございませうけれども、今年度については、雪害のために施設園芸の共済の金繰りがおかしくなるといふことはまずないだろうといふふうには存じております。

それから、この制度を恒久化するかどうかといふことにつきましては、大蔵省からお願ひいたします。

○平澤政府委員　この制度につきましては、保険という観点からいろいろ考へておりました、本来長期間、今二十年間にわたつて結果的には収支が相償うべき仕組みになつてゐるわけでございませう。しかし、先ほど来御議論がございませうに、場合によりましてはいろいろな天候不順その他によりまして異常な災害があるというようにときに備へまして、御承知のように、この特別会計の中に再保険金支払基金勘定というのを設けておられます。そこである程度そのような異常な災害に対して対処する方法が組み込まれてゐるわけでございませう。

そこで、それ以上の激甚な災害が起つた場合どう処理するかということでは、今回法案を出したように、やはりあくまでもこの異常、激甚な災害、特例的な災害でございませうので、このようにその都度法律でお願いして繰り入れるというのが、私たちとしては、どちらかといえば制度としていいのではないかと、そのように考へて法案を出してゐるというわけでございませう。したがって、従来からもこのように毎年度毎年度法案を出して御審議願つてゐるということではございませう。

○坂口委員　次官からひとつ。

○堀之内政府委員　ただいま佐野局長並びに平澤次長からも御答弁申し上げたとおりであります。が、先ほどから先生のお話しになりました加入率の問題につきましては、これはやはり私も農村におりまして農家の心理というのにはよくわかるのであります。今度三年連続東北地方がこうして災害が起りますと、農家の加入率というのには非常に上がる。果樹共済というのには最近よくよく発足をした制度でございまして、私の一つの例をとりますと、宮崎県が四年前に大寒波に襲われた。それがほとんど入つていなかつたのが、寒波の被害を受けたから、今度はどつと加入率が上がる。あるいはまたミカンというのにはほとんど災害はないものと大体ミカン農家が思つておつたところに、

ああいう異常災害が来したので加入率が上がる。あるいは施設園芸の共済制度が恒久化して発足したのは今から五年前だつたと思ひますが、その間約十年近く試行として農林省が試験をやつてまいりました。が、たまたまそのときに、また十月ごろになつて相当の災害がございまして、施設園芸が相当な被害を受けまして、宮崎県の場合は非常に加入率が上がった。やはりこの共済というのは、農家に普及をいたしましたも、加入率のものがなかなか率が上がりませんが、一たび災害が起りますと、この共済制度、保険制度というもののありがたさというのか、それが再生産につながるという形で大変喜んでおられる。これもやはり一回災害を受けなければと言つと、これは語弊がございませうが、その辺の行政指導が足りないと言われれば、そこまでは、我々も常にそうした共済制度のよさというのか、将来に備へてのことについて、政府挙げてこれは今後努力はしなければならぬと思つておられます。

そこで、今次長から申し上げましたこの繰り入れ制度の恒久化ということではありますが、まあ財政節度の観点からいって、やはりこうして異常災害が発生したときに繰り入れるということにおいては国会でいろいろ御審議願ひ、そしてまた今後の御注意もいただきながらやつていくという方がかえつていいんじゃないかというように私も考へておられます。こうして毎年毎年出てくるというところになれば、あるいは今後保険制度を検討する段階において、先生の御意見等も十分参考にしたがら、その機会にまた検討をさせていただきます。そういうふうな考へておられます。

○坂口委員　時間がなくなつてしまつたのでこれだけにいたしますが、私も農業地帯に住んでおる一人でありまして、いろいろ話を聞きますと、いま政務次官が御指摘になりましたように、ふだん余り災害に遭つていないといふこともあるのだからと思ひますが、やはりこの制度に対する魅力を感じていない、そういうことがございまして、なかなか加入しようという人がいるわけでござい

ます。そうした面を考へますと、この制度が存在をして、そして一般会計からの、災害とはいひながら再々この繰り入れをしなければならぬといふ非常に弱体質の現状を考へますと、問題点としては、この共済保険制度がやはり弱さを抱へてゐるのではないだろうか、体質的な弱さがあるのではないだろうか、もう少し加入率の問題でございませうとか、あるいはまた種目の拡大の問題でございませうとか、いろいろの面から検討を加えていかなければならない、そういうことを含んでゐるのではないだろうかといふふうには考へてゐる一人でありまして、あえてきょうはその点を指摘をした次第でございませう。ありがとうございませう。

○瓦委員　玉置一弥君。

○玉置（一）委員　今回もまた農業共済再保険特別会への繰り入れということになつたわけでございませうけれども、どうも最近異常気象が非常に多く続いております。これは例年になく雪が多いといふこともございませうし、夏には必ず集中的な水害がある。むしろ台風被害よりも、従来と変わつた形で農業への影響というものが始つてゐるやうでございまして、そういう面から考へまして、今までの生産技術ではどうも太刀打ちできないのではないかと、こういうような気持を持つておられます。

そこでまず、気象庁においてをいただいてゐると思ひますけれども、我々自身どうも最近の天候が従来と大分傾向が変わつてきたのではないかと、いう気持も持つておられますので、統一見解を得るために、今までのどうか今現在の状況、これが平年に比べてどうかといふこと、そして今後の長期予報ですね。まあ農家の方で特に農政関係をやつておられる方が、気象庁の長期予報が狂つたためにどうなるかが時々あるわけですから、そういうことでもなく、まずこれからの話を進める上での統一見解というものをぜひお示しいただきたいと思ひます。

○渡辺説明員　それは先生の御質問に對しましてお答えいたします。

まず最初の第一点につきまして、昭和五十五年から年別に順を追ってお答えいたします。

昭和五十五年は全国的に気温が低く、特に東北、北海道地方は強い低温年となりました。七月、八月の平均気温は北海道七地点、旭川、札幌、青森、函館、帯広、根室、網走、これの平均では平年より一・九度C低く、東北六県では二・七度C低いというかなりの低温でありました。

次に、昭和五十六年の五月、六月の平均気温は、北海道では平年より一・三度C低く、東北地方では一・八度C低くなりました。また、七月、八月の平均気温は、東北、北海道とも平年より〇・二度C高く、ほぼ平年並みでありましたが、盛夏期は台風や前線の影響を受けて悪天の日が多くなりました。

昭和五十七年は、地域的には中部日本以西で低温と悪天に見舞われ、大阪、豊岡、潮岬、この三点の七月、八月の月平均は平年より一・二度C低くなりました。なお、北日本は平年並みの気温に推移しました。

昭和五十八年は、過去三年と趣を異にしまして、六月に最も強い低温に見舞われました。六月、七月の平均気温は、東北地方では平年より二・〇度C低く、北海道では二・七度C低くなりました。八月は全般に天候が回復し、北日本でも気温が平年より高く、西日本ではかなりの高温となりました。

以上が、昭和五十五年から四年間の天候の経過でございます。

それからもう一点、二番目の御質問に対するお答えをいたします。この異常気象は、今後はまたどうなるのかということの御質問であろうと思えます。近年の天候の経過を見ますと、変動が大きく、かつ地域差の大きな状態が出現しております。この傾向はなおしばらく続くものと見ております。

○玉置(一)委員 大体以上でございます。その地域とかそういうのは全然わからないわけですね、気象庁。

○渡辺説明員 具体的なことはもう少し調べないとわかりませんが、非常に雨の多いところだとか気温の低いところ、まあ気温が低くて雨が多いところとは大体一致しているのです。それから大体北日本の方が雨が多くて、日照が少なく、気温が低い。それが北日本の冷害型で、それから西日本ですね。関西から西の方では、気温はむしろ若干あるんですけども、前線が停滞して、台風が接近して雨が多いというようなパターンになっているのが大体四、五年の傾向だと思えます。日本では大体そういう大きな傾向でございます。

海道の六、七月の低温はこれもまた百年に一遍というふうな、いわゆる異常気象としては発生する頻度が非常に低い、まれなケースでございます。したがって、四年連続の不作というの、基本的には気象が原因であるというふうな理解していいのだらうと思っております。

○玉置(一)委員 それでは農林省にお伺いをいたしますけれども、例年ですとある周期をもつて災害が発生し、また、あくまでも会計の方から見ておきますと、ある時期になると異常に災害の被害が増大をする、そしてここ数年は珍しく続いているというふうな言い方をされております。我々は、例えば災害あるいは事故等がありますと必ず再発防止ということを考えるわけです。少しでも増大をしてまいる傾向がありますと、やはり今までの対策がどうもうまくいっていないのではないかと。特に農家に對する生産指導とかあるいは品種、いろんな技術開発というものがあろうかと思えますけれども、災害農家に対してどういうことを今までやってこられたか。逆に言えば、なぜ効果が出ないのかということも聞きたいと思えます。

したがって、先ほども議論があつたわけでございますが、何といひましても米の生産の基本技術でございます適品種の選定、それから健苗を適期に移殖する、それから適時適切な肥培管理を行う。もう一つ肝心なことは、地力を増強するということが一番の基本であるかと思えますが、それと生産組織を育成しまして技術の平準化を図る必要がある。そういったことが必要でございます。今、今度新しい農林大臣の御指示もございまして、さらに今度新しい農林大臣の御指示もございまして、たくましい稲づくり運動というふうなことを始めておりまして、さらに今申し上げましたような基本技術の助行の指導を徹底してまいるつもりでございます。

○中野政府委員 先ほど気象庁の方からお話があったように、四年連続の不作の経緯を見ますと、例えば東北でございまして、五十五年の七月、八月の低温というの、百年に一遍の異常な低温でございます。それから五十六年の、これも東北の太平洋側でございますが、六月に非常に低温があつたわけですが、これも百年に一度というふうなケースでございます。それから五十七年、これは関東が七月に低温に見舞われておりますが、これは五十年に一遍、五十八年でございまして、北

海道の六、七月の低温はこれもまた百年に一遍というふうな、いわゆる異常気象としては発生する頻度が非常に低い、まれなケースでございます。したがって、四年連続の不作というの、基本的には気象が原因であるというふうな理解していいのだらうと思っております。

あるのか。これは素人の考えですけども、そういうふうに見ていきますと、例えば稲作にしても低温ぎりぎりのところでやられているような感じがするわけです。そういう意味から見て、非常に悪い状況でそのまま継続することになると思えます。

ですから、いま水田再編、いろいろやられておりますけれども、そういう制度を利用して、単なる耕地面積全体の一律低減ではなくて、思い切った大転換をやるようなことを考えていかなければ、異常気象だと言っている間に、例えば過去五年間のうち四年間異常だと、それが今度は標準になるわけですから、そういう面を考えていきますと、異常だ、異常だと言っておれない。要するに海流の関係とかいろいろな気象の関係がそういう方向に変わってきているのかということもあるわけで、二度か三度ぐらいの連日異常な状態になるということ自体が、非常に限度ぎりぎりにやられているのではないかと、いふふうに思うわけです。そういう意味でもっと余裕のある、幅のある、温度に適した品種にいろいろな作物を、特に稲ですけれども、変えていかなければいけないと思えますけれども、いかがですか。

○中野政府委員 平均の気温で今一度ないし二度というふうな数字も出ておりましたのですが、結局、作物に影響いたしますのは、ある一定期間の積算温度でございます。技術的になりますが、仮にある月が一度下がりますと、全体としては三十度下がる、それが響くわけでございます。ですから、一度、二度という数字は一見少ないように見えますが、非常に大きなものであるというふうな御理解をいただきたいと思えます。

○玉置(一)委員 大体農作物というのは一年一年植えてかえですね。収穫して新しいものを植えていくというところでございまして、今の百年に一回がここ三年くらいで二回もあるというところで、これはまさに百年に一回ではなくて二年に一回というくらいに見えていかないかと思うのです。気温、これは平均でございますけれども、二度から三度。普通二度から三度というところな影響

あるのか。これは素人の考えですけども、そういうふうに見ていきますと、例えば稲作にしても低温ぎりぎりのところでやられているような感じがするわけです。そういう意味から見て、非常に悪い状況でそのまま継続することになると思えます。

ですから、いま水田再編、いろいろやられておりますけれども、そういう制度を利用して、単なる耕地面積全体の一律低減ではなくて、思い切った大転換をやるようなことを考えていかなければ、異常気象だと言っている間に、例えば過去五年間のうち四年間異常だと、それが今度は標準になるわけですから、そういう面を考えていきますと、異常だ、異常だと言っておれない。要するに海流の関係とかいろいろな気象の関係がそういう方向に変わってきているのかということもあるわけで、二度か三度ぐらいの連日異常な状態になるということ自体が、非常に限度ぎりぎりにやられているのではないかと、いふふうに思うわけです。そういう意味でもっと余裕のある、幅のある、温度に適した品種にいろいろな作物を、特に稲ですけれども、変えていかなければいけないと思えますけれども、いかがですか。

○中野政府委員 先ほど気象庁の方からお話があったように、四年連続の不作の経緯を見ますと、例えば東北でございまして、五十五年の七月、八月の低温というの、百年に一遍の異常な低温でございます。それから五十六年の、これも東北の太平洋側でございますが、六月に非常に低温があつたわけですが、これも百年に一度というふうなケースでございます。それから五十七年、これは関東が七月に低温に見舞われておりますが、これは五十年に一遍、五十八年でございまして、北

海道の六、七月の低温はこれもまた百年に一遍というふうな、いわゆる異常気象としては発生する頻度が非常に低い、まれなケースでございます。したがって、四年連続の不作というの、基本的には気象が原因であるというふうな理解していいのだらうと思っております。

あるのか。これは素人の考えですけども、そういうふうに見ていきますと、例えば稲作にしても低温ぎりぎりのところでやられているような感じがするわけです。そういう意味から見て、非常に悪い状況でそのまま継続することになると思えます。

ですから、いま水田再編、いろいろやられておりますけれども、そういう制度を利用して、単なる耕地面積全体の一律低減ではなくて、思い切った大転換をやるようなことを考えていかなければ、異常気象だと言っている間に、例えば過去五年間のうち四年間異常だと、それが今度は標準になるわけですから、そういう面を考えていきますと、異常だ、異常だと言っておれない。要するに海流の関係とかいろいろな気象の関係がそういう方向に変わってきているのかということもあるわけで、二度か三度ぐらいの連日異常な状態になるということ自体が、非常に限度ぎりぎりにやられているのではないかと、いふふうに思うわけです。そういう意味でもっと余裕のある、幅のある、温度に適した品種にいろいろな作物を、特に稲ですけれども、変えていかなければいけないと思えますけれども、いかがですか。

○佐野政府委員 お答えいたします。
加入率をいかにして高めるかというのは一般論

聞きまして、共済受領金の譲渡禁止条項というの
があつて、このために任意共済なりあるいは強制

それ、これがあるために、せっかく共済制度がありながら、農家の信用力を高める上で効果が減殺されておるのではないかと御批判でうかがうと存じますが、請求権の譲渡及び差し押さえは禁止されておりますが、ともかく共済制度があるということは、借金をした場合の農家の償還能力を裏打ちしておることは事実でございますので、そういう意味で信用力を支えるという効果がこれによって無に帰してしまふというわけではないと思いますのと、それから私どもの方では、別途また農業信用保険制度、農業信用基金協会とか

それから、先ほど申し上げましたようにほとんど被害がない、めつたにないところとはまず入らない。何年かに一回被害を受けるというようなどころとか、あるいは少なくとも周りがほとんど被害を受けて、たまたま自分だけが免れているというふうな方が入られるというふうに考えていきますと、どうも被害者ばかりが入って母体が広がらないという感じがいたします。それと、特に果樹共済などになりますと、一つの地域で大きな被害があつて、その年の出来高が非常に少ないということになりますと、まさに被害に遭わなかつた方だけがもうかるというようにな形になりまして、何とかそのもうかるところから取れないかというような発想から二段階制度にしたらどうか。ふだん比較的被害がない方、そういう方でもやはり一律に入つてもらう、そしてそれをもう強制にしてみましょう。もう一つは被害の常時起きる方、要するに今入っておられる方々、そういう方々に対しては任意加入といえますか、そういうふうな制度を導入できないかというふうに思うわけです。

榎

きようは余り時間ありませんので、一応こういう考え方はどうかということで提言だけはしますので、御答弁は結構ですから、それについてぜひお考えをいただきたい。

時間も参りましたのでこれで終わります。どうもありがとうございました。

○瓦委員長 中川利三郎君。

○中川(利)委員 政府は米の作況あるいは農業共済の基準収量を出すに当たりまして、統計情報部の一・七ミリの網目をベースにして割り出しています。一方米の生産者、農家は、良質米づくりをやれという国からの働きかけとかあるいは産地間競争などもありまして、大方は一・八ミリまたは一・八五ミリの網目でふるいにかけている、そういう実態がございます。そのためにいつも問題になるのは、政府がこれだけの米が生産されているはずなんだ、こう言いますが、農民の側からは、政府は米米であると言っておるというぐあいに、政府の言う作況と農民が実感として受けとめる作況とのずれがございます。私はどつちの網目がいいか悪いかはともかくといたしまして、少なくともこの両者の間にこういう大きな乖離、隔たりがあるということをお認めになる以上、実態に近いものに改めるべきだと思いが、この点についての政府の認識をお伺いしたいと思います。

○須田説明員 お答えいたします。

収量調査に使用されまする目、実際に農家が使っておりますものと若干相違があるということ、国の収量調査におきまして収量と農家の間におきまして、確かにある程度の差が出ておるといふようなことは考えられようかと思ひます。そこで水稲収量調査のふるい目につきまして生産、流通の実態に合わせるべきではないかという御指摘だろと思うのでございすが、これにつきましては、生産者が用いておりますふるい目というもののつぎましては、今先生も御指摘されましたように米の産地間競争とも関連いたしました、地域によりまして、また時によりまして、時

に申しますのは年によって多少変わるわけでございますが、非常にまちまちであるということでございます。ある一定の、例えば一・八ミリなら一・八ミリということでは固定して考えてやっております。このことではございせんので、そういうふうにならざるであつて、また年によつてもこう動くようなものについて収量調査で取り入れていくというふうなことになります。もう一つの混乱も出てまいります。そういうふうなことから見ますと、先生の御指摘ではございすが、今後は現地におきまして動向につきましてもよく見きわめていくということとは必要であらうというふうなことを考へておられますが、現時点におきましてふるい目につきましての基準といひますか、それを変へる必要はないかといふことに考へておる次第でございます。

○中川(利)委員 農民の一・八ミリあるいは政府の一・七ミリ、このふるい目について若干の差が出ておるとあなたはおつしやいましたけれども、農林水産省が五十七年度の宮城県産米で網目の違いと作況指数の相関関係を調べた資料があるわけですね。それによりますと、網目の〇・一ミリの違いが作況指数の中では四ポイントから六ポイントの差、一ポイント違へば十トン、五ポイント違へば五十万トン、わずか〇・一ミリの網目でこれだけの差があるのです。このことはお認めになると思ひますが、同時にあなたはおつしや、一・八ミリといふ言つても全国各地域でばらつきがあるとおつしやつておられるわけでありまして、しかし、ばらつきがあるといふのは、一・七でやつておられるのは例え近畿地方の小粒米ですね。ほんのわずかな違いです。いまライスグレーダーがほとんど普及いたしました、例えば米をえり分ける米選機。この出荷の八〇から八五％はほとんど一・八ミリその他で、政府の一・七ミリでやつておられるのはないのです。いわば大宗がそういう方向になつていくということですね。したがつて、そういう現実もこのままでいいわけありませんから、当然実態に

近いように見直すというのは当たり前の話ではありせんか。ですから、その点について再度お答えをいただきたいと思ひます。

○須田説明員 御指摘のいわゆる実態との差の問題でございすが、先生今御指摘されました収量の差といひますか、その問題について若干御説明させていただきますと、確かに、いわゆるふるい目につきまして、一定の試験等におきましてやつた場合に、一・七ミリと、仮に一・八ミリとかといふことで試験をいたしまして、これは完全に時間をかけましてふるい切つたベースでの差としましては、あるいは今御指摘の四％程度の差は出ようかと思ひますが、実際に、今の農家の実態といひますか、ライスグレーダー等で選別しております実態から見ますと、一・二％ないしは非常に小さいものではないか。四％というふうな、そのふるい切りの状態とは実態的にやはり違ふ面があるのではないかと考えられます。

それからもう一つは、実際に今度ふるい目をかけた後の、ふるいをしたものにつきまして、一部は再選別されて流通の実態に回つていくという面もございまして、その辺の差をどういふふうに見ていくかといふことでございすが、我々も、そういう点は、実態等については十分見ていくつもりはございすが、何分、先ほど申しましたやうなことで、確かに、実態的には一・七ミリといふものを使つておられる地域は比較的少ないのではないかと感じはいたしております。今までの経過等も考えますれば、直ちにこれは見直しをしていくといふふうには、実態的になかなか難しいのではないかと考えますが、我々も、我々も、御指摘の点も含めまして、この問題についての内部的な検討は十分考へていきたいと思つております。

○中川(利)委員 内部的な検討は考へる、しかしなかなか難しいといふやうな答でありました。あなたが、あなたの方、若干の差はあるといふやうな見方、若干といふのはほんのわずかといふやうにとられがちですけれども、おたくの資料でさえもそういう状況で、実態調査した結果が出ておられるわけですね。もう一つの例で言いますと、五十七年の宮城県の作況、平年収獲四百九十五キロに対して四百四十九キロしかとれない。作況指数が九一でございしましたが、網の目が一・八ミリであつた場合、作況指数は八七であつたらうし、一・九ミリまで広げれば、作況指数は七六まで下がつてしまふ、そういうことなわけですね。これは重大な問題なのではないか。したがつて、これは若干で済ませるわけにはいかない。だから、検討するといふことを言つたと思うのですけれども、現にこれは不都合だといふことで、私が聞くとおつしや、皆さん、皆さん、これは全然問題にならなかつた、これはどうして官房その他が中心になつて見直ししなければならぬといふ検討会、これが公式のものであるかどうかは別にいたしまして、そういうものを持たれておられるといふことでございすが、この事実があるかどうかといふことと、先ほどあなたは、もう一回一・八ミリ以下の、実際は流通しない米でも再選別されて流通しておる、こういうやうな言い方をしておられるから、このことは何でもないのではないかといふことの言ひかえらうと思ひます。しかし、実際に農家は、自主流通米の産米競争のもとで一・八ミリだと一・八五ミリなどの幅広い網目を使わされておられるのです。これは、良質米をつくれつていふやうな、本当は政府米として立派に販売できる米までくず米同然の値段で売らざるを得ないといふのが今日の姿なのですね。だからといって、再選別したところで、それは政府集荷に回らないで横流ししてあるでしよう、実態は。この網目競争によつて生ずる誤差といふのは四十万トンあるいは五十万トンとも言われているのです。これは即刻実態に近いやうにやらなければ、将来、農政そのものの問題としても大変大きな問題になつてくると私は思ふのですが、いま一度お答えいただきたいと思ひます。

○小坂説明員 ふるい目が〇・一ミリ違ふ場合、

作況がどのように変わるのか、こういう御指摘でございます。

私も統計の、実際のふり目によりまして一定の方法ではかりますと、先生の御指摘のような四割前後、こういうことになるわけでございませうが、実態問題として、農家等が実際にライスグレイド等選別する場合については、完全にふり切らなかったというようなこともあって、その差というのはかなり減るのではないかと、これが実情ではないかと思うわけでございます。

なお、作況指数にどのように影響するのか、こういうことでございませうが、私も作況指数を出す場合には、いわゆる平年単収に比しまして、それで収量がどうなったのか、こういうことでございませう。平年単収自体が一・七ミリのペースにして収量の基準にしておるわけでございませう。したがって、仮に一・八ミリとかそのようにする場合におきましては、当然ペースとなる平年単収自体も変わらざるを得ない。こう考えますと、作況指数自体につきましては、仮にそのような状況になってもこれは変わらないというふうに御理解をお願いしたいと思います。

○中川(利)委員 今、大体のやりとりをしたわけですが、問題は、一・七ミリの、政府の共済その他基準単収を出す場合の、このペースが妥当なのかどうか、これで正常に機能しているのかどうかというのをいまだ一度はつきりしなくては、要当であればこのままでいいわけですから、しかし、やはり不都合であれば、これは将来的にも見直すべきものなのか、そこら辺の考え方をひとつ聞きたいと思ひます。

○小坂説明員 私ども、統計の収量基準といたしまして一・七ミリを使っておるわけでございませうが、これはいわゆる食糧に供し得る、精米となる米の粒が通常一・七ミリ以上である、こういうこと、さらにまた、政府買入れ規格の最低基準に合致する、このようなことから定めておるわけでございませう。

先生御指摘のように、現実問題として、自主流通米等で上位選別でやられていて、こういうことは承知いたしておるわけでございませうが、これらにつきましては、地域それから場所、そういったものによつて差がある。このようなことから見ても、やはり基準としては一・七ミリということにするのが適切ではないか、直すことはかえつて混乱を招くのではないか、かように考えております。

○中川(利)委員 一・七ミリの米でも政府が買うから、これは大丈夫なんだ、一・七ミリで結構だ、こうおっしゃるわけですね。しかし、そのことがいかに農民の実態に合致してないかというところ、とすね、問題は、だから、一・七ミリの三等米、農民からするならば、やはりいい米をつくりたい、うまい米をつくりたい、値段の高い米をつくりたい。農民省自体がそれを勧めているわけでありませう。ところが、あなたは、良質米をつくれ、くれという一方のかけ声と同時に、もう一つは、一・七ミリでも構わないのだ、実際は一・八ミリ以上で農民が全部競争しているときに、それだつて買うのだから同じじゃないかという言い方は、省内に二つの流れがあつて、皆さんの部内に相反する一つの――そうした農民が今、何を基準に米をつくらうかわからなくなるのじゃないですか。

そういうことで、余り時間がございませうからあれですが、この点はやはり当然、実態に合わせ見直すべきだということ、私、結論的に申し上げるわけでありますが、なぜ、あなた方がそうかたくなな態度をとるかという、網目の〇・一だとか二とかいうのは、本当に小さい問題でありますけれども、この問題が即日本の農政の根本にかかわる、例えば作況指数と実際の生産量の問題にも関与してきますし、共済のそういう被害補償の問題にもかかわつてくるわけでありますし、あるいは政府の農業の見直しそのものにも関連してくる。つまり、大変重要な問題がそれに関連してあるから、なかなかガードがかたいというふう

に、私、推測はしているわけでありませうが、だからといってこのままで通すということは、やはり将来に大きな禍根を残すことになることを指摘しておきたいのです。

きょうは時間の関係がありますから、この点は後日に譲りたいとして、最後に、共済掛金の問題について伺ひたいのは、今、一・七ミリの基準に共済の掛金が掛けられているわけですね。ところが、実際は、日本の農民の大方は一・八ミリ以上のふり目で作っているわけですよ。ですから、農民にしますと、一・七と一・八の間のその部分の、つまり収穫しない米に対して、共済の掛金が払わされていく、こういうことに理論的になると思ふのです。これは行政の整合性という点からいいますと、私はやはりひとつ問題じゃないかと思ふのです。そのかわり君、一・七でやれば共済被害の救済のされ方はよくなるんだ、こういう言い方もあるかもしれませんが、それはそれとして、行政の整合性という面から見た場合、収穫しない米の分まで掛金を取られているというところはやはり不合理だと思ふのです。この点について御所見を承りたいと思ふのです。

○佐藤政府委員 現在、農業共済においては統計情報部と同様一・七ミリを使っておりますが、これは私もその方では基準収量にもこれを使つておりますし、損害評価のときにもこれを基準にしてやっておりますし、それから掛金の算定基礎にもなります被害率も一・七ミリということにしてあります。それで、こういうすべての要素に首尾一貫して一・七ミリというのを用いておれば、掛金が納め過ぎであるとか納め足りないとかという問題は起こらないはずだと思つております。

○中川(利)委員 いろいろその問題についても議論のあるところでありませうが、いずれ……先ほどの、農林省の部内で、正規のものであれ何であれ、やはり網目の問題について再検討しなければ実態に合致なくなるというところで、まあ有志であるかわかりませんが、そういう検討会を開いているという確かな筋からの情報を私は得ておるわけでありませうが、同時にいまの答弁をお聞きいたしますと、いまのままでいいんだということになるわけでありませう。公式と裏のいろいろ間があると思ひますが、その点についてのお答えがなかったのです、その点のお答えをお伺ひして私の質問を終わらしていただきます。

○須田説明員 先生の申しましたことについてでございますが、我々米の需給の問題というものをやはりいろいろな面から多面的に検討していかねければというところは当然の義務でございませう。そのような意味で、例えば生産数量あるいは収穫数量、流通数量といったものにつきましての見方と、あるいはそういう検討の一環として、そういうふうな議論も、先生のように中でいろいろございませうが、やはりそういう問題も含めて、我々いろいろな討議を省内的にはしなくちゃならないというふうに考えておりました。そういうふうなあくまでも一環として、これについての担当者を集めてのフリートートーキングというふうなものは当然やっております。しかし、それは形式的な形で、検討会というほどのものではございませう。しかし、やはりそういうふうな検討をほかの米の需給全体との関連でなされるという考えは、これは、我々行政の立場としては避けられないことであり、考えていかなくてはならないことではないか、そういう姿勢で取り組んでまいりたいと思ひます。

○中川(利)委員 まだ大臣が来ないというので、もう一問ぐらいというお話もございませうので、いま内部的な検討会では確かにそういう問題も部分的には含まれているのだ、こういうことで、それがすべてではない。しかも正規のものではないというお話もございました。しかし、その網目の問題が討議の組上に上つていっているというそのこと自体、正常じゃないのだ。やはりこれは実態に近づけるように、あるいは網目をいじることが

できないとするならば基準単収をどうするかという問題がまた一つあると思うのです、実態とそぐわないものですかね。基準単収の方で知恵を絞るとかなんとかいうことが今農民のほとんどの叫び、要求になっていくわけでありまして、網目をもし今のままとするならば、基準単収は網目から出てくるわけでごさいますけれども、それにしても何らかの格好で基準単収のとり方をどうするかという問題は大きな課題であると思うのですね。その点についてもやはり討議しておるのか、討議しておらないのか、このことを伺いたいと思うのです。

○佐野政府委員 私どもとしては、基準単収は現在一・七ミリで一等米から三等米に該当することになるわけでごさいますので、一・七ミリのままで特に不都合はないというふうに存じております。

それから、農家との関係で御損をかけておるかどうかという問題につきましても、あらゆる要素について全部一・七で統一してやっておれば、損得という問題は起こらないというふうに思っております。

○中川(利)委員 後ほどまた改めて舞台を移してやります。終わります。

○瓦委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○瓦委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案について採決いたします。

【賛成者起立】

○瓦委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○瓦委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後四時六分開議

○瓦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。国の会計、税制及び金融に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 大臣に一般的な所見を伺いたいと思ひます。

その前に一つだけ正確に確かめておきたいのですが、先ほど本会議の質問中に我が党の沢沢議員に対する総理の御答弁の中で、財源確保、減税の財源問題については与野党間の話もありのような答弁がございまして、若干混乱をいたしましたわけでありまして、何か今回の増税法案についても、野党も共同の責任を持つていくのかのようなニュアンスに受けとめられるわけでありまして、私どもとしては極めて心外であります。正確に経過をたどつてみましても、減税問題についての五党幹事長・書記長会議のさきまの確認、あるいはまた最終的な昨年九月九日の五党幹事長会議、そこにおける当時二階堂幹事長の回答とか、あるいは、これは大蔵大臣誤解なんだろうと思うのですが、五十七年の当委員会に設置をされました減税問題に關

する特別小委員会のことも触れられました。後で総理から別途言い直しがございましたが、あの五十七年の当委員会における特別小委員会でも長期間議論をいたしましたその報告書を見ましても、財源策については遺憾ながら意見の一致を見るに至らないということで、打ち切りの報告を福田議長にまで提出をしているという経過になっているわけでありまして。

私は思うのですが、大蔵委員会は税制に対する専門の委員会ですから、小委員会であろうと本委員会であろうと真剣率直な議論を闘わす、国民生活や国の財政の将来を真剣に考えて議論をする。当然のことでありまして、またそういう趣旨で特別小委員会の御議論もあつたというふうに、私は振り返つて思つておるわけでありまして、何かそういう真剣に議論をした経過が、政府が提出をする増税法案の言ひわけの一つ、てこに使われるみたいなことでは、委員会の今後のプロダクティブな議論も進まないというふうにも思ひます。総理から訂正の御発言がございましたが、大臣からそれについて承つておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 これは私もかなり氣をつけて、それから従来の文章を読みながら申し上げました。私が、減税小委員会ができました当時の幹事長代理であります。したがって、その経過を見てみますと、五十七年の三月七日にいわゆる「議長見解」が出されて「大蔵委員会に小委員会を設置し、中長期的な観点に立つて、所得税減税を行う場合における税制の改正並びに適切な財源等について検討を行うこと。」ということ。それを受けて、それから、中身の問題は非公式な会議でございまして、一切いゆる公式な席で申し上げないというところになっておりますが、それを集約されて山中小委員長名で福田議長に十一月十九日、赤字公債によらないことで意見の一致を見た、しかし議論をしたが財源は見つからなかったというところ。それからそれを承けて、今度は十二月の二十四日に村山小委員長から福田議長あてに、

種々の財源対策と税目を対象に真剣な議論をやりました、しかし意見の一致を見るに至りませんでしたという正式な報告書がございまして。

それから今度、五十八年の三月一日に幹事長・書記長会議が行われて、そのときに、減税問題と人勸問題とあわせてございまして、継続的に協議を行う、こういう見解がございまして、それを受けまして今度三月二日に予算委員会が官房長官から、景気浮揚に役立つ相当規模の減税を実施するための財源を確保して、所得税、住民税の減税についての法律案を今国会中に提出するとの確約があつたことを承知しておるという裏打ちを行つたわけでごさいます。そのほかもう一つ参議院の予算委員長見解がございまして、それは別といたします。

それから、きょう私も正確に申し上げましたのは、九月九日の五党幹事長・書記長会議回答事項というのがございまして、これは十月下旬に提出せよということ、それから景気浮揚に役立つ大幅規模とするということ、実施は年内とするという二階堂進サイン、こういうのがございまして。少なくともこの九月九日には「財源」という字はありません。私は後から行って、財源という字は入れたかと言つたら、忘れたところおつしやつておりましたので、間に合いませんでした、私の側から申し上げますならば、全くこれはそういうこととはございせん。

で、きょうお答えいたしましたのは、要するに流れの中でその後大蔵委員会あるいは参議院の予算委員会等において、各党から俗に言う不公平税制の是正をも含めた各種の提案もあつております。これは熱心な前向きな議論でございまして。そういう流れを受けて財源問題というものの対応をしてきた。しかし、最終的には政府の責任で財源問題はやるべきだ。確たる申し合わせではなかつたわけでごさいます。政府の責任においてやらなきゃならぬということになると、従来の経過から見て赤字公債だけは避けようということでごさいます。きょう提案理由の御説明を申し上げ

ました物品税、酒税、そしてまた法人税等々の問題を、減税額に見合う財源として今日御審議いただいておるといふ経過になるわけでございます。

したがって、きょうの答弁は、最終的に総理が、大蔵大臣が申したようにという前提で再答弁がございましたことによつて大體整理されたんじゃないか。ただし、いささか喧嘩の間でございまして、各人各人によつて耳のぐあい——耳のぐあいというのは別に耳が悪いという意味じゃございませんが、喧嘩の間でございまして、皆さんが正確にこの文章どおり受けとめておられない嫌いもあるんじゃないか。したがって、今私が正確に経過から申し上げたということでありま

す。

○伊藤茂委員 私言葉の端々を云々するつもりはありません。ただ、こういう大事なときに我が大蔵委員会では、やはり日本の将来を考えて率直な、また真剣な議論を大いにやらなくちゃならぬ。その結果合意をすることもあるかもしれませんが、それはその場合。それから政府の責任だとする場合は政府の責任。また、政府を代表する官房長官の御発言と書記長・幹事長会談という政党レベルの合意とごっちゃになることのないように、大いにフェアな議論を闘わしながら、政治家としてフェアな対応をしていく、これをお願いしたいと思ひます。

幾つかお伺ひしたいのですが、そのまず一つは、財政改革、財政再建、それを進めるに当たつての基本的な考え方を伺ひたいわけでありま

す。

どういふことかといひますと、昨年の国会にも「今後の財政改革に当たつての基本的考え方」といふ文書が出されております。今度も大蔵省から「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」が出されております。昨年の記憶をたぐりながらことしの分を読んでみたわけでありま

す。非常に奇異に感ずる点がまず一つあるわけでございます。

どういふことかといひますと、昨年のこの文章の中には、財政再建ではない、財政改革である、

そういう意味合いを前提に込めながら、財政改革を進める基本的な考え方として「新たな時代に適合した財政」とするようその改革を図り、「さまざまな作業を進めていくんだ」といふことが書いてあります。単なる収支論ではなくて、新しい時代に適合した財政をどう構図をつくっていくのか、そういう財政改革論、私は考え方は賛成でありま

す。ところが、ことしの文章を見てみますと、そういうところは一つもありません。最初から収支論が書いてござい

もうちょっと関連をいたしまして、きょうこの「フアイナンス」の二月号が配られております。巻頭に大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

く、より積極的な将来の日本の発展の基礎を築くものでなければならぬ」といふ文章が載つてお

りま

す。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

る。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

る。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

る。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

る。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

る。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

る。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

る。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

る。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

る。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

る。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

る。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

る。大蔵省の考え方、大蔵大臣の文章が書いてござい

ます。昨年も同じようなことがござい

たしか昨年の場合には「勇気」と「希望」をもつて」といふようなタイトルで「財政再建は、単に「赤字をなくす」といった消極的なものではな

するわけですから、そう難しくなくできるものと私は思います。この場合にはこうなりますよと言ふことはできると思ふ。また、視点を変えて、予算委員会でも、我が党の武蔵議員から、二十一世紀初頭を展望したさまざまな試算もして議論をされました。私も、それとは違つたさまざまな議論も、モデルをどう描くのかということも勉強しているわけでありま。

そういうことをやってみますと、いろいろなモデルをどう描くかという試算などをいたしてありますと、大蔵省が出した出し方というのは、要するに増税追い込み論ですね。これだけ足りません、これだけ足りませんというのを今までも三年、四年とやってきました。結局負担の増大は避けられないという形に追い込んでいく。財政、税制の民主化とか、財政構造の民主化とか、将来社会への適応とか、そういうことは鮮明な形で出されたことがない、そういうことを感ずるわけでありまして、各種委員会のいろいろな議論もございまして、これから法案審議にも入つていくわけでありまして、少なくとも我が大蔵委員会、担当のところでありますから、本音の議論をしなればならぬと思ひます。今日、こういう時代になつても、本音の問答があり、そしてまた、本音でこの事態をどう乗り切るかという気迫がなかったら、これは国家的不幸という問題ではないだらうかというふうな気がするわけでありま。

そういうことを考えてみますと、先ほどの本音の議論でも幾つか質問がございましたが、今後の税財政の展望をどう考えるのか、予算委員会からきよの本会議まで拾つてみますと、中曽根総理は「増税なき財政再建」を堅持と、きよも言われています。しかし、非常に厳しいということも言われています。竹下大臣は、削減だけではできません、非常に困難な事態です、というふうな意味合いのことも言われております。渡辺幹事長代理は、大蔵大臣を二回なさつた経験者ですが、何から年からは増税しなければならぬ、早速その議論を始めようというふうな提唱をなさつておるよ

うであります。また、同じく元大蔵大臣の村山達雄さんのところで、一切の今までの条件とか拘束なしに、財政再建のフリーな議論を党内でするよというふうな動きもあるやに報道で聞いております。また、企画庁長官の河本さんは、御承知のとおり、「エコノミスト」の論文その他を讀ましていただき、国会の答弁も伺いましたが、積極経済、そして削減コースで財政の将来が何とかなると思はない、減税についても四兆円規模というふうな発想を言われているわけでありま。これも自民党の中では、同調する意見の方もいらつしやるようでありまが、多数ではないようです。しかし、今や削減コースだけで財政再建ができるという考え方を持たれる人は、本音の立場で言へば、ほほほのじゃないか。そういうばらばらな意見が政府のしかるべき責任者からそれぞれ言われているというわけでありま。しかし、その面の一番専門の責任者は大蔵大臣だろと思ひますが、どういう方向に、何を、率直に本音で国民に語ろうとするのか、それが大事ではないだらうか。

というふうな思いをしなが、先ほどの年頭訓示の文章の後ろの方を讀んでいましたら、「私、竹下登が将来、政権担当を仮にも目指すならば、皆さん方のそういう知恵を土台にして、大きく論文を発表してやろうというふうな、云々とございました。ニューリーダー大蔵大臣ですから、それくらい気概を持たれるのは当たり前だと思ひますが、そういう気概を込めて言われるとすれば、五種類も六種類も自民党・政府の責任者が言われるという中で、一番担当の大事な責任を持たれる方としては、本音の議論としてどう思われるでしょうか。

○竹下国務大臣 まず、年頭のところで、政権担当のときに大きく言つてやろうというほどおこがましい人間ではございせん、こう申したわけでありまして、あれは非常に否定的に申したつもりでございませう。あのころいろいろ議論されておりましたから、そういう発言が翌日の新聞記事で

どうなるかということ予測しながら、これはこの際明確に否定しておいた方がいいと思つて、事ほどさようにおこがましい考えは持つておりませうんというのを申し上げてから申したわけでありま。

それはそれといたしまして、本音の議論ということは、まさに歳入委員会でございますから、それらの本音の議論がなされて結構だというよりも、それが当然のことであると思つておりま。私も、おとしになりますか、就任していろいろ考えましたのは、一つは、例の「新経済社会七カ年計画」で二六六二分の一という租税負担率を定めて、その下敷きになつておるものは、いわゆる一般消費税（仮称）というふうなものが下敷きにあつたからあれが出し得たのかな、こう思ひました。しかし、その際、その考え方は国会決議等をもつて否定されて、そして新たな八〇年代の「展望と方針」を経済審議会が出されるということになる、あの七カ年計画の反省からして、そのようなあらかじめリジッドなものを出すということは、ある意味においては国際的な同時不況というふうなものがあつたという弁解はできにしてみても、かえつて国民に政治不信みたいなものを与えるのじゃないかということから、そういう中期展望は、まさに数字といへばいつでも申しますように、「七、六、五、四、三、二、一」という数字以外は余りないようなものになつてきた。それを受けて、さればその経済全体の一部である財政というものは、固定の、定量的な考えを示すことは非常に難しい。さようしかば、政府として出すときには非常に責任もございませうから、いろいろな仮定のもとに立つた資料を提出して、それを我々も財政再建の将来の手がかりとして、そして御審議いただく先生方にも審議をするための手がかりとして、その中で本音の議論がいろいろ交わされる中で、おのずから国民の合意というものが那邊にあるかということを見出すという方法が、遠回りのようであるが、いじやないか、こういう考え方に立つたわけであ

ります。したがつて、そういう考え方に立つて中期展望なり仮定計算なりを出ししながら、国会の問答等を通じてある種のコンセンサスを得ていくことがやはり最も適切ではないか、こういう考え方に立つておることは事実であります。したがつて、このモデルの描き方等も前提条件によつて皆違つてまいりませうけれども、あつて武蔵さんからも出していただいたり、これから恐らく先生方、こういう前提のもとにひとつ試算をつくつてみると言われたら、大蔵省全体でお手伝いしてつくるうじやないか。そういうものをみんなが持つておる間に、議論の中におのずからなるコンセンサスができてくるというのが一番早道だ、こういう感じになつておることは事実であります。

ただ、それにしても、おまえの言うこと、総理の言うこと、前大臣の言うこと、村山さんはまだ言つておりませうけれども、あるいは河本さん、それぞれニュアンスの相違があるじやないか。人それぞれ確かにニュアンスの相違はございませうが、これもある意味においていろいろな考え方を出し合つた中にコンセンサスを得ようという、いかにも自由民主党的な風景だな、こういうふうな感じも持つております。これは本音の、本心に素直な感じを申し上げたわけでありま。

○伊藤（茂）委員 前から引つ張つていく時代じやないかということをお大臣は言われております。それなりの一つの考え方でもあらうと思ひますが、しかし多くの国民あるいはマスコミの予算その他についての論評、数々の専門家の発言などを聞いておられますと、じつとたいい思ひという形の方が多いのじやないだらうか。そして、何か信頼性がある方向を真剣に模索している。これはもう政府は国民じやないですから、そういう気迫が欲しいという声は私は多数の声ではないだらうかというふうな気がいたします。そういう意味では、次の時代を担われるニューリーダーらしい積極性を欲しいというふうな気もいたします。

もう一歩突っ込んで、ちよつと三つの設問をします。

一つは、この六十五年をゴールにした仮定試算、そのベースは八〇年代経済展望指針ということになっているわけでありまして、これは政府として確認をした一つの経済政策全体のペーパーだから、となるべきであります。それから、さつき申し上げたような総理、大蔵大臣など、各般の御発言を伺っても、そこに確信を持っている、昭和六十五年までにやるんだ、やるんだというふうな姿勢を持った御発言は、総理を初めどの大臣にもないという感じで受け取らざるを得ない。そうなりますと、なぜ六十五年なのか。六十五年というものがたまたま一つのベースとして政府の文書に、ペーパーにあるからそうだとただでは、財政の、あるいは経済の将来責任を持った姿ではないのか。なぜ六十五年かという、そういう単に経企庁が中心になってまとめたところにあるからというのではなくて、もつと現実、本音で対応できる、取り組みをするという発想があるのが当然ではないだろうかと思ひます。いかがでしょうか。それが一つです。

それから、今も大臣言われましたが、二つ目の設問は、六種類の仮定試算が出されています。私は、大臣もおっしゃいましたが、いろいろなモデルが描けるだろうと思ひます。多様なモデルを描いて、そこでこれからの国民生活にとって日本経済、どれが望ましいのかという選択をする、そういう議論を私はしなければならぬと思ひます。政府の側がそれに消極的であつてはならないと思ひます。

御承知だと思いますが、私も社会党も財政再建、財政改革、これらについては、六十五年ではなくて十五年チームの一つの姿を提起をいたしております。今までは、例えば五十九年までに赤字国債を脱却をしますか、政府は責任を持ちますか、総理大臣は責任を持ちますかと追及したんですが、ニュー社会党でありまして、現実日本の将来を我々はこう構想するというところで出しているわけでありまして。第一段階、五年間のうちに依存率二〇%まで、これは現実可能だろうと思ひま

す。その後五年間さまざまな改革をする中で一〇%まで、それから五年以後なるべく早い時期に一つの構図に持っていく、節目、節目を置きながらそういう構図を描いていきたい。しかも基本的立場は大蔵省がとっているような、あるいは臨調路線で言っているような第一財政再建、削減コース、デフレの危険性ではなくて、第一国民生活、第二日本経済、その結果として第三に財政の改革がなされるという発想が必要ではないか。武藤議員が出された一つの試算表もそうありますが、そういう観点から学者の中でも出ておりますし、私も平和経済国民会議とか、勉強しているところでもやっておりますし、私もさまざまな計数を入れて将来図を考へてみるわけでありまして。そういう問題について、やはり多面的なさまざまなモデルというものを考へて、大蔵省が出しているビジョンの思想がなくなつた、これだけをベースにしてくださいというのじゃなく、やはりそういう議論を政府の方も積極的に考へて、今後将来社会に向けて英知を集結する、この難局を乗り切っていくという発想を持たれるべきではないか。二つ目の設問であります。

まとめて恐縮ですが、もう一つ。最近ちょっと心配なんです、前から、予算委員会の議論が始まつて数日したあたりから急ピッチで増税キャンペーンが始まつていまして、そんな懸念がしてならないわけでありまして。例えば渡辺幹事長代理の発言、それから大蔵大臣のニュアンスその他、新聞の見出しにもそう書いてあります。しかもその中身をみると、総理の答弁の中でも、政府税調も自民税調も、四月からさまざまな検討をする、その中心はグリーンカード、利子配当課税となるわけでありまして、そういうものと兼ね合せてやつていきたい。そういういたしますと、予算成立直後四月から、もう国会でさまざまな議論をされたことは別に言つてはなんです、国会はここで乗り切つておいて、その直後から猛然と始めていくような、そして政府税調が出している課税ベースの広い間接税というものをどう具

体化するのとかというふうなことに何か随分急いで入っていく。またそれがなると、ことしの七月ごろに来年の数字が組めないという気持ちがあるのかもしれないが、そんなことを最近の論議を見ながら懸念をするわけでありまして、簡単にそのお考えを伺いたいと思ひます。

○竹下国務大臣　まず第一の設問でございますが、六十五年、これは確かに経済の中期展望というものから見まして、やはりそれを受けた形で六十五年というものを描いて設定したということに結論はなつておられます。ただ、理論的根拠が全くないわけじゃありません。現行の制度、施策を前提とした場合の一般歳出の伸びが六十年で五・一%、それに予備枠というものをとつて六・六%となつております。したがつて、いわば自然体における一般歳出の増加圧力が極めて強いということが中期展望には示されておるわけでございます。財政の対応力を回復することにより、国民生活の安定向上を図るということが緊急な課題である。財政の努力目標としては、そういう意味において六十五年度というのはやっぱり適切な一つの設定ではないかと思つております。

ただ、これについて、六十五年に脱却できなかったら政治責任をとりますとかいうような表現をしておりませんことも御指摘のとおりでございます。困難な問題であるが全力を尽くして取り組みますと申しておりますのは、やはり第二次――第一次もさることながら、特に第二次石油危機というものから来る余りに大きなそういう見通しとの乖離というものは、先ほども申しました、国民に不信を抱かすことの一つにもなるし、また、なお予見しがたい問題が特に国際経済社会の中に存在しておるといふ認識を持てば、私が、六十五年に脱却できなかったら大蔵大臣をやめまうと言ふのは、これは簡単なことでございまして。これは政権がそのとき野党政権、今日の野党の皆さん方の政権になつておるのかどうか別として、それは簡単

なことではございませうけれども、やはりそういう不透明さ、流動性から来て、政治生命をかせますとかいう表現は、私も積極的に使つていないということ率直に認めます、これは。

それから二番目の、多様なモデルの中から選択するという考へ方で、特に日本社会党におかれて、いわゆる五、五、五のことで一つのモデルが示されておりますが、私も読ましていただいて、それにどういう方法で取り組むかということについては、おのずから議論の過程において若干の差は出てくるかもしれませんが、しかし、傾聴すべき一つのモデルだと思つて、参考にさせていただきます。ただ、強いて言うならば、いささか六十五年よりも緩やかでございまして、その緩やかということが、例えば今度のレーガンさんの一般教書等をめぐるいろいろな議論の中にもありますように、あそこはまあ国会の圧力が歳出削減をなかなかさせ切らなかつたということもございまして、ゆるいけれども、緩やかな問題がかえつて一層のいわば財政赤字の累増というやうなものをもたらして、中期的に見て大きな負担になるという情勢にもなつてはいかぬなという気持ちにはございまして、参考にさせていただきます。モデルであると考えております。

それから次の増税キャンペーンじゃないかという議論でございまして、税制調査会の答申を、いつも答弁する際には正確にまず読み上げて、どちらかといえばそれをもつて答弁にかえていような感じがございまして。したがつて、税調で税というものは絶えず見直しをしていけと言ひますと、考へ方の中に「初めに増税への恐怖ありき」という状態の中で、それが増税志向オンリーにとられるように聞こえないように、私も言葉の使い方なども配慮しながら、伊藤さんに指摘を受けると同じように、マスコミ等からも指摘を受けるたびにそのようなことを考へております。ただ、歳出削減とあわせて歳入面の合理化、適正化も考えなきゃいかぬということだけを平たく申し上げる際に引用する税調答申等の言葉を余

り大きな声でやりますと、そっちの方へとかくニ
ユアンスとして受け取られがちなことに對する反
省は、絶えずしていかなきゃいけぬなと思つてお
ります。

○伊藤(茂)委員 大変慎重な御姿勢というふう
に受け取るわけですが、さつき申し上げたよう
に、こういう状態になりますと、いよいよのつ
びきならないところまで来た。これ以上の削減コ
ースで、試算ではゼロ％の場合がございますけれ
ども、そんなことは現実的にもあり得ないとい
ふような認識が多いのではないだろうか。そうい
うのつびきならないところまで来た。それではど
うするか、何かもつと指導性——強力な指導性とま
では言いませんけれども、また大臣も井上準之
助、高橋是清などという名大臣の當時とは時代が
違ふんだということを前に伺つたことがございま
したが、それは時代観でございましょう。それに
してもやはり一つのリーダーシップは発揮して
もらいたいし、それが無いのがまるつこいとい
うのが今日の時代ではないだろうかというふうな
感じがいたしますし、私は、そういう場合に、ごく簡
単に社会党の五、五、五のことを申し上げまし
たが、その中身としては、あるべき行政改革が内容
の柱でなければなりませんし、それから私ども
に中期の経済成長モデルというものは中期的な
展望の中での福祉型成長として考えております
が、経済成長のモデルを一体どういう手段で描け
るのか、その場合の戦略的な中心になる産業部門
をどう設定してどうするのかとか、そういう内容
まで含めて、これは政府の場合もそうでしょ
うし、私どもの場合も勉強いたしているわけであ
ります。

そういうことを目指しますと、今までしばらく
の総理、大蔵大臣の中でも、私どもと立場は違
いますけれども、それなりに非常に勉強され、また
そういう問題意識を持っておられたのは大平さん
ですね。亡くなられた後にあのプロジェクトの作
業が完成して読ましていただいておりますが、や
はり将来社会への展望、その中で社会システム

の転換も含め、さまざまな展望をするということ
が実はあつたわけでありまして、私はそういうも
のを考えますと、何かそういうものを議論するた
めにもひとつシステムチェンジの発想がないとい
かぬじゃないだろうか。まだるつこいといひ上げ
ましたが、国民の目から見ればそのとおりなん
で、例えば財政再建か改革か、こういうことにつ
いても、予算ができた後、主計局の一部のパート
のところで試算表かこういうものをとおつくりにな
るとかなつていらっしゃると思ひますが、私はやは
り、これだけの難局ですから、本来ならば総理が
中心になつて内閣の責任で、主要経済関係閣会
議をしよつちゅう開いてるのですから、半年な
ら半年かけて責任ある議論をみっちりやり、その
もとで数々のモデル、数々の議論その他を自由闊
達にやつてみるとか、それをやらないうと国民から
は不信感が強まるばかりじゃないでしょうか。で
すから、今の財政審の作業とか方々がいい、悪い
ではありません。そういう時代じゃないだろう
か、そういう発想を持たなければ政治の責任には
こたえられないんじゃないだろうかという気がい
たします。

また片面、政府税調に私は非常に不満でありま
す。今の人事、会長その他を延長されました。こ
ういう時代ですから、私はやはり、今の方々が立
派であるかどうかという議論をするつもりではあ
りませんで、それぞれ立派な方でありまされど
も、今の時代にふさわしい人材、ふさわしい構成
——そして活動を見ましても、何か諮問事項に對
して総理大臣にリポートを持っていくということ
だけが写真に出ます。さまざまな議論をして、そ
してまた密室の議論ですから国民にはわからな
い。それを総理大臣にリポートを届けに行く、そ
れだけでいいんだらうか。国民に語り、国民にと
もに考えるという姿勢がなかったら、税に對する
信頼は生まれないうてありましようし、税の基本
は、言うまでもなく、これは国民の信頼にあるわ
けでありまして、やはりそういう積極的なものが
必要ではないだろうか、そこに向けて脱皮する姿

勢、またシステムチェンジの姿勢をぜひとも今持
つべきではないだろうかと思ひ思ふわけでありま
すが、いかがでございませうか。

○竹下(徹)大臣 党で村山さんにお願ひしてとい
うお話、私もまだ正確に聞いておりませんが、や
はり今伊藤さんのおつしやつたような問題、税に
限らずいろいろ議論してくれぬか、こういうこと
を政調会長がおつしやつておるではないかなとい
うふうに私は思つておりますが、これはまだ、時
間もございませぬので、正確にお聞きしたいとい
うわけではございませぬ。

私どもも、税調一つとつてみましても、三年に
一遍とにかく国税、地方税のあり方についてとい
う大諮問をして、そうして国会の議論等をお伝え
して議論を進めていただく。部会を設けたり小委
員会を設けたり。それが、普通の場合、間々その
年度予算編成に際しての答申をいただく開店休
業になる嫌ひがある。したがって、たまたまグリ
ーンカード問題からする利子配当課税等の問題も
ございますので、やはり中長期的というか、短中
期的という言葉も最近使つてみておりますが、議
論をしてもらった方がいいなと思ひ思つておりま
す。

それをどこで議論した方が一番適切か。私ども
公務員たる者は国民に對する奉仕者でございま
すから、したがって、国会等の議論、特に国会等か
ら要請された作業あるいは提出した資料、そうい
うようなものが、ある意味において、議論を積み
重ねていくためには一番国民次元に近い議論にな
るのじゃないかという感じも率直にいたします。

したがって、まだるつこいような感じではございま
すが、「急がば回れ」で、それが一番現実的な手法
ではないかなという考え方に立つておるわけであ
ります。私どももいたしまして、なおこの国会
等を通じていろいろ議論が行われ、そこにある
種の実りが生じてまいりますものをよりフォロー
しながら、国民の皆さん方と一緒に議論しながら
も、可能なことならば半歩ぐらゐ前を進むような
一つのものを描いていきたいな、こういう希望は

私も持つております。

○伊藤(茂)委員 私ども大蔵委員の一人として今
日の状況をいろいろと勉強いたしておりますと、
在来型の延長線ではないさまざまな発想、さまざま
の努力の仕方が今必要だといふ気がいたしてな
りません。政府の方もそうでございませう。そ
れにこたえられるような、やはり国民が注目をす
るさまざまな実験、努力というものをしたいだ
きたいと思ひます。また、議会でどうやって、
一人しきない大蔵大臣にあつてもこつちでも
質問しているというだけではない、やはり議人
としてのさまざまな各党間の議論もあつてしか
るべきだろうという気がいたしますし、いろんな意
味で従来型の延長線ではない、国民の心配を解消
するような真剣なアプローチをしなくちゃならぬ
と思ひ思つております。また今後いろんな議論
の中でもお尋ねをしてまいりたいと思ひますし、
私どもも努力しなくちゃならぬというふうに思
うところであります。

総括的な所見を伺う機会でございまして、時間
もそうございませぬから、あと二つ一緒に伺いた
いと思ひます。

その二つとも本音ではつきり国民の前に言われ
た方がいいんじゃないかということなんです、
一つは、今回の減税の性格づけであります。細か
いことは、これから法案が提出をされてから議論
いたしますが、さつき本会議で大臣が読み上げら
れた文章の中にも、当時の二階堂幹事長のサイ
ンで、減税は景気浮揚に役立ち得る大幅規模とす
と書かれております。しかし、だれが考えてみて
も景気浮揚に役立つという内容ではないわけであ
ります。予算委員会の我が党の田邊書記長に對
する大臣のその点についてのお答えも、何か持つ
て回つたように、上手に逃げられておりますけれ
ども、こういうことは率直にはつきり本音で言つ
て、現在こうなんです、政府としてはこうしま
すといふことの言い方をやはりなさるべきではな
いだろうか。予算自体が景気に對して中立と言つ
てゐるのですし、また減税、増税抱き合わせです

たがこういう意味合いでありますとか、そういうことはやはりわかるように言わぬと、ますます不安と疑問とが高まってしまつて、税に対する不信

ん、高橋さんとかそういう方々の場合でも、人生の最後の難問がそれでしたけれども、デタントの傾向もやや強まっている、何となく生ま

り確実ならしむることが景気論争の中心に置かるべき問題である、こういう理解の仕方ではないでしたが、素直に申し上げましたように、少

からの方針の中で、わざわざありますがその方針で取り組ませていただいたことになるのではないかと思います。ただ、素直に申し上げており

ますように、いずれにしてもやむを得ざる措置として御理解をいただきたいということを絶えず申し上げておるわけであります。

それから、次の防衛の問題でございますが、これになりますと、この間総理が申しておりますように、一財政当局を預かる大蔵大臣が、それは見直しますと言へるものでもございませぬ。総理から申しましたように、五十一年の三木内閣のときに決めました、当面一%を超えざることをめどとしてということを買いて考えていかなきゃならぬ。その場合に、田邊書記長さんの質問というのは、三つの選択があるがどれをとるかというぎりぎりした詰め方をされますれば、いわば三つとも不確定要素でございますので、その時点においての経済、財政、あらゆる他の施策とのバランスを考えながら対応しなきゃならぬ課題であるというふうにお答えせざるを得ない。

それから、新しいめどの問題でございますが、これも財政当局者がうかつに言える問題ではないと思ひます。ただ、私もとして今日反省してみると、あのめどというものがあつたことが、財政当局の立場としては、毎年の予算編成の際大きな一つのよすがになつたなあということだけは素直に言えるのじゃないかなと思つております。

大蔵大臣は元來軍縮志向であらねばならぬというところでございますが、それは一%ということを考えれば、ここの名目成長率五・九%なら、毎年名目成長率以内の伸び率にしておけば永遠に一%、こういうことにもなるわけでございませうけれども、それは、主管の存するところがどこにあるかと、結果は政府、内閣一体の責任において予算を決めるわけでございませうので、私が軍縮論者であるとかあるいはベラリストであるとかないとかという議論は別として、これは一体として、ここの予算を諸般の事情とのバランスを勘案しながら作成をいたしましたという責任を正面からお受けすべきであるというふうに考えております。

○伊藤(茂)委員 終わります。(拍手)

○瓦委員 戸田菊雄君。

○戸田委員 いま同僚の伊藤委員が主として財政関係で質問してまいりました。私は、税制上の問題に力点を置いて若干の質問をしてまいりたいと思ひます。

本論に入る前に、前提として四点ほど伺つておきたいのでありますが、その第一は、今度の税制改正、これは結局増税増収によつて行われるわけですね。それから、この増税増収は現行の制度の枠組みの中でということと専ら改正を進めてまいつてゐる、こういうふうな理解をいたしておるのであります。その点が第一点。

それから第二点は、日本の税収の税目ごとの割合であります。所得税は主に四〇%、こう理解をしておるわけでありませう。ほかに間接税が三〇%、それから法人税関係がアバウトで三〇%。だから、結局今回の減税、所得税四〇%の減税を法人税アバウト三〇%と間接税の三〇%で負担をした、こういうことになると思ひますが、この辺の理解。

第三点。税調では、歳出の八〇%程度、これをいわゆる税収で賄うことが健全な財政だ、こういうことを指摘をされておるわけですね。ところが、各年度見てまいりますと、一般収収依存率が五十五年は六〇%、五十六年度が同じく六〇%、五十七年度まで大体六〇%ですね。五十八年度が六四・一%、五十九年度が若干上がりましたけれども、現行六八・三%。しかし、税調が指針を示している内容とは一%程度乖離がありますね。どういうことで今後埋めていく所存か。各般の中期試算等々いろいろ見ても、確かにふえていってはおりますけれども、依存率についてはどうも埋め尽くすというふうなことはなかなかできかねる、こういう状況になつてゐるのじゃないかと思ひますが、この辺の見解はどう考えておるか。

それから第四点は、今次予算で税収を七・一%増収、こういうことで見込みを立てておりますが、これは見通しどおり大体いくのかいかなのか、この辺の見解が第四点でございます。等々に

ついてまず質問をしてまいりたい。

○竹下國務大臣 若干榊澤主税局長から補足してもらうことがあろうかと思ひますが、大要を私から申し述べてみたいと思ひます。

確かに、現行の枠組み内の増税あるいは増収措置によつて行ひましたか、そのとおりですということをお聞きをすべきであると思ひます。だから、大きく租税負担を変更するような新たな措置はとらなかつたということに尽きるかな、こういう感じでございます。

それから、二番目の四〇、三〇、三〇アバウトの話でございますが、今度の場合、法人税の増税増収がございませうので、間接税に手をつけておりますが、結果としては、今日の見通しでは直間比率はむしろ直の方が若干ではございませうが上がる、こういう傾向にならうかと思ひます。

それから、健全財政が仮に八〇%としたら、徐々に努力して近づけつたところはいえまだ六八%くらいいじやないか。要するに、公債依存度が下がることによつて租税の比率は上がつてくるわけでございます。税外収入がそう一遍一遍大変取れるものでないといひます。そうすると、その問題こそがまさに各種仮定計算等においてお示ししておるところ、どういふ形でそれを減していくか、その要調整額をどう埋めていくかというものが、それこそ今日のような議論をしながら、最終的に国民の選択はどこにあるかということを見定めていかなければならぬ課題だということに思つております。

それから四番目の、税収七・一%見込んでゐるが……確かに個別税目の積み上げによりまして一応そういうことで見込むわけでございませうが、これは歳出と違ひまして、あくまでも見込みでございます。これも乱暴な言い方でございませうけれども、去年あたりから申しておりますのは、一%は誤差のうちなんというのを言つております。確かに今度の、きよう本院を通過さしていただいた補正予算を見ましても税収の減を立てておりますが、当初予算に対して、さあいまの段階では誤

差のうちには入るではなからうかという期待をしておるといふことでございませうので、来年の問題も、一%は誤差のうちというふうなことをよく言ひますが、その問題は別といたしまして、世界景気の回復、国内景気の上昇等から考えれば、あの五十六年、五十七年のようななむちやくちやな歳入欠陥が出ることはなからうというふうな思つております。

若干専門的なことがございませうので、以上で一応私のお答えとします。

○榊澤政府委員 ただいまの大臣の御答弁で御質問の点についてはほとんど尽きてゐるかと思ひますが、一、二補足することをお許し願ひますと、先ほど委員が御指摘になりましたように、五十九年度の所得税減税を中心としたします、税制改正によります税収減を何によつて補てんするかということでございますが、これは現行税制の枠内です。これを処理せざるを得ないということになりますと、御指摘になりましたように、現行の我が國の税体系の税収構造の中でほぼ三割を占めております法人税、それから同じく三割を占めております間接税があるわけでございませうが、ただ問題は、間接税のうち一割以上は特定財源なり関税のウェイトが占めております。それからもう一つ、非常に細かい話になつて恐縮でございますが、残余の税目の中で若干のウェイトを占めております印紙税がございませうが、これは五十六年に非常に大幅の税負担の引き上げをお願いいたしました。その結果、結局間接税の中では酒税と物品税、これがほぼ一割でございます。したがひまして、所得税を中心としたします減収財源のうち半分は現行税制の枠内で対処するとすれば法人税、企業課税に財源を求めざるを得なかつた、結果としてそうならざるを得なかつたということでございます。

それからもう一つ、税収見込みでございませうが、これも先ほど大臣の答弁にもございませうが、本日衆議院でお認めを願ひました補正予算で、五十八年の所得税減税千五百億のほかに約二

○戸田委員 それじや、漸次本論に入りまして質問をしてまいりたいと思いますが、第一点は、今回の減税は、率直に言つて五十八年度予算の衆議院通過の際、議院裁定を実行する、こういうことだと思ふのですね。当時各与野党間の幹事長・書記長会談等で、二階堂幹事長が景気浮揚に値する減税、こういうことを言われたと思うのですね。そういうことを言われて減税が出発したわけですから、当然景気浮揚に向けての減税対応という

民が満足するわけではないじゃないか、もつと潜在勢力はあるという考え方に基づく考え方のギャツプを、いろいろ議論して埋めないままに時間が過ぎ去つて、結局三・四%をより確実ならしめるということが念頭に置かれて措置した減税ということになつたのではないか。この議論は、本当のところぎりぎりこの乖離を埋める議論をしたかどうかということになりますと、お互いに選挙も近くなつてもおりましたし、結局抽象的な議論が先行して具体的な議論はいささか生煮えであつた。言葉が適切であるかどうかは別といたしまして、未熟であつたとしても申しましようか、生煮えの形で過ぎ去つたな、こういう印象は私も持つております。

○戸田委員　結局減税の中身を見てみますると、国税で所得減税が八千七百億円、増税額が九千五

百十億円、実質八百十億円の増税ですね。それから、政策減税分六百二十億円、これを差し引いてもなおかつ二百億円の純増税です。こういうことになっているのですね。だから、総体、大綱的に見まして、景気政策重視でいったと言っても、実質的にはこれは増税ですからね。そういうものは増税と減税のいわばセット方式で来ているわけですから、効果というものは全部相殺されてしまうんじゃないでしょうかね。

それと、具体的な御指摘の問題の一つは、石油税の問題を加えますと確かに増の方が多いわけですが、これは特定財源ならいつでも上げてもいいかという議論につながるとは思いませんが、言ってみれば、原油価格の下落に伴う、まあ従価税でございますので、その減収に対して将来の石油及び石油代替エネルギーの必要最小限のものに対する、財源が特定されたものとしての措置として、これを仮に除外していただくと、あとこの問題は、今おっしゃった二百数十億の問題になります。これは一時的な増収措置でございます。て、言ってみれば、中期的に見た場合においては、負担する側から見れば、差し引き増税になるものではない。

ただ繰り戻しの問題につきましては、これは私、説明が下手でございます。延納措置の問題と
いうのは、これは説明が割に簡単でございますけれども、いわゆる繰り戻しの問題につきましては、主税局長が上手に説明いたしますので、その方から説明をさせていただきます。

○梅澤政府委員　ただいま大臣から申し上げましたとおりでございますけれども、初年度ベースで、五十
申し上げますと、税収計算といたしまして、五十

それから欠損金の繰り戻し還付の制度でございますが、これは若干技術的な説明になって恐縮でございますけれども、青色申告法人が当期に赤字が出ますと、二つ選択できることになっておるわけです。一つは、前年度黒字で法人税額を納めております場合に、当期、それを限度にいたしまして還付を受けるというやり方と、それからその赤字を向こう五年間繰り越しまして、後年度黒字が出てまいりましたときの法人税負担の軽減に向けて、どちらかの選択ができるということになっておるわけでございます。先進国の法人税制もほとんどいずれこの制度を認めておるわけでございしますが、今回の制度を二年間停止させていただきましたのは、やはり先ほど申しました何らかの形で財源の補てんを必要とする、その場合に、なるべく実質的な税負担を伴わない措置としまして、法人税の延納制度の廃止とともにこの還付の制度

を二年間停止をするということでございます。これは二年間の停止でございますけれども、先ほど申し上げましたように後年度五年間繰り越しができるわけでございますので、完全平年度という言葉がいいのかどうか分かりませんが、そういうふうな考えますと、ほとんど実質的には税負担を伴わないという措置でございます。したがって、私ども、この制度につきましては実質的な税負担を伴わないという意味で、法人税の延納制度の廃止と同じような考え方で処理させていただいてもいいのではないかと考えておるわけでございます。

ただ増減収見込み額で平年度六百億円と表示をさせていただいておりますのは、これは二年間の措置でございますので、仮にこれを六十年度の税収にどうという反響があるかという観点に立ちますと、金額繰り越しということになりますと相殺されるわけでございますけれども、二年間の暫定措置として、六十年度の平年度といたしましてはその半分くらい繰り越しによって減殺されるだろうという過去の計数に基づきまして、見込み額として六百億円というふうに計上させていただきます。四十年とか五年のタイムで判断していただきまして、ほとんど実質的な税負担は伴わない措置であるというふうに私どもは考えておるわけでございます。

○戸田委員 これはかつて五十年でございましてたてしうか、そういう措置をやったときがあるような気がするのでありますけれども、いずれにしても、今回法人税の基本税率を四二%から四三・三%、一・三%アップ、中小企業税率が三〇%から三一%、一%アップ等々で二年の期限つきとしておられるわけですね。これがまず一つしからぬというのと、それから法人税の欠損繰り戻し、今説明を受けたもの、これも二年なんですね。ですから、結局減税がそのまま継続されていくわけですから、そうすると、二年後になつて一体どういう処置をとるのか。大型間接税導入か、一般消

費税導入か、こういうことを考えなければ、またこの減税の補てん策というものをどこかの法人なり物品税なり間接税等々何らかの形で操作していかねば減税が継続できないわけでしょう。だから、この辺の見解を私は非常に奇異に感じているのですよ。それはもちろん財界のいろんなプレッシャーがあつたかもしれませんよ。しれませんが、こういった税制改正は将来に禍根を残すと思つた。この点が一つでございます。

それと、大体物品税に運動員の一部とかビデオ製品の一部、決してせいたく品ではないだろうと思うのです。そういう庶民生活の主要品目まで、何といひますか大衆課税へと課税ベースの範囲を今回ずつと広げておりますね。

東京国税局で最近いろいろ毛皮製品とかあるいは宝石類等々の問題について、私の記憶ですと三千有餘の税務調査をやつて、その結果、脱税措置その他で十五億円見当徴収をしたということを知つたわけでありまして。その関係で国税局からちよつと資料をいただきました。寶石製品とか真珠製品とか貴金属、べつちよつとあるいは毛皮、じゅうたん等々は文字どおりせいたく品に入るかと思つた。それ以外も、今回物品税のいわば課税範囲というものを拡大していった運動員の一部とかビデオ製品といふものはどうでしょう。大衆消費品として数多く使われている、そういうものですか、こういうものに課税することは一体妥当かどうか、私はこれも非常に疑問に思つておるわけですね。その辺は一体どうお考えでしょうか。

○梅澤政府委員 御指摘が二点あるかと思つた。まず第一点でございますが、今回の法人税率の引き上げ並びに欠損の繰り戻し還付制度を二年間の暫定措置とした理由ということでございますが、これは先ほど別の委員の御質問に対して大臣から御答弁申し上げたわけでございまして、私から繰り返して御説明を申し上げますと、法人税率につきましましては、ただいまおっしゃいましたように、基本税率を一・三ポイント引き上げる、た

だし中小法人等の軽減税率の引き上げについては一%の引き上げにとどめるということでございます。税制調査会等の議論におきましても、我が国の法人税の現在の実効税率を国際水準と比較いたしました場合に若干な引き上げの余地はある。しかし、その場合も、国際競争力等の観点から考へて十分慎重に対処しなければならぬという問題があるわけでございまして、今回の一・三%ポイントの引き上げは実効税率で見ますと五二・九二という数字になるわけでございまして。これは、戦後一番法人税率の高かつた昭和二十七年から二十九、これが実効税率が五二・九〇でございまして。それから近年、四十九年から五十年にかけて例の会社臨時特別税が法人税に併課されたときがございまして、このときの実効税率が五二・七強というふうな水準でございまして、今回の一・三%ポイントの引き上げというのは、恐らく戦後我が国の法人実効税率が一番高くなつたという水準になるわけでございまして。もちろん諸外国でこれよりまだ高い国もございまして、けれども、そういう水準になつたということも関連いたしまして、とりあへず二年間の暫定措置としてこれを今回はやらせていただく。二年後一体どうするかということにつきましては、これは先ほど大臣からの答弁にもございまして、二年後の財政事情なり経済の動向等を考えながら、改めてその時点で、税制全体の中で一体どういふうにこの法人税率を扱うのかというふうな問題ではなからうかということでございます。

それから物品税の問題でございますが、これも昨年十一月に政府の税制調査会の答申がまゝとられておりまして、基本的な考え方といたしましては、我が国の物品税はいわゆる個別消費税でございます。なるべく生活必需品でない、それから遠い奢侈品とか高価な便益品とか趣味・娯楽品、そういうものに限定して課税していくという考え方です。従来やつてきたわけでございまして、最近時点におきましては所得水準が非常に上がつております、それから所得も平準化しておるとい

う背景もございまして、消費も多様化しておるし均質化しておるということでございますので、往時のように高級な奢侈品それから大衆消費品というふうな区分がだんだん難しくなつてきているという背景の中で、やはり今の時点での消費の実態を見ながら、課税物品の範囲を基本的には広げていくべきではないかという御示唆をいただいております。

ただ、五十九年度の税制改正におきまして新たに課税物品として取り上げさせていただきますものは、従来課税されておる物品、その後市場でいろんな商品が開発されて新商品が出てまいります、それとのバランスから見、当然新商品としてかけてもそのバランスが崩れないのではないかといたつたものに限定をさせていただいております。わけでございまして、ただいま委員の御指摘のありました例えばスポーツ用品ということでございますが、恐らく今回お願い申し上げております課税物品の中でサーフボードとか、それからハンドグラブとか、あの種ものを御指摘になつておると思つた。例えばサーフボードというのは、今若者が随分あれでスポーツをやつておるわけでございまして、現在でも小型のモーターボートとかヨットのたぐいは、もう既に課税をさせていただいておるわけでございまして、その種の新しい物品が出てまいりました場合に、それとのバランスから考えて、今お願いしておるような物品は必ずしも従来の考え方から著しく離れたという意味では、私どもは考えてないわけでございまして。ただ今後の問題として、例えば事務用品のようなものに課税範囲を広げてはどうかという議論が残つております。私どもは問題意識として持つておるわけでございまして、今回の物品税の改正においてはそこまではまだお願いをしていないわけでございまして。

○戸田委員 いろいろ説明がありましたけれども、結局は取りやすところから税金を取つていく、全体を見てどうもそういう印象が深いのです。まあいろいろ御努力はなされておるのでしょう

うけれども、そういう印象が非常に深い。ですから、我々としてもこれから検討いたしますけれども、そこで、今多くの国民の皆さんは、まず不公平税制を直して欲しいか、そういう中で今回の減税財源というものを何とか調達できないのだろうかというのが、私は国民の一番の関心事だと思ふのです。だから我が党は、この所得減税財源については明確に昨年も、五十八年度の予算組み替え動議というものを提出して、でき得れば大企業法人税率をもう少し上げる余裕があるのじゃないか、今の増益、それから資産蓄積その他からいって大体上げていいのではないかと気がして、提起をいたしました。それから有価証券取引税の税率引き上げですね。そういったものはまだ捕捉がどうのこうのと言つておられますけれども、真剣に取り組めば、何とかもう少し前進をするような形になっていくのじゃないだろうか。あるいは給与所得控除の頭打ちの現行制度というのは廃止したらどうか。あるいは退職給付引当金等、あるいは貸倒準備金等、こういったものを総体的に洗い直して何とか率を下げるとか、こういうこともまだ残されているのではないだろうか。だから、こういった物品の課税ベースを広げる前に何かやることがあるのではないだろうか、いまの税制全体を見直して、そういう点をもう少し私は検討していただきたいと思ひます。

それから、今回十九段階の税率刻みを十五段階にいたしました。最も悪いと思うのは、従前最低税率一〇％、これを一〇・五％と、〇・五％アップをしました。それから従前は六十万円以下というところだったのですが、今度は五十万円以下と、額も十万円下げちゃった。そういう状況ですね。これで増税が一千万です。予算委員会で大蔵大臣等が答弁をなされておるとおりだ。それから最高税率は、今度逆に七五％を七〇％と五％下げた。これで大体百億円の減税でしょう。

ところが、大蔵省の民間給与の実態調査によりますと、年間一千万円超のサラリーマンは三十七

万五千人しかいない。総体の一・一％ですよ。所得階層別に見てみますと、年収三百万円以下が五八％あります。三百万円超五百万円以下が三〇％も、あります。大多数はいわゆる五百万円以下で、八八％を占める。こういう状況だと思ふのです。かつて大臣は、その各階層ごと全体に今回の税率緩和、それから課税最低限の引き上げ等によって全部軽減措置をやりましたという話をされておりましたが、私が調べていきますとそうはなっていない、全然なっていないですね。むしろ、ごく限られた高所得者優遇、これは確かにあるかもしれせん。しかし、その他はほとんどだめです。

例えば、これは政府が減税効果モデル表というものを最初つくったのですが、社会保険料控除を五十二年度のままで置きまして、それからベースアップを見込んでいない。そういうことのために再計算をやれと強く要請されたと思うのであります。それでやつた各般のモデル結果を見ますと、年収五百万円、国税、地方税合せて九万四千四百円と当初政府が減税になる額を言つておたが、再計算の結果四万六千八百円しかされておられません。それから、ことし春に仮に五％ベースアップになったというところで仮定をいたしました、いろいろ納税額を各階層ごとに調べてみましたが、それを見ますと、一番負担の重いのは前年収入が二百五十万円の独身者で、これが一万二千二百円税金がふえますよ。納税額の減るのは、前年年収三百万円の標準世帯、六千九百四十円しか軽減されません。こういう状況です。あとは各階層とも全部一様に税金がふえてくる。これが今回の減税措置の実態なんですね。だから、こういう状況では、国民が要望するいわゆる負担の公平とか、あるいは何かそういうものから不公平を直した上で税源調達をやつてくれなにかという要望は、全く内容的にはゼロだということになる。むしろマイナス。こういう格好になつてい

と思ひますから、ぜひひとつ今後さらに来年度等に向けて、私たちの方もやりますが、この負担の公平、そういう面からいって、やはり今のところ

る資本蓄積が非常に多くて、資産所得その他の問題について一回洗つていく必要があるのじゃないかという気がいたします。

そこで、三つほど提案するのでありますが、一つは最低税率の〇・五％、これは現行据え置きにいきませんか。六十万円一〇％、そして最上層の七五％、これも据え置き。そうするとこれで百億

円減税。それから第二点はパートの課税最低限ですが、現行、従来は七十九万円でありましたが、今回、九万九千円上がつて八十八万円。これは恐らく、私が当たったところですから余り多く当たつていませんけれども、本問題については、当該パートの人たちは通勤手当をもらつておられません。結局、七十九万円以内の収入の中で自分で出している。だから、これに対して月一、年間十二万円、これを税金で見てもうわけにいかないでしょうか。今例えば私どもの地方で塩釜というところがあるのですが、主としてかまぼこその他の加工業が非常に多いのです。付近の農村地帯からパートをいっぱい頼んでくる。そうすると、だんなさんを持つて扶養控除の対象になつていない人は、七十九万をオーバーしたら休んでしまう。そうすると、事業主も困つてしまうのです。雇用政策上、これはやっぱ困る。だからそういう問題を含めて、月一円の通勤手当を税金で見てもらつて、八十八万ですから、十二万円プラスすれば百万円、これに一体できないかどうか。現行の政府の案というものは、基礎控除を上げてきたから、この人的控除をやつて、その結果、はね返りとして連動してこれは上がつていったわけでしょう。だからそういう面からいけば、この面の手当は何とかやれないものか。確かに課税最低限全体を見ますと、独身者の課税最低限の改善、これは八十四万円ですから、それよりはちよつと上回るような状況

況ですけれども、これは私が調べたところでは、大体今六千三百万人の稼働人口の中でパートで働いてる人がおおよそ一千九百万人、そのうちの三三％が三十五歳以上の方です。いわゆる親離れ、子離れをしている、そういう人で働ける人はもうほとんど出ている。そうすると、おおよそ六百万人くらいが三十五歳以上の方だ。だから、そういう状況の中で七十九万円を課税をされる

と、結局月平均にして六万五千円見当ですから、六万五千円を超すと扶養控除の対象から外され、二十九万吹っ飛ばす。こういうことだつたらだれも働きませんね、それなら遊んでおつた方がいいわけですから。だから、そういう意味合いからいって、この問題について通勤手当として月当たり一万円税金で面倒を見る、こういうことはできないものでしょうか。大臣、どうでしょう。

○竹下国務大臣 具体的な問題は主税局長からお答えを申し上げますが、今もろもろの御意見を交えての御質疑あるいは提案であつたわけでありま

まず不公平税制の問題。これは確かに人それぞれによつて主観的に非常に相違するところがございますが、引当金制度あるいは受取配当益金不算入制度とか、あるいは有価証券取引税の問題とか、あるいは法人税の累進税率導入の問題もおつしやいました。これらについては今日までいろいろ議論した結果、いわゆる税法上不公平とは言えないもの、あるいは今後検討をすべき課題のもの、あるいは実施が現段階では不適当であるもの、いろいろ区分がございます。が、これについてはいずれ御議論をいただけることだと思ひます。

それから、今の御提案でございますが、私どもが税調の答申を見ますと、要するに最低税率は大変に低い、それから最高税率は高い、簡単に言うところいうことに着目する、それをより平均して中堅層によくするような、なだらかな累進構造にしていく、今度こういうことでもよろしい作業を進めてまいりました。

それで、一〇・五というのは、これは私の考えは間違つておるかもしれませんが、要するに最初は一とか二とかを考へてみたのであります。ところがその場合に、基礎控除以外何もない人で、たまたま例示をとるのは非常に悪いのですけれども、ひとり者さんで屋台の夜泣きそばか何かやっている人、その個人そのものが実体面としては何人いらつしやるかわかりませんが、一である場合はやはり理論的に増税になる。それで何人も増税というのがないような方法はないかというのでいろいろ議論した結果が、一〇・五という半端な数字でも申しましようか、そういうふうになつたわけでありま。

それから最高税率の場合は、やはり私も基本的な考えなければいぬのは、この自由主義経済下において一つのフィロソフィーとして持つていなければならぬのは、努力と勤勉と創意の結果が報酬につながるという場合において、その原則を貫くということは、世界で一等高い課税、いわゆる最高税率というものをある程度下げていつて均衡をとることではないか。この方々は、またそれは赤い羽根も余計お買ひになるでございましようし、あるいは社会事業等に御寄附もなされるでしようし、政党へ寄附されるかどうかは別といたしまして、そういうところに努力と勤勉と創意の結晶というものがあつた方がいゝのじやないかなという基本的な一つの考え方がございま。

それからパート問題は、去年以来一生懸命で勉強いたしました、結論からいいますと、おまえさん要するに人的控除、基礎控除を運動させたにすぎないじやないか。運動さすこと自身も、考へてみると専業主婦の場合等一体どうなるかという問題もいろいろ議論がございまして、この問題は現行の仕組みでしか今日のところ名案が出なかつた。パートとはということから議論をしてかからなければならぬ問題だ。社会通念上私もよくわかる、感覚的にわかる問題であります、現実にはそれを税制の中で眺めた場合に、議論すればするほど非常に難しい問題がある、私はこうい

認識を持つております。

具体的には、主税局長からお答えした方が正確であらうと思ひます。

○梅澤政府委員 まず最低税率、最高税率の問題でございま。

これはたゞいま大臣答弁があつたわけでございますが、これも昨年の秋の政府の税制調査会の申請でかなり詳しい分析がされておるわけでございますが、御案内のとおり、現在の我が国の所得税の税率構造というのは、先進国の中でも一番累進構造が急であると言われております。特に現行の境界税率六〇%以上のところは、昭和四十五年から放置されておるわけでございます。したがいまして、今回の基本的な見直しに当たつて、この間におきます所得の平準化というふうな実態と、それから現在の先進国の所得税制を見ましても、既に七〇%台の最高税率の所得税制というのはないわけでございます、そういったところから引き下げる方向で検討すべきであるという答申が既に秋に出ておりまして、今回いろいろな観点からこれを六〇%台にしよう議論もあつたわけでございますけれども、当面最高税率を七五から七〇に引き下げるという御答申をいただいたわけでございます。

一方、最低税率の方でございしますが、これは戸田委員には釈迦に説法でございすけれども、所得税制というのは所得の超過累進構造になつております。したがつて、最低税率といひますのは課税が始まる一番最初の部分の、所得の租税力に見合つた税率であるということになるわけでございますが、今回の所得税の抜本的な見直しによりまして、人的控除を各四万円引き上げておるわけでございます。したがつて、その結果課税最低限は今や先進国の中で、従来はフランスより若干低かつたわけでございますけれども、それも追いつくという非常に高い水準になつたといふことになりまうと、課税が始まります最初のその単位である所得の租税力というのは、理論的には高くなつておるわけでございます、それは従前の税率

より引き上げて、そこは増税ということとは、税理論としては非常におかしいわけでございます。ただ問題は、ではその一〇%を何%に引き上げるかということでございますが、これは先ほどの大臣の答弁にもございましたように、理論モデルであらゆる階層につきまして改正前と改正後で税負担の増加が起らないという限界点が実は一〇・五%。一〇・五%より若干上でございすけれども、一〇・五%ということ設定したわけでございます。先ほどベースアップがあつて、あるいは給料が上がつた場合に税負担が上がる、その場合に独身者については増税になるという御議論があつたわけでございます。これもいろいろ論争にかかわる点かと思ひますけれども、所得税は累進構造を持つておりますから、所得がふえれば税金がふえるというのはこれは自然な姿でございまして、それを増税と見るか見ないか、そういう問題はあらうかと思ひます。

それからパートの問題につきましては、これももう大臣の答弁で尽きておるわけでございますが、政府税調の中でも、パートについて特別の控除を考へるというふうなことはどうかという議論もあつたわけでございますけれども、一体パートとは何かということからしてそもそもこの議論をきちんとやりまさんと、税法の中にそれは入つてこない。当然税の執行にもならないという問題がございす。それから、こういうことを申し上げるのは非常に口幅つたいわけでございますが、今のパートの非課税限度額といひますか、あるいは配偶者の控除の対象になる所得の限度額、収入限度額と申し上げた方が正確かと思ひます。これが一種の免税点的な働きをしておる。したがつて、この壁がパートの労働力の供給の壁になつたという議論があるわけでございますけれども、果たしてそういうふうな考へるべき問題であるのかないのかということでございます。ね、たまたま今委員が御指摘になりましたように、通勤手当分ぐらひは見てはどうかとおつしやつたわけですが、通勤手当になりますと、

月一万円というのは今の所得税でも税金はかからないわけでございます。だからそれはパートを雇う側の、使用主の資金政策と申しますか、そういうものにも関係する問題でございますので、税だけでこの問題の基本的な解決を求めるといふのはなかなか難しい問題があるということとは御理解願ひたいと思ひます。

○戸田委員 若干時間がなくなつてまいりました、あるいはちよつと延びるかもしれませんが、申しわけありません。これでやめますけれども、できるだけ時間内におさめるようにします。

今のものは、確かに主税局長、大臣がおつしやられるように、各般の行政にまたがる問題も含んでおります。その点も私たちは承知をしておるところであります。ですから、労働省関係に對しましても、本問題の検討はこれから推し進めていくつもりであります、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

国税庁で来ておられますが、これは時間がありませんから要点だけ話します。

VOL一八、ナンバー一〇の「ファイナンス」の三十五ページ「主要国の税務行政の現状」在外駐在官の報告。英国の長野さんが書かれております。これを見ますと、今英国では大変な、地下経済というのです、ブラックエコノミーといふことであつて、日本語で言うところの「地下経済」といつてここには表現されているわけですが、結局対象は窃盗とか売春とか麻薬、こういった犯罪行為等に基つていろいろ現金取引をやられてゐる脱税が、英国で日本円に直して大体六兆円見当るのじやないか、こう言われておるわけですが。日本も英国の人後に落ちないぐらひこれはあるような気がするわけですが。こういった税収の捕捉その他について、今後の対応措置と現状、日本の場合どのくらいあるのか、その点、あつたらひとつ教えていただきたいと思ひます。

それからもう一つは国債管理政策の問題で一点だけ。これは後で法律が正式に出てまいります

から、その際にゆつくりとやりたいと思つてゐるところで、資料は十分持つております。

ただ、ここでどうしても聞いておかなければいけないのは、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案、その第六條二に、「政府は、第二條第一項の規定及び前項各号に掲げる規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五條の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減償に努めるものとする。」極めて精神文章ですけれども、こういう努力をしておる。それから、借りがえを導入するということがもう決まつて、法律が出てゐるわけでありまして、この点について、今までいろいろな年度ごとに、特別公債発行の際の法律というものは毎年出されてきてゐるわけでありまして、けれども、そういう中で一貫してこの特別公債の特徴として守つてきたものは、いろいろな規定の仕方、条章の違ひはあつたけれども、現金償還をいたします、こういうことだつたのです。これだけは、年度ごとにいろいろな法律が出されて内容が変わつても、ここだけは一点通つてきた。それが特別公債というものの特徴だつた、建設公債と比較をしまして、こういうものに対して、今回は外して、そして借りがえ導入をやつていく、そして六十年間で返還をしていく、こういうことになるわけですね。これ、どうでしょう。民間同士の借財関係でやつたら、これはとてもじゃないが、そんなことは直ちに訴訟事項だと思ふのです。

いろいろありますが、後でやりますので、一体この点についてどういふ歯どめを今後考へておられるのか、その辺、一点だけ聞いて終わります。

○竹下国務大臣 アングラマネーの問題は後ほど国税庁の方から。

私の方は、どうせ、今も時間をかけてとおつしやいました、しつぱりと御議論いただく問題が、それこそ借りがえ問題というのにはあると思ひます。

ただ、基本的に、借りがえというのは、現金で

償還するための手段として借りがえを行うわけでございますので、言つてみれば、民間取引の場合における手形のジャンプというものは、ない。しかし、おまえはそれは言つても、毎年毎年特別公債を出して、それは借りがえとせんというものを一項入れて、国会の承認を受けてゐるじやないか。その議論はそのとおりなんです。が、それができない状態になりましたので、借りがえをするということも有り得るという法律の改正をやり、今おつしやいました、一方、訓示規定、精神規定を設けてみずからの身を律していく、こういうことになりまして、これはまた後ほど議論になることだろうと思つております。(戸田委員)改めてやりま

す」と呼ぶ。

○渡辺幸政府委員 地下経済の件につきまして、国税庁の方から御答弁申し上げます。

ただいま御指摘になりましたように、私もも英国でこのアンダーグラウンドエコノミーということについて大変議論がなされてゐるということ、これは承知をいたしておりますし、また、ほかの国でも似通つた御議論があるわけでございます。

我が国の地下経済についての推計というふうなお話で、既にこの委員会でも過去に御議論になつた場合もございますが、いろいろな推計があるやうでございます。ただいま私もどの手元にあるものは、例えばGNPの九・七％であるとか三十三兆円であるとか、いろいろな推計が学者の方によつてなされております。

(委員長退席、中村(正三郎)委員長代理着席)

ただ、私も地下経済と申ししましても、これは別に統一的な定義があるわけでもございませんので、あるいは麻薬だとか売春だとか、そういう非法な経済活動、それから合法、非合法を問わず税務当局の追及を逃れておる経済活動、これを一般的に論じておるものと承知しておるわけでございます。ただ、その範囲について必ずしも明確ではございません。それからまた、捕捉されてないからアングラマネーだという原則もあるわけ

でございます。これを計量的に推計をいたしますことはかなり難しいことではございまして、私どももそういう点での地下経済の規模といったものについての把握はいたしていません。

どういふ対策あるいは措置が必要かという点でございまして、私も税務当局に申し上げます限りは、調査によりまして、こういった税務当局の追及を逃れてゐる所得につきましては厳正に対処していくということでございます。いわゆる調査事務から見まして、私どもは巷間言われているほどの把握漏れはないのではないと思つておるわけでございますが、確かに申告しなかつたりあるいは申告漏れがあつたりということは事実でございます。今後とも私もそういったことは適正な課税が行われるように、納税環境の整備とかあるいは地方税当局との協力とか、そういうところを通じましてひとつ努力をしてみたいと思つておるわけでございます。

○戸田委員 終わります。ありがとうございます。

○中村(正三郎)委員長代理 坂口力君。

○坂口委員 今いろいろと御議論がございましたが、とりわけ特別法のお話になりました、大臣のお話が核心に触れてまいりました、いいところは次の機会にというふうな形で逃げられた形になりましたので、では、私はその後を受けまして、もう少し、その部分から入らせていただきますと思ひます。

いわゆる特別法、今回は財確法というふうな言つておみえになります、まだこの法律案は提出をされておきません、内容につきまして触れることはいささかどうかと思ひます。しかし、その法律の形態等につきまして、若干異議のあるところがございまして、この際に触れさせてもらいたいと思ひます。

先日、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案要綱をちようだいをいたしまして、これを拝見いたしました。すると、この六番のところに「特別公債の償

還のための起債の特例」という部分がございまして。その小さい三番のところに「昭和五十一年度から昭和五十八年度までの各年度における特別公債の発行の根拠となつた各法律中、当該年度において発行する特別公債について国債整理基金特別会計法第五條の規定による償還のための起債は行わないものとする規定を削除すること。」こうなつてゐるわけでございます。そういたしますと、昭和五十一年から五十八年までの間、その前に五十年の補正はございましたけれども、いわゆる特別法第五條のこの「償還のための起債は、行わないものとする。」という規定のございましたところの法律を毎年提出されまして、そしてこの大蔵委員会におきましては毎年夜遅くまで議論が続いたわけでございます。ところが、今回のこの要綱を拝見いたしますと、その部分を削除するということになつておるものでございまして、そうするとこれは五十一年から五十八年までに出了た法律のその項目をとつてしまふということに理解して間違ひございせんか。

○平澤政府委員 そのとおりでございます。

○坂口委員 簡単に「そのとおり」とおつしやいますけれども、この大蔵委員会におきまして毎年この特別法につきましては熱心な議論が繰り返されてまいりました。私もどんな議論があつたかともう一度振り返りまして、実は読ませていただいたのですが、膨大なものになつておりました、私も全部読み切れませんけれども、しかしたくさんの方がいろいろの角度から、実はこのいわゆる特別法についての議論をしておみえになるわけでありまして。

その先輩の皆さん方が議論をなすつた内容を見てみますと、赤字国債を発行するに当たつて、将来果たしてそれが大丈夫だろうか、償還できるのだろうか、そういう疑問点を持ちながら、したがつて償還計画というものをぜひきちつと出すべきじゃないかという議論をなすつておみえになるわけでありまして。それに対して政府側の答弁をいたしましては、大蔵大臣初め政府委員の皆さん

方は、その償還計画というものを引き出さなければならぬというところはよくわかるけれども、いろいろの不確定要素があつて、十年間という長きに及ぶ償還計画というものを引き出すことはなかなか困難である、しかしこの特例法という法律の中の五条には、借りかへはいたしませんという一項がございます、だからひとつ政府を信じてもらいたい、信頼してもらいたいというのが皆さんの御意見でありました。信頼をしてもいいというの、そのバックボーンを後になつて抜くということでございますから、それならばこの大蔵委員会において長い間議論をしたことは一体何であつたんだろうか、そう私は思わざるを得ないわけでございます。この辺で、ひとつお話を伺いたいと思ひます。

○竹下国務大臣 坂口さん、ちょうど私が大蔵大臣時代に議論をして、お互いこういう政治家でございますから毀譽褒貶はございしますが、今度お会いするときにまた私がここにおりました。お互いにとつて、ある意味においては大変うれしいことでございます。

そこで、まず借りかへ問題でございますが、本当に私自身振り返つてみますと、元来、大平大蔵大臣時代かと思つてみますが、借りかへ禁止規定をつけるべきだ、こういう議論に基づいて借りかへ禁止規定がついた。そしてそれが、私どものときに考えましたのは、どうせ出さなければいけません、当分の間といつて法律を一遍に出せば済むんじゃないか。かつての話になります、こういう安易な考え方も私なりの思考の過程においてなかつたわけでもありません。しかしこれは一年、一年出して、しかも借りかへ禁止規定をつけることによつて、みずからの身を律するためにはこの方が正しいという国会の議論等を通じて結論に達して、毎年毎年借りかへ禁止規定をつけたものを出して御議論をいただいた、こういうことになるわけですね。

そこで、私は五十六年、五十七年、この二カ年間にわたる予期せざるやうと、見通しが甘かつ

たと言われればそれまででございますが、国際不況等からくるところの大変な歳入欠陥、そういうことから五十九年度赤字公債売却ということをやアツツして、そしていささか国民経済の關係等を考慮しながらソフトランディングとでも申しまゝか、軟着陸というような形で、八〇年代の経済の展望に基づいた六十五年を脱却の努力目標として設定した。そうしまして、あの当時議論しておつたまことに六十年、いわば本当に大量の償還の始まる年度が目睫の間に迫つてきたわけでございます。そこで、いま一度議論し直してみたい。そして、言つてみれば既償債というものは今日までの国民の貯蓄を対象として発行したもので、あるいは国民の投資がそこに置かれておるわけでありまして。新償債は今後伸びていく貯蓄等を当てにするわけでございますが、従来の資金の中に埋め込まれておるものであるとしたら、差し引きはゼロではないかというふうなことを考えれば、この際やはりある意味において勇氣を持つて従来の方針を変えさせていただかざるを得ないんじゃないか。

その議論をするときにも、私も記憶しておりますが、さういふからば、その年度に到達したものを年度ごと借りかへをお願いするということが、政治姿勢として、かつて一年一年出したのですから、その方が正しいではないか、こういう議論もしてみたい。ところが、今年度お願いするものに借りかへ規定がないものをお願いする。それが、過去のものは借りかへ規定が残つておる。そうすると、法律の整合性から言へばこれはやはりおかしいじゃないか、こういう議論にもなりました。そこで、目いっぱい身を締めつけて対応するためにということで、いわば精神規定というものを盛り込んでお願いせざるを得ない、こういう結論に到達したわけでございます。

したがつて、私もとしまして、これは将来にわたつて、金融全体から申しますならば、よく言われまうように、民間の資金需要が強いときは、民間の資金需要に民間の金融はこたえたい。民間の資金需要が弱いときには、政府がむしろそれを借りた方がいい。いわばよく言われるISバランスでございますが、投資と貯蓄というものは、当然のこととして、バランスがとれておるならば、将来はそういう選択ができる力を持つべきが当然でございますが、今日の場合こそまでの対応力はない。さういふからば、やはりまずは新償債、すなわち新しい国民の貯蓄等を対象にして発行するものをできる限り減額することを第一義とし、そして第二段階として、このいわゆる公債残高そのものを、対GNP比でもよろしゅうございまして、すべてのそうした基準に対して下げていくということをお考えのべきではないかというものが、財政改革を進めるに当たつての考え方にもそのやうな姿勢で書いて、御審議をいただいておりますわけでありまして。だから、おっしゃる意味は、あれだけ厳しくみずからを律するために、一年一年借りかへ禁止規定をつけて出したんじゃないかというところからすれば、まさにコペルニクス的——天動説が地動説に変わったほどではないかと思ひます。けれども、事ほどさういふ大変な変動であるという認識で、御批判をいただくことに対しては、やはり甘んじてその御批判には耐えていかねければならぬ課題だというふうに理解をいたしております。

○坂口委員 私、現在直面しております財政状態というものを考えましたときに、考え方は違ひますけれども、そうしたお考えに到達されるのもまあある意味では無理からぬことではあるかな、そういう気持ちもしないではないわけですね。しかし、そのこととこの法体系の上での話とは別でございます、これから後皆さん方がもう借りかへはしないという項目は外すんだ、こうおっしゃるのなら、それはある意味では話が理解できるわけでございますけれども、五十一年にさかのぼつて、いままでの議論の中心であつたところをなしにいたしますというのには、余りにも過去の議論に対する冒瀆ではないだろうか、それが実は私の主張でございます。法制局に、そういうふうな、過去にさかのぼつて法律を変えるということが今ま

であつたのかどうかということをお聞きをしてみました、施行前の法律を改正した若干の例というののございます。例えば、公認会計士法の一部を改正する法律でございますとか、あるいは商法の一部を改正する法律でございますとか、あるいはまた医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律でございますとか、これらは施行の日を、初め決まりましたものを一時延期をいたしました、その延期をしておる間に改革をするとか、あるいはまた廃案にするとかというやうなことが実はとられておるわけでございます。しかし、今回のように、一番法律の核になつていた部分を、八年間さかのぼつてそこをなしにするということ、これが法律上果たして許されるんだろうかという大きな疑問を実は持つておるわけでございます。あわせて、法体系上の問題とともに道徳的に見ましても、先ほど大臣が少し触れられましたけれども、これはその年その年、一年一年の議論をすべきものであつて、そして八年間さかのぼつてその部分を削除をするというやうなことは、余りにもこれは逸脱をしておるのではないか、余りにもこれは逸脱をしておるのではないか、これはもう甘んじてその御批判には耐えていかねければならぬ課題だというふうに理解をいたしております。

まだ六十年が来ないのだから、実質的にはこれは未施行法律ということも言えるのではないかと議論もあるわけでございますけれども、実際には二年国債でございますとか五年国債でございますとか、こうしたものには既にもう出ているわけでございます、そして、二年国債や五年国債につきましても既にかなりな償還がなされておるわけでございます。調べていただきましたら、二年国債の方は一兆四千億円でございまして、それから五年国債の方は三千六百六十億円の償還をされておるわけでございますから、この法律が実質的な未施行法律と言ふこともでき得ないと思ひます。それと、もういささか、既に施行されております法律を、前にさかのぼつてその重要な部分を削除をするというのはいかがなものであつたのかどうかということをお聞きをしてみました、施行前の法律を改正した若干の例というののございます。例えば、公認会計士法の一部を改正する法律でございますとか、あるいは商法の一部を改正する法律でございますとか、あるいはまた医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律でございますとか、これらは施行の日を、初め決まりましたものを一時延期をいたしました、その延期をしておる間に改革をするとか、あるいはまた廃案にするとかというやうなことが実はとられておるわけでございます。しかし、今回のように、一番法律の核になつていた部分を、八年間さかのぼつてそこをなしにするということ、これが法律上果たして許されるんだろうかという大きな疑問を実は持つておるわけでございます。あわせて、法体系上の問題とともに道徳的に見ましても、先ほど大臣が少し触れられましたけれども、これはその年その年、一年一年の議論をすべきものであつて、そして八年間さかのぼつてその部分を削除をするというやうなことは、余りにもこれは逸脱をしておるのではないか、余りにもこれは逸脱をしておるのではないか、これはもう甘んじてその御批判には耐えていかねければならぬ課題だというふうに理解をいたしております。

か、許されるのだろうかという気がしてならないわけであります。もう一度、ひとつ事務当局からでも結構でございますが、お伺いいたします。

○平澤政府委員 この問題につきましては、先ほど大臣の方からその背景その他について御説明申し上げたわけでございます。こういう措置を今回の法律でお願いいたしましたのは、財政運営についての政府の考え方をこの際明らかにしたいということでもやっておるわけでございます。

しかし、一方、国民の保有する国債について、満期が到来した場合、個々の保有者に対して全額現金で償還するということは、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、これは当然でございます。したがって、借りかえというものは、その償還財源を借換債の発行によつて賄うものであるということでもございまして、その意味では国債の保有者にとりまして何ら不利益を与えるものではない、こういうことでございまして、したがって、この法案の審議の際にも、まさに今お話がございましたような点につきましては、我々もいたしまして十分議論いたしました。結論といたしましては、満期が到来するものはまだ残っておりまして、それが到来するまでの間にこのように改定を行ふことは法律上問題がない、こういう結論に達しまして、この法案を提出した、そういうことでございまして。

○坂口委員 先ほど言いましたように、私は考え方を言っているわけではないわけでありまして、この法律のあり方を言っているわけでありまして、今いろいろ議論の中で法律的には問題ないという結論になったというお話でございまして。しかし、これは常識的に考えまして、未行の施行の日を要するとか何とかというところならばそれはいざ知らず、一番中心の課題について後になつてこれを変えるということは、これは許されることではないのじやないだろうか、私はそういうふうには実は痛切に感じる一人でございます。こういう例がいか悪いかわかりませんが、そのときの与党が、例えば保革伯仲であった。そう

いたしますと、保革伯仲のときには野党の方にも色よい形の法律を出しておいて、そして自分のところの勢力がうんと大きくなったときに、後日その法律を骨抜きにするようなものをまた出すというようなことにもこれはなりかねないわけでありまして、これは委員会及び国会のあり方の根幹にかかわる問題ではないかと私は思うわけでありまして。簡単に、いろいろ議論をしたけれども、法律的には問題ないという結論になった、こうおっしゃいますけれども、そう簡単にこれは結論の出る問題ではない、非常に重要な問題を含んでいるというふうには私は思うわけでございます。その議論の中で、今までそうした八年間あるいは九年間議論に議論を重ねてきた、その過程のことが一体問題になったのかどうか、その辺も含めてもう一遍お聞きしたい。

○平澤政府委員 この問題につきましては、先ほど大臣から申し上げましたような背景のもとで、我々としてもいろいろ議論をいたしました。特に第二次石油危機という状況のもとにおきまして、従来予期しなかつたような事態が発生したわけでございます。そういうもとで税収の伸びも急激に鈍化するなど、我が国経済、財政を取り巻く環境にいろいろ大きな変化が生じたという中で、財政の状況も非常に厳しいという環境になったわけでございます。

そういう中におきまして、それでは具体的に、今後特例公債の償還が参りますが、実績で申し上げますと、六十年代に二兆円、その後三兆、四兆とふえてまいりまして、ピークになると七兆円になります。そういう事態になつてまいるわけでございます。そういうときに、それでは借換債によつて財源を調達しなせんで、その他の方法によつてこの財源を調達してこれを償還しようとしたしますと、大幅な歳出カットがあるいは税収の増を図るかという方法になるわけでございますが、そういうことをいたしますと、財政の経済に与える影響というのは非常に大きいわけでございます。そういう面からいろいろ問題も生じてくる。それ

から国民生活の面でも、歳出の大幅カットというのは問題があるではないかということもございまして、いろいろ考えた末、大変遺憾ではございますが、こういう結論に達したわけでございます。

そこで、御質問の中で、今後一つ一つというお話があるわけでございますけれども、今回の財源確保法案を出した際に、従来と違ひまして特例債の借りかえ禁止という規定を外すわけでございます。そういうときに、それでは従来のやつをどうするかという問題が当然起こるわけでございます。すけれども、今回お出しします財源確保法案でございますか、そこにはございまして法律によりまして発行する特例債は十年先に償還が来る。将来、十年先に来るものについて禁止規定を入れなさい、その前に来るものにつきましてはそれでは手当てをしないのはどういふことかという御議論もいろいろ出てくるわけでございます。そういう意味もあわせまして、先ほど申し上げましたようにまとめて今回お願い申し上げているということでございます。

○坂口委員 何度か申し上げますけれども、財政の厳しさを私は今問題にしておるわけではない。また、この借りかえの問題を今私はいい悪いということを言っているわけではないのです。その問題は私もいろいろ意見があります。しかしそれはまた後日この法律案が出ましたときにするとしまして、私は今そのことを問題にしているわけではなくて、私は今そのことを問題にしているわけではなくて、財政の厳しさと借りかえの問題ではなくて、この法律のあり方を私は今言っているわけなんです。そして、端的に言えば、余りにもこの大蔵委員会を侮辱したつくり方ではないかと私は言っているわけなんです。今の御答弁は、こういうふうにあのときには決意をしておつて今日を迎えてやむを得ないんだというお話であつて、それは我々との意見の違いはあるとしながら、それはそれとして私はお聞きをしたいと思ひますが、この法律のあり方がそれでいいかということの答弁ではないのです。

○平澤政府委員 先ほど申し上げたこととかなりダブるお話になるかもしれませんが、財政審におきまして、我々としてはこの問題に御議論いただいたわけでございます。そこで今後の厳しい財政事情を考えれば、五十九年度特例公債について、先ほど申し上げましたように借りかえ禁止規定を置くことは極めて困難であるということからこういうことになったわけでございます。しかし、それではまさに委員のおっしゃいますように、従来禁止規定を置きながら今回の禁止規定を置かないというのは、考え方として問題があるのではないかと御指摘も当然あるかというふうには、我々としても十分その辺は認識いたしております。したがって、この法案の中で、今後できる限り借換債の発行を行わないように努めるものとするという旨の努力規定を置かせていただくということにいたしておるわけでございます。そういう意味で、従来の考え方そのものは我々としても十分尊重しながら、現実が今申し上げましたように非常に変わつてきた中で、法案を今回のような形でお出した、こういうことだと我々としては思つております。

○坂口委員 これは何度申し上げても同じことになるわけでありまして、私もこれ以上申し上げることは差し控えたいと思ひますけれども、現在までの経過を考えましたときに、余りにも現在までのこの大蔵委員会における議論を踏みにじつたものではないかと今ふに思わざるを得ないわけでございます。議事録を拝見しまして、先般議員の諸氏が与野党ともに本心に底から議論を尽くしておみえになつたその内容を見ることができて、それが何であつたのだろうか。その議論の一番中心になるところ、その中心の中の一つの中心の部分の一つが、借りかえをしないという一項であつたのではないだろうか。今日に至つてそれが難しいということ、これからはその法律を努力目標に改正をしたいという、そういう法律案ならば、それは私もそれなりに納得はでき得ます。しかし、その以前に真剣な議論になつ

た、一番でこになった部分を、あれはやめにいたします、あのてこは取りなす、この期に及んでそういう法律案を出すことは、余りにもこの大蔵委員会を侮辱した法律ではないか。あるいは大蔵委員会だけではなくて、予算委員会におきましても議論をされたと思ひますし、国会全体に對するこれは挑戦ではないかと思はれるほどの重要な部分がこの中には含まれてゐる、そういうふうには私は思へてならないのですから、きょうはこの問題を取り上げさせていたたいたわけでありまう。大臣からお話を伺つて、次の問題に移りたいと思ひます。

○竹下國務大臣 私自身が部内で議論するときにした議論が、今坂口さんがおつしやつた議論であります。一遍一遍出すことに對して、まあ便宜的に考へればあの出すときに、当分の間こういうものを出しますというのをやめたのも、やはりみづからを厳しく律していくために一本一本毎年やつた。したがつて、今度はこの借りかへで、いわゆる禁止規定を外すのも、その償還年度が来たときに一本一本やるといふのがむしろ厳しい姿勢ではないかといふ議論をいたしました。確かに法律上はさかのぼることも、現実行為が行われていないわけでございますからいいといひましたし、いゝわば、かねての審議の経過の中ではそういう姿勢の方が、厳しさを理解していただくために、また、みづからを厳しく律していくためにもいいではないか、こういう議論もいたしました。が、今後発行するものに禁止規定を設けないで、過去に発行して現行償還の到来するものは禁止規定をそのままつけておくといふことが、むしろ法的には不自然ではないか。だから、そこに何かそういう厳しさをさせるものがないかといふ議論がいわゆる精神規定といふもの——精神規定といふ言葉がいいか悪いかは別といたしまして、そうしたものに変わつてきたといふふうには御理解をいただかざるを得ない。私もこれを仕上げていく段階でいたしました議論を振り返りながら、そのような説明で御理解をいただかなければならぬではな

いかというふうに考へております。
○坂口委員 まだ納得できたところまで至りませんで、この問題はまた後日引き続きやらせていただきますと思ひますし、純法体系上にも問題があるように思へてならないわけでございます。その法体系上、この方が矛盾がないといふ方に言われますが、私は現在のこの法律案要綱の方が矛盾があると思へてならないわけでございます。ぜひひとつこの問題はもう少し詰めさせていただきますといふふうに思ひます。

そこまで考へられてつくれたものであるといふことはよくわかりましたが、それならば、努力目標なるものを掲げてはございますけれども、これはあくまでも努力目標でありまして、どこまでそれが実現をできるか。たとへてできなくても、それはやむを得ないといふことになつてしまふわけでございますので、するするとこの問題が将来に向かつて歯どめがなくなつてしまふ可能性もある。いままでも毎年毎年真剣な歯どめをかけてきて、なおかつ歯どめがからなくなつた。その歯どめを今度は外して努力目標にするわけでありまうから、さらに歯どめがからなくなる可能性といふものはまた大きいと思はねばならないわけでございます。そこで、それならば、これに変わるべき努力目標といふのは、どういふふうにするか。からみずからを律していこうといふふうにするのであらうか、その辺をもう少し詰めてお聞きをしておかなければならないと思ひうわけでありまう。

いままでの御答弁の中にも若干はございまして。しかし、ただ単にこういふふうにするつもりでございますと言ふだけではいけない。いままでの歯どめを外したのなら、それにかわるべき厳しい歯どめといふものをみずからやりつくらないければならぬ。一生懸命努力をしてもなおかつそれが達成できないといふことが、あるいは起こるかもしれない。しかし、それはやはり歯どめといふものはつくつておかなければならぬ。いんじやないだらう

か、そう思ひますが、ひとつその辺につきましてもう少しお願いを申し上げます。

○平澤政府委員 いわゆる特別償の今後六十五年までの努力目標といたしまして、新規財源償といたしましてはこれをゼロとしていくといふことを「基本的考え方」で明確にお示ししているわけでございます。そこで、その新規財源償を、まず第一段階といたしまして六十五年まででゼロという努力目標を掲げまして、その後引き続き、この特別償の残高がございまして、これにつきましては、その「基本的考え方」にございまして、やうに、できるだけその残高も減らしていくといふこととで努力していこう。具体的には国民総生産に對する公債残高の比率について、これを極力低くとどめるやうに努力するといふふうにお示し申し上げてゐるわけでございます。したがひまして、第一段階といたしましては新規財源償を六十五年まででゼロにするやう努力する、その上でさらに公債残高そのものも減らしていくといふことでやつていきたい、こういうふうに考へておるのであります。

○坂口委員 大臣から、もしございしたら。○竹下國務大臣 先ほども申し述べましたが、これは直接の御質問ではございせんでしたが、大体第一段階、第二段階と……。第一段階をどこに置くかといふのは、まず六十五年度脱却を努力目標としよう。これは新規償、いわゆる新規財源償でございます。したがつて、それがまず先だ。言つてみれば、国民の投資対象、あるいはこちらから言へば対象となる貯蓄の新しく伸びるもの、対象とするものをまず減していこう。新規財源償を減していくといふのが第一目標である。もちろんその間、経済ですから固定しておるわけではございせんが、それに努めながら、第二期の目標としては、相對的に、予算の中に占めるというよりもGNPに對して占めることの公債残高を減していこうといふのを第二段階に出していこう。それを私どもは、第一期というとしりジツドになり過ぎるかもしれませんが、それが六十五年度め

どで、第二期が、言つてみれば対GNP比公債残高を減していく時期である。だから、それが減せるだけの歳入増入面をわたつての体質改善をその間にしていかなきゃならぬ。

されば、どの年度で、言つてみれば対GNP比どれぐらひにいくかといふ議論になりますと、これは今日不透明な國際經濟社會の中にあつて、それこそきちんとした年次目標を立てる条件にはない。したがつて、そのときどきの經濟財政事情を勘案しながら、第二目標としてのその問題に努力をしていきたい、こういう筋のことを申し上げておるわけでありまう。

(中村(正三郎)委員長代理退席、委員長着席)

○坂口委員 それではこの問題はまた法律のときにやらせていただくとして、次の問題に移りたいと思ひます。

もうあと余り時間がございせんが、「増税なき財政再建」、余りにも有名になり過ぎた嫌いがございまして、このことについて質問をしておきたいと思ひます。

臨調が「増税なき財政再建」ということを申しましたが、その「増税なき財政再建」といふのは、全体としての租税負担率の上昇をもたすやうな税制上の新たな措置を基本的にとらない、こういう立場をとつて、そして「増税なき財政再建」といふことを言つてゐることは御承知のとおりでございます。ならば、租税負担率が上昇しないのであらうか。そのことを見てみますと、「税制改正の要綱」など、この政府資料によりまして、五十九年度予算ベースでの租税負担率は二四・二%といふふうになつております。この数字は五十八年度当初ベースの二三・七%よりも上回つてゐるわけでございます。五十八年度補正予算ベースに比べまして、五十九年度の租税負担率が〇・三%上回つてゐるということに、これは政府側の資料をもとにいたしまして、これは政府の試算をいたしまして、七國民所得比でその金額を試算をいたしますと、七

千百十九億圓に相当するのではないかと、いうふう
に思っています。この七百十九億圓と申しますのは、
政府のこの法人税の税率アップによりまして、こ
ころの増税額四千三百億圓とそれから酒税の増税
額三千二百億圓、合計いたしました七千五百億圓
にほぼ匹敵する額になっていくわけでございます。
す。租税負担率の上昇をもたらすような税制上の
新たな措置をとらないという公約からするならば、
この七千億圓規模の増税は、これはむしろ撤回を
すべき筋合いのものであるというふうに思いま
す。

まとめてまたお答えをいたしたいと思います。し
て、この「増税なき財政再建」に反します租税負
担率の上昇が、それだけではなくて、六十年以降
さらに租税負担率の上昇が続くのではないかと
いうふうに我々は考えております。政府の税制改革
案は、六十年度の所得税減税額七千六百五十億圓
に對しまして、法人税及び酒税の方で七千四百三
十億圓、先ほど申しましたようにほぼ同額でござ
います。

それから、所得税減税の財源を法人税、酒税の
増税で補てんしたことになるわけでありまして、
近年の、昭和五十六年度までの五年間を見まし
ても、名目経済成長率に対する税収の伸び率を示し
ますと、この租税弾性値が、所得税、法人税、酒
税の三税の中では所得税が最も高いものと
思われます。この傾向は六十年以降にも続く
と思われまして、所得税は自分の力でこの減税分
を取り戻しまして、その上に法人税と酒税の増税分
を上乗せすることは必至であろうというふうに思
われます。

昭和五十四年度決算から五十八年度の補正予算
ベースまでの国民所得、所得税、法人税、酒税、
その金額の伸び率の推移を見ても、その増加
額と伸び率は単純に年平均を見てみましても、
も、国民所得は増加分が八兆八千五百七十五億
圓、伸び率で五・二％でございます。所得税は八千五
百四十六億圓で九・二％の伸び率でございます。
法人税は四千二百二十二億圓で五・七％、酒税は

七百九十八億圓で五・五％の伸びになっているわ
けでございます。したがって、所得税が九・
二％ここで伸びているわけでございますので、こ
れからの経済的な状況等によりましてはいろいろ
の変動がございましょうけれども、しかし、租税
負担率というものはかなり伸びるというふうにな
って差し支えないのではないかと考えます。そう
いたしますと、この臨調の言いますところの「増
税なき財政再建」の核心でございます。租税負担
率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を
とらないというその内容とはかなり反して、こ
れではないだろうか。増収という言葉をお使いにな
りますけれども、これは実質的には増税にならざ
るを得ない、こう思いますが、いかがございま
すか。

○竹下 国務大臣 具体的な問題については主税局
長から補足をしてもらいますが、確かに、例えば
今度お出しした展望を見ましても、名目成長率に
弾性値を過去十年間の平均値である一・一を乗じ
ておりますので、毎年〇・一ずつおおよそ租税負
担率としては上がってくるということになるわけ
でございます。一番いい例は、五十七年が最初見
ておいたのが二・五・四、それが結果としては二・三・
九になりました。だからこの場合は三角の一・五
落ちたわけでありまして、過去を見ますと、高度経
済成長期におきましてはおおむね一・四一、一・
五八、一・三五、一・三八、一・九二、これは石
油ショックで大変物価が上がって、各目が効いて
きたわけでありまして、したがってちょうど五十
六、五十七年度の歳入欠陥のときは〇・五八、〇・
八〇というふうになるわけでございます。

だから、私どもといたしましては、租税負担率
をやはり大きく変えるような税制上の新たな措置
という点に臨調のお考え方もあるであろうという
認識のもとに、これに對してきつておるわけござい
ます。この弾性値そのものも、これはたとえ直接
税と間接税で言えども大変な相違もございまして、
したがって、そのときどきの経済情勢の推移の中
で、ある程度の変化が生ずることはやむを得ない

じやないか。したがって、私ども財政改革を進め
るに当たつての考え方としては、いろいろあちこ
ち工夫して取り上げたのは、国民負担が全体とし
てヨーロッパの水準よりかなり下回るところに
位置づけるべきである、こういうところでお示し
しておるわけでありまして、したがって、租税負担
率の議論というのは、実際問題「新経済社会七カ
年計画」のときには二十六・二分の一というのを
一応示したことがあるわけですが、それが結果とし
て著しく乖離したということになると、これは定
量的に位置づけることは非常にむずかしい問題だ
ということ、やはり定性的にヨーロッパをかな
り下回る——かなりとは何ぼやということにな
ると、これからまた議論のあるところでございます
が、そこへ位置づけをした、こういうことになら
ざるを得ない。

若干専門的な問題になりますので、主税局長か
ら補足してもらいます。
○梅澤 政府委員 臨調の答申で述べられておりま
す租税負担率との関連で、私ども税制当局として
の率直な頭の整理の仕方をこの機会に申し上げ
てお許し願いたいと思うのでございまして、こ
れども、ただいま大臣の御答弁にもございましたよ
うに、現実に租税政策を展開いたします場合に、
例えば五十九年度のトータルとしての租税負担率
を具体的に何％と設定いたしました、それで税制
を組むというところは、これは政策の作業概念には
ならないわけでございます。先ほど大臣のお話
にもございましたように、例えば近年の経験で
ございまして、五十六年、五十七年、いずれ
も当初予定いたしました租税負担率よりも実績が
大幅に下がっているわけでございます。そういう
しますと、租税負担率という概念は余り意味がな
いのかというところ、そうではありませんが、事後
の税収の実績が出た段階で、租税負担率という
ものは、これは学問的にもそうでございまして、
実際に租税負担のあり方を御議論いただきます場
合に、政策議論の大きな一つの物差しにはなると

思うわけでございます。租税負担率というのは恐
らくそういうものである。ただ、これを事前的
に租税政策を展開する場合に、具体的に率を設定
して、それで租税政策を仕組むという作業概念に
はなじまない。

したがって、臨調答申を考えます場合に
も、あそこ書いてございまして、全体として
の租税負担の上昇をもたらすような新たな措置を
講じないというのは、当年の税制改正を予定する
ことによつて、それが税負担の上昇要因になるよ
うな税制改正をしてはいけない、こういうふう
に考えますと、それ自体としては十分作業概念に
なる。従来も臨調等におきまして、そういう解釈
をしておられるということでございます。そう
いうことを踏まえまして、五十九年度の税制改正
におきましても、所得税の減税を含みます減収額
と新たに税制改正で負担増をお願いいたします部
分、それから税収増を伴います部分、これはきち
んと計量的に見ましてもみ出すことはできないとい
うことで税制改正を進めさせていただきます、こ
ういうことでございまして。

○坂口 委員 時間が参りましたので、これで終わ
りますが、ひとつこの問題、また引き続きまして
議論をしたいと思ひます。
○瓦 委員長 米沢 隆君。

○米沢 委員 私、目下我が国にとりまして緊急
かつ重大な政策課題であります財政改革の問題一
本に絞つて、大臣並びに当局の見解をただして
たいと思ひます。この問題は既に本会議や予算委
員会やまた当委員会におきましてもいろいろな議
論が出されておりますから、重複する部分がある
かと思ひますが、御容赦願ひたいと思ひます。

さて、今回大蔵省は、今後の財政再建の指針と
なります「財政改革を進めるに当たつての基本的
考え方」と、六十五年度までの財政収支を展望し
た試算結果を発表されたわけでありまして、その
資料を読みますと、今さらながら財政改革の容易
ならざることを痛感するのであります。
ところで大臣は、この試算結果等の資料に關連

いたしまして、この資料はあくまでも参考的なものであつて、最終的には国民の皆さんの選択の問題であり、国民の代表である国会の議論を通じて決まることにならうという趣旨のことを何回となく述べられております。政府はあくまでも白紙の状態に今立っておるといふような感覚で受け取れるのでありますけれども、そういう物の言い方そのものが、逆に国民の間には増税等を中心にして疑心暗鬼を招いて、一番国民の皆さんに理解と協力を得ねばならないこの財政改革というものを大変わかりにくいものにしておると思われるのであります。まず最初に大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 確かに米沢さんの御指摘、国民の多数の中には同じような感じを持つていらつしやる人がいらつしやるのじゃないかと私は率直に思ひます。ただ、私どもとして考えてみると、かつての「新経済社会七カ年計画」のときに、言つてみればあるべき姿としてのリジッドな、二十六カ二分の一というような租税負担率を前提に置いたものをつくつたわけですね。が、それが結果として余りにも大きな乖離を生ずるようになったという事になると、経済というものが絶えず国際情勢なりに応じて動くものである限りにおいては、むしろ定性的な考え方を示出して、国民の皆様方に、まあ下世話な言葉で言えば議論の中へ入つていただいて、そしてその方途を模索すべきじゃないか、こういう考え方に立つたわけでありまふ。

したがつて、おまえは言つてみれば仮定計算はうんと出した、しかし一体どれが手ごろだと思つておるかとかそういう質問も受けます。米沢さんでなく、もっとも庶民というところ、米沢さんも庶民でございますが、いろいろな友人等から、それが出せないところが今日の難しさだな。だから、これを六十五年まで、こういう姿でどうしたらいいでしょうかと言つておつてはならぬという気持ちには私にもございます。この間も大内委員からも一つの仮定計算を出していただきました

が、例えばそうしたものに対して、国民に対するサービスをする公務員としての立場から、いろいろな前提のものに対しての資料作成に協力をしながら、お互いそれをベースに議論をしようという模索して、一つのコンセンサスを生み出すような努力をしよう、こういうような手法でございまして、端的な御質問の趣旨のようにお感じになつてゐる国民の皆様方もかなり多いな、こういう認識は私も持つております。

○米沢委員 大臣がおつしやるように、非常に不確定な要素がたくさんありますから、定量的には物が言えない、定性的な物の考え方しか言えないというのにもよくわかりますし、あるいは当局の立場もよくわかるのでございます。しかしながらこの試算結果等を見ておきますと、多くの人が指摘をしておりますように、結局財政改革は、歳出カット等のいろいろな努力をいたしましても、最終的な解決はいわゆる大量の財源を考えなければならぬ達成できないんだということを、これはもう行間にもにじみ出てよくわかるように説明がしてあるような感じがするのです。したがつて、アウトで本当に漢としてわからないような段階でのものではなくて、こういう資料をおつくりになつた結果、定量的な議論をせよとは言ひませんが、やはり定量的で言えるものがあるに違ひありません。きておるのではないか、そういう感じがしてなぬのでございます。

例えば今度の五十九年度予算編成でも、歳出カット等を大要御苦労なさいましたが、六十年代一体どうするかとなつたときに、歳出削減の限界がある程度見えておると思ふのです。そこらは一休定量的には物が言えないのか。あるいはまた不公平税制を含めて既存税制の手直しをする。いろいろな項目はありますが、年次のずれはあつたとしても、ある程度の定量的な把握はできないはずはないと思ふのです。そういう組み合わせによつて、最終的にはどれくらいの新増収措置が必要なのか、新税が是なのか非なのかという、もつと議論のしやすいようなことを政府みずからが

言つていただかないと、全然手がかりなしに、政府のみずからの考え方でも余り示さないで、白紙のまま国民に選択しろなんて、これは冗談じやないという議論になつていくのではないかと、私はそう思ふのでございます。

したがつて、この際、このような試算結果を前提にして、政府としてみずからの国会で議論をしないとは言ひません。しかし、みずからの財政改革の本音のところが処方せんを少しぐらいは国民の求めるところの姿勢に立つて、協力を求めることとは求めるところの姿勢に立つて、協力を求めることではないかと私は思ふのでございますが、いかがですか。

○竹下国務大臣 おつしやる意味は私も理解できます。まず当面、今度五十九年度予算を編成して、その予算編成に当たる考え方、そうすると早速私どもは、少しでも近いところでも、ある種の定量的なものでも示せないかとなると、六十年代予算編成、その概算要求のときかな、こう思ふのであります。

それで、私もたびたびの質問に対していつも言葉に窮するのでありますが、歳出削減一生懸命をやつたな、しかし、これ以上おまえ本当にやれるのか、こう言われる方たくさんございます。率直なところ、しかしながら、考えてみると、たまたま私がその編成の責任者であつた五十五年度予算というものが、前年度に比べてプラス一〇%のシリング、それから七・五、ゼロ、マイナス五、マイナス一〇、その都度自分なりに、私は玄人じやございませぬけれども、感じたことは、一体来年の予算組めるだろうかと思ひながら今日までやつてきた。したがつて、ここでもつてもうこれ以上はとてやれぬぞよと、こういう心境になることほど危いことはないなと身を締め、さよ、うしからば、じゃ六十年代予算の概算要求のシリング、一体この次は一五%でもやらんかと仮に聞かれても、はいそこまでやりますと言ふ、もとより今日の段階で自信もない。そうすると、この問題は結局、無責任であると言われようと、や

はり国会の議論を通じておのずから概算要求、まずは第一着手概算要求になります。が、この際の方途を見出すしかない。が、やはり今日までの削減努力の積み重ねの中で内なる改革もいろいろ出てきておりますので、もうこれ以上やれないという感じを持つたらおしまひだな、こういう自己認識をしておるところでございまして。

○米沢委員 同時に、この財政改革をわかりにくくしておるものの中で、今大蔵大臣の方から、予算編成される立場の苦衷を述べていただきましたが、各委員会等での議論の中で、例えば「増税なき財政再建」をやるとか、あるいは大型間接税の導入は考えてないとかいふ答弁がありながらも、また一方では、国民の負担率の上昇は避けられないとか、あるいは六十年代からの大型間接税を導入するのときそぶりがわかるような、にじみ出たような答弁が時々出てくる。一体、国民はこれを政府の方針として信じていいのか、そのあたりがわからないところに、やはり財政改革というものに対する国民の理解の仕方が、ぶれが大き過ぎるという問題が出てくるのではないかと、こう思ふのです。

そこで、この際、大要初歩的な話でございまして、改めて定義を、今の政府の統一見解的なものを示していただきたいと思ふのであります。

一つは、改めて「増税なき」というのは一体何か。二番目には「増税なき財政再建」というのは財政改革が終わるまでの公約だと思つていいのかどうか。三番目は「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」の中に、先ほどからも議論がおりますように、国民負担率の中長期的な方向については、今後、高齢化社会の進展などにより、現状よりは上昇せざるを得ないという趣旨で、この上昇せざるを得ないという趣旨は、財政再建期間中において、いわゆる全体としての租税負担率を引き上げるような新たな税制上の処置も考えねばならないのだという意味での増税を考えているのかどうか。もしそうであつたならば「増税なき財政再建」というスローガンはもういいかげん

に破棄したらどうか。この四点についてはつきりと御答弁をいただきたい。

○竹下国務大臣 「増税なき財政再建」というものは、やはり私は財政改革を進めるに当たつてのことである、そして、その定義はということになりますと、今日の場合、臨調で言われておる、大きく租税負担率が動くような税制上の新たな措置というものは控えなさいというお話し——お話しというのはいさよと表現がおかしいのですが、そういうことではないか、一つはそう思います。

それから次が、財政改革が終わるまでの公約かということになりますと、財政再建というものは、あの当時はそれなりに定義づけが、対応力を回復するために赤字国債を脱却する時期、そういうところまでございましただけに、財政改革ということになると、それを行うためにはもろもろの財政の制度、施策の根源にさかのぼって改革を行わなければそれができないということになると、本当は言葉の上では財政改革はこれで済んだというときにはないんじゃないか、私もこういう気がしております。

それから、その次の負担増、いまおっしゃいましたように歳出カットか負担増かということになりますと、国民負担率がヨーロッパよりもかなり下回るといふ議論はだんだんだんだん煮詰まってくる議論になるのではなからうか。その際、要するに公共サービスを負担するの国民、受益者も国民でございまして、その辺の兼ね合いというものがどの辺にあるものであるかということとは、今にわかに、臨調等々で四〇%とか四五%とかいう議論が出たという話は聞きつつも、私にはそこまで踏み込む自信も、また国民の理解がそこまではいくであろうという確信も持てない、いまだ議論をしてみなければならぬ課題ではないかなというふうに思っております。

○米沢委員 先ほどからも議論になっておりますように、例えば昭和六十五年の時点で国民の負担率あるいは租税負担率あたりがどのあたりになる

であろうか、これは大変興味のある一つの指標だと思ふのです。先ほどからの御説明を聞いて、少なくともまず租税負担率を決めて、あるいは国民負担率を決めての議論は難しい。私もそれは同感であります、この前、梅澤主税局長が、一般歳出の年平均伸び率を五%と仮定した場合に生ずる六十五年度の歳入不足額九兆九千億を増税で埋め合わせるという、租税負担率は二七・六%に達するということな答弁をされておりますね。ですから、今からもし一般歳出が五%の伸び率で予算がいったときに、すべて増税でやったら二七・六%の租税負担率でございまして、その間に歳出カットだとかその他のいろいろな財政再建のための方策が入られるわけでありまして、これ以上にはなり得ないですね。したがって、現在の社会保険料負担を大体一〇・八ぐらいを加えまして、三八・五前後になりますね。ですから、昭和六十五年における国民負担率というのは大体三九以下でございまして、これは理解していいですね。

○梅澤政府委員 今米沢委員の御指摘の点は、租税負担率それから社会保障負担率を入れた国民負担率というべきものでございまして、そういうものとしての目標値とか予想値というものを一義的に計数的に申し上げるというのは非常に難しい問題である。ただ、先般提出いたしました仮定計算を前提にいたしまして、しかも、あそこに出しましたケースa(1)の数字で仮に機械的にはじいてまいりますと、先般予算委員会、大内委員の御質問だったと思いますが、お答えした数字になるわけでございます、ただいま米沢委員がおっしゃいましたケースのとおりになるといふように一義的に私どもは申し上げてはいるわけではございません。ただ、あの辺の数字というものが、いろいろなケースがございまして、これからのいろいろな御議論をいただく場合の手がかりになる数字であろう、こういうことでございまして。

○米沢委員 深追した議論はしたくありませんが、少なくとも五%以上によつたら一般歳出が伸びる可能性もありますから、そう一概には

言えないと思ひますが、大体資料から推定するところ四〇%以下くらいでおさまる。それが六十五年度において財政再建がほぼ完了した時点の姿であるというふうな理解をさせてもらいたい、こう思ひます。

前語りはそれくらいにいたしまして、具体的な問題について順次質問したいと思います。

まず第一に、これも伊藤委員の方からも話題になっておりましたが、六十五年赤字国債発行ゼロという目標年次のセツトの問題であります。御案内のとおり、鈴木内閣のときに五十九年赤字国債ゼロが目標年次がセツトされたわけでありまして、これは単に「展望と指針」の最終年次に合わせたものにすぎないという軽いものなのか、それとも将来の財政状況等をできるだけ検討された上で、六十五年度には少なくとも赤字国債発行ゼロくらいにしなければならぬという、財政当局の意欲と不退転の決意みたいなものを込めた年度なのか、そのあたりをちよつと聞かしてもらいた

い。

○竹下国務大臣 確かに「経済社会の展望と指針」の中にも「このような努力の積み重ねによつて、対象期間中に特別公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努め、財政の対応力の回復を図る」とこととする、こう書かれてあります。これはまさに、経済企画庁が中心になられたとはいへ、政府の責任で明示した「展望と指針」でございまして。したがって、財政改革の努力目標としてこれをとりしただいた。

ただ、そのところで度合いがどうかということになりますと、ならなかった場合は切腹しますとか、まあ努力目標であることは事実でございまして、いわゆる経済社会の変化が、なかならず国際的に余りにも今日までの体験上不確定要素が多いだけに、これがまさに絶対であると言われると、私も絶対のものであると言だけの自信はない。しかし、これを努力目標として、不退転の決意で臨むべきだということに対しては、そのよう

な考え方に立つて対応すべきだというふうな思ひております。

○米沢委員 先のことですからだれもそれはわからないと思ひますが、しかし中曽根総理あたりの答弁等を聞いておきますと、努力目標の努力の方にかなり力点が置かれて、目標の方はどうもアウトになりつつあるという感じがしてなりません。それがもし本音ならば、赤字国債発行ゼロの最終年次を含めて、財政改革の方法などいろいろなバリエーションがあるわけですね。例えば歳出カットの仕方だつて、あるいは増税のあり方だつて、最終年次のセツトいかんではどんな考え方だつて出てくるわけでありまして。そうすると、財政改革をしなければならぬ、やれ歳出カットだ、やれ増税だといひひ言うて議論するのがばかばかしくなつて、まじめに議論しておれないなという部分があるような気がするのです。したがって、いろいろな経緯で六十五年が出てきたにせよ、少なくとももとつと政府を拘束する、あるいは強制力のある政治公約的な年次であるというふうには私は大臣に答えてもらいたいと思ひます。

○竹下国務大臣 結局、この各種試算についていろいろな議論をいたしてみますと、やはり何を基準にとるかということで、一番議論の分かれるところは、潜在成長力を何ぼに見るか、それに伴う名目成長率をどう見るか、こういうことであります。したがって、その見方から議論をいたしますと、潜在成長力という問題は、とにかく一つは資本あるいは設備投資、一つは労働力、一つは技術革新等三つの要素を組み合わせてみて、技術革新等がどういうふうに変化していくかということから、きちんとしたものが非常につかみにくいというのが現状のおよそ共通した認識だと思ひます。

ただ、米沢さんの御指摘になる、国民に理解を求めるためのいろいろな数値を出すのはそれなりにいいとしても、政府はこの道を選びたい、だから六十五年はまさに政治公約だという形の方が国民によりわかりやすいではないかということとは、

私も理解できます。そうしたものをつくるまでの間にこのような問答が必要じゃないか。ひきょうなようにございいますが、私もまだ数年生きておりますし、米沢さんはずっとと長らく生きておられる方でございいますから、その辺で一層議論を詰めてみたいところだな。本当に、つい笑いましたけれども、真正銘天地神明に誓ってそういう考え方であります。

○米沢委員 その議論とまた別に、今日の段階におきまして、もう御承知のとおり、官界にも政界にも財界にも、各界において赤字国債発行の解消をもっと時間をかけてやたらどうだという議論が実在していることは事実ですね。その論拠は、簡単に言うならば二つあると思うのです。

一つは、先ほど出されました試算を見る限り、例えば借換債を発行して一般歳出伸び率ゼロにしないと解消できないような数字なのであります。その他のケースを見ましたら、みんな六十五年度における要調整額、いわゆる財源不足額は最高で十四兆五千億、最低でも三兆四千億に達するよう試算ができておりますから、もうこの「増税なき財政再建」という看板は打ち捨てない限り、こんなのができるはずがないじゃないかという意味で、六十五年度説は余り根拠がない。その上、自然増収をふやすような財政上のてこ入れを今の段階では政府はとうとうしてない。ますますだめになるだろうという意味で、六十五年なんか延ばしたらどうだという議論。

もう一つは、いつも議論になりますように、赤字国債ゼロを余り急ぐ余り、結果的には今政府がとうとうとしておられる財政縮小均衡政策がこれから後も続く。そうなった場合には、過去の経緯から見てもわかるように、税収不足は慢性化して、赤字国債削減に回すような税収は減りこそすれふえない。六十五年度目標を強行すれば、角を矯めて牛を殺すような危険があるところまで言う人もおる。

そういうことで、結局赤字国債をゼロにしている手段、方法論の違い、考え方の違いによって、

赤字国債発行ゼロの時期を時間をかけて延ばしたかどうか、この二つの論拠をもつてそんなことを言う人がおると思うのです。これは今大蔵大臣にとっては異論だと思いますが、そういうものについてどういふ反論をなさいますか。

○竹下国務大臣 政府の責任において八〇年代後半における経済社会の展望をお示しし、努力目標が設定された限り、今この旗をおろすわけにはいかない。今米沢委員の御指摘のような御議論は、基本的にはやはり潜在成長力を何ぼに見るかということに発想の原点があるような気がしております。それを仮に過大に見積もった場合、時に取り返しのつかないことになる。

私は、よく企業経営に対して考えるのをごいいます。企業経営の場合だったら、今借入金に依存して設備更新をした場合、それが果実を生むのは数年先であるかもしれない。が、財政の場合は、財政の持つ単年度主義からして、言ってみればその間は赤字国債増発のままで過ごします。仮にそれが理解を得たとしても、経済社会の変動によってその先それが首尾に終わった場合のリスクというものは余りにも大き過ぎるんじゃないか。そうなる、やはり国民の理解と協力を得ながら、確かに行政需要も年々、なかなか高度経済成長期にどんどんふえておりますから、その施策、制度の根源にさかのぼってまずは締めて、そして財政の対応力をとにかく回復したその時期を一時期と画してそれに邁進すべきではないか。だから縮小均衡と言われます。私の顔は鏡で見ても余り縮小均衡みたいな顔はしてないけれども、拡大均衡と言ったくださる人は一人もいない。これも世の宿命かなとも思いますが、そういう拡大均衡路線で、例えば今少し景気が上向いたから、この機を逸せず活用すべきだという議論と、私どもが主張している、若干上向いた時期だからこそ財政改革に絶好な時期としてこれをとらえるべきだ、こういうところの分かれとていうものがあつて、それ

もさかのぼつてみますと潜在成長力の見方によって考えが分かれてくるのかな。しかし議論をすれば

ばその問題は、おのずからのコンセンサスというものは出てくる。そういう議論が、いっぱい試算を出したから余計のことこのようにして起こるようになったかというところは、ばらばらいっぱい出して不安を醸成したという見方も成り立つが、ばらばらいっぱい出したから、お互いの議論が始まってだんだんコンセンサスを得る。二度三度使った言葉ですが、急がば回れみたいな感じになつていくのかな、こういうような感じがしております。

○米沢委員 私も大臣がおっしゃるように、潜在成長力をどう見るかという問題に最終的には帰着する問題だ、そう思います。企業の設備投資に例をとられて今お話をなさいましたが、それはそれでよくわかるのをごいいます。しかし一方では、例えば家計の赤字削減と国の赤字削減とは違うという論も、これはやはり説得力があるような気がするのです。過去五年間の我が国の財政運営あるいは経済運営を見ても、景気動向から見て大変大事なときに、財政収支を固めるために増税をやるとか、あるいはまた減税を放置するとか、あるいはまたたまた機械的に赤字国債を減らしていつて、最終的には税収不足をつつたとか、確かに一方では石油ショックによる経済の変動もありましたが、やはり一面では政策不在によって税収欠陥をつつたということもある程度反省を込めながら、やはり反省の糧に入れることが大事ではないか、私たちはそう考えておるのでござい

ます。

そういう意味で今度の試算結果はまさに試算結果でございいます。少なくとも我々は、その試算結果の中にそのような反省が、あるいはまた政府の新しい展望の中にそういうものが少しぐらい加わつておかしくないのではないか、そういう気がしてならぬところ、どうも大臣のおっしゃるところがわかりにくい面があるのではないかと私も考えております。いわゆる財政の役割を果たしながら赤字国債をゼロに持つていくというその視点は、どうも今度の試算結果等を見ても、そんなのは完全に排除されてあのような試算になつてお

る。ですから、量的にも財政は身動きできませんという資料はなつても、やり方いかんによつてはもつと財源不足は減りますよというようなところも、一つか二つぐらいは資料をつくられて提示されるということの大事さをわかつてもらえないだろうかと思うのです。

○竹下国務大臣 その話はようわかりました。私ども、基本的に潜在成長力をどう見るかということに帰着するというのは、今の試算の根拠になつておるいわば名目成長率、そしてそれを、今度の八〇年代後半の「展望と指針」は、私よく言う言葉ですが、「七、六、五抜き」の四、三、二、一、数字はまさにそれしかない。すなわち名目成長率六ないし七％で五がなくて、四の実質、三の消費、二の失業率、一の卸売物価と、まさに「七、六、五抜き」の四、三、二、一。この間豪州の総理にその話をしましたら、手帳につけておられましたから、まんざらでもないな、こう思つたのですけれども、そういうことで、悪く言えば議論を吹っかけているわけですね。

その中で、今おっしゃいましたように、きょうしからばそれを支える公共投資というものをこうやるんだといって、その財源は建設国債だとか、こう言いながら、この間お出しになつた、貴党の大内試算というものが出てきたわけですね。それはなるほど、私どもがお出ししているものよりも公共事業に対する政策意図があらわれているから、それはつやばつています。しかしその場合、やはりそれがいわゆる金融市場に対して金利を押し上げることにどういふような作用をしていくのかな、こういうことと、それから、かつてと違ひまして、公共投資というものがだんだん土地代に対する吸収とか、いろんな面があつて、乗数効果がかつて我々が考えたときほどは効かないじゃないか、こういう議論も出てくる。そういうものをお出しいただいたから、私もここでそういう議論ができるのであります。

したがって、もう一つ考えていった場合、言つてみれば野放し——野放しとは申しませんが、あ

る種の潜在成長力等あるいは名目成長を高目に見た場合の調整インフレ的な問題にこれが転移していったら、これは終戦という大ショックを受けた後であつたから、国民はあのインフレを精神的にも吸収し得たが、安定社会になったときの調整インフレ的なものを吸収するということが現実可能であろうか。やはり物価のいわゆる安定、インフレなき安定成長ということからすると、そこまで踏み切るのめいかな。そうすると、それはどこで判断するかということになると、毎年度毎年度の予算編成の際に、景気動向を見ながら判断していかねばならぬ問題かなというところ、私もまた自己矛盾を感じて、それなら何でおまえ大蔵大臣やっているんだとみずから心に言い聞かしたり、いやまた今難しいところだから、希望者がないからやっているのかなとも思つてみたり、悩みの多いところを率直に申し上げます。

○米沢委員 ある新聞記事に「六五年度赤字償めぐり 中・河不一致鮮明に」というような見出しで書いてあるのです。何も閣内不一致を喜ぶようなものではないですが、明らかに今大蔵大臣がおつしやつたような物の考え方と河本さんの考え方は、突き詰めれば一緒のところはあるかもしれないが、ちよつと考え方が違う。

そこで、ちよつと十七日の国会論議で河本長官が、いわゆる公共事業の大幅繰り上げや大型補正による事業量の追加など財政金融政策の機動的運営、それから所得税減税や投資減税も含めた税体系の見直しなどによる内需拡大策で、景気刺激と税収の自然増による財政再建を図る方向で、大蔵省や自民党に検討を求めたことを明らかにした、こう書いてあるのです。その点は、私も現場を見ておるんじゃないからわかりませんが、少なくとも河本長官としては、河本流の物の考え方、一回財政改革みたいなものを考え直してみても必要ではないかという投げかけをされたのではないかと私は思つておるのです。

その明るく日の新聞に、これは先ほど伊藤委員もおつしやつておりましたが、いわゆる巨額の歳

入不足が必至である六十年以降の財政対策を考える上での財政哲学をまとめてもらう、第二臨調の「増税なき財政再建」路線や、六五年度赤字国債発行ゼロという財政改革の新しい目標などの条件や制約を考慮しないで、白紙の立場から中長期の財政再建プログラムを一回検討してみてもどうかというようなことを自民党の首脳が語つた、藤尾政調会長が村山元蔵相に対してそのような依頼をしたというようなことが書いてありました。

あわせて考えてみますと、先ほどの議論とは別に、やつぱり河本さん流の物の考え方、財政再建というものを根本的に一回検討して直して、新しいプログラムがでないものかどうか、そういうものを考えてみようではないかということが自民党の中でも広がっているやに感じるのでございしますが、実際は、先ほど申しましたように、大蔵省が出された試算結果、それはそれでそれなりの資料でありましたが、同時に、もつと自然増収をふやすような方向で財政再建を考えながら、財政改革を考えるとというような視点で一回計算し直そう、計算してみようではないかという動きがあるのではないかと思うのだけれども、大臣はそのあたり、実情について、わかつたら教えてもらいたい。

○竹下国務大臣 まず、河本経済企画庁長官、これは経済運営の政府の責任者であるわけであります。その河本大臣から、政府・与党連絡会議の席上で、今度大臣になった、で、例えば税の問題は、昨年の千五百億のときからの継続したものとしまして、これをすぐさま手直しすることはできない、が、中小企業投資減税等については、通商産業省から要望しておるようだが、そうしてやつた方がいいんじゃないか、こうした趣旨の発言がありまして、財政、金融、これは予算を決めた段階で公式に決まつておるわけでもございしますが、その機動的な運用ということについてはお互い心しなければならぬぞ、こういう趣旨の御発言をされ、大蔵省においても勉強してもらいたい、党においても勉強してもらいたい、これは公式に本会議場等で

も御答弁なさつておるところであります。経済運営の責任者からの御提言でございしますから、当然私どもも勉強しなければならぬし、そうして税調等にも報告しなければいかぬ課題だ。

そこで、私もこうして毎日忙しいものですから、なかなか連絡の機会ございせんが、藤尾政調会長も、どこかでだれかのフリートーンキングから始まつて、税制に限らず、総合的な財政運営の問題について勉強すべきじゃないかという考え方はあると思つております。これは平素の対話の中にそれが感じられます。ただ、どういふふうに決まつたかというところは、まだ正確に把握しておりませんので、申し上げるとミスリードしてもいいかもしれませんから控えておきますけれども、そういうところでも私どもがいつも勉強してきた問題としましてはどういうことかなあというところ、金融の機動的な運用ということ、少し遅かつたとか早かつたとか、早かつたと言ふ人は余りおりませんでしたが、けれども、公定歩合が下がつて、だんだん実勢金利が下がり、そうして、どちらかと言へば金融は緩んでおる、だから、これは機動的に運用されつある現状が今の現状ではないかなあというふうに思ひます。しかし、例えば、時として中小企業三公庫等の資金不足を来すようなことがあれば、当然弾力的にこれには対応していかねばならぬ問題だ。

そこで二番目、二番目というよりか、先におつしやいましたが、今度は財政運営の弾力化、こういうことになりまして、公共事業の執行というものは、これは一つの大きなポイントでございします。これは私もその係、そういう担当を党内におるときに随分しておりましたので、それをどういふふうに対応していくかということになれば、やはり諸情勢をよく見なければならぬ。例えば、たまたま私が前回大蔵大臣でありました昭和五十四年、物価が上がり過ぎて、景気が過熱したというよりも物価が上がり過ぎて、国会開会中に五十五年の二月、三月、公定歩合を上げさせてもつた。これは一つの金融の弾力的運用。そうし

て公共事業は後倒しをさせていただいた、それと同じようにまた前倒しをしたこともある。

そこで、きょう衆議院を上げていただいた五十八年度の補正予算、ここに、俗に私どもがゼロ国債と呼びますが、債務負担行為というものを含めたものが中身にある。これが景気をどういふ形で作動させるであろうか。これはいわば債務負担行為でございしますから、契約が行われてそれが発動されたら、実質上の上期、第一・四半期でございしようね、そのある程度の下支えにはなつていくであろう。そうすると、全体としての上期をどれくらいにするかというの、本当は予算審議の過程において、それが通つたことを前提にして、どれくらいにするかというのを正式に部内で議論すべき課題ではないかもしらぬが、私どもなりに考えておかなければならぬ課題であるなあ。後倒しにする——後倒しにはなかなかできぬでしょうが、いわゆる自然体でいくのか、あるいはやや前倒し型でいくのか、相当な傾斜をかけるのか等々を含めながら、諸般の事情を見ていかなければならぬなあ。これはやつぱり財政の弾力的な運用の問題だと思ふのです。

それで、それがいきなり補正予算までに飛び込むというところは、本当は、従来本予算を審議していただいておりますのは、仮定としては申し上げることがあつても、本予算を審議しているときに補正予算を口にしたなら、その途端に、されば修正していい、こういう議論が出てくるから言わないことがいい、タブーであるというしつけを、私も幼少のころから受けてきたわけであつた。そういうことを考えながら、補正問題は別として、公共事業の財政運用の問題については、民間が若干思つておるときでありますから、過熱させる要素になつてはいかぬとも思ひつつ、諸般の情勢を見ながら、それこそ米沢さんの話を聞いたりしながら詰める精神的作業は行わなければならぬな、こういう感じがしております。

○米沢委員 時間ももう少しくなくなりました、最後に六十年の予算編成に関連した問題を

ちよつと触れてみたいと思います。

六十五年赤字国債ゼロという目標を是とした上で、問題は、達成可能性だとか、あるいは実現の方法いかんという問題について入りたかつたのでございますが、時間がございません。

そこで、当面、五十九年度は御案内のとおり大変苦勞をなさつたけれども、初年度から年額一兆円程度の国債減額という目標は大きく崩れているわけでありまして、六十年を見ても、今年度より格段の厳しさがあつた数字になります。五十九年度は自然増収分が二兆二千億。この増加分を国債費と地方交付税の増加分、合わせ二兆五千億で食いつぶしてしまつて、三千億ぐらい足りないという状況で御苦勞なさつたのですが、同じようなことで六十年を見ますと約一兆円足りません。そういうことで、五十九年度の予算編成以上に六十年度は厳しかろう、こう拝見しておるのでございます。

そこで、これは第二年度になるわけでありまして、少なくとも第二年度からは、試算によると一兆八百億ぐらいの減額をするのが一応の目標みたいになつておりますから、一体そういうのができるのかどうかというのが第一点。また、それをするために歳出抑制を今後も引き続いて頑張つていただくか、あるいは増収対策として六十年度をどこに力点を置かれるのか。例えば、広告税の新設だとか公益法人の課税の範囲を拡大するとか、引当金の圧縮だとかマル優の見直しとか、あるいは利子配当課税等の議論だとか、いろいろと出ておりますけれども、当面、これから議論になる問題ではありますけれども、今大蔵省として、歳出抑制の力点を置き方、いわゆる増収対策としての力点を置き方、どのあたりに力点を置いて今後検討を進めていかれるのか、具体的な検討課題を例示しながら大蔵委員らしい御答弁をいただきたいと思つております。

○竹下国務大臣 これはなかなか難しい問題で

す。それで一兆八百億、言つてみればこれは去年一兆で六十五年のものをこし五千数百億でしたから、その不足分を等差で積んで一兆八百億、こういうことになるわけです。弾力的運用としては、私は等差の議論というのは必ずしも適切ではないと思つてます。が、今のところ仮定計算で置くにすれば、やつぱり等差でやらざるを得ない、こういうことで等差で置いておるわけでありまして。したがつて、これは一つの念頭に置かなければならぬ問題意識だと思つておりますが、きょう大体こういうふうになるだろうと言ふだけの自信はちよつとありません。

それから二番目、それをやるにしても一体どこに歳出削減の力点を置くのだ。そしてもう一つ、三番目は、増収措置はどこに力点を置くのだ、こういうことで、歳出の問題につきましては、率直に言つて、たゆまずうまず制度、施策の根源にさかのぼつて努力しなければならぬけれども、今予算審議していただいておりますなか、もうこういうところに力点を置いてということとは、それじゃ、ことしもつと力点がそこへ置けたじゃないか、こういう議論になります。それだからなかなか難しいかな。そして今度、増収措置の方はどうだと言われまして、税制というのは絶えず見直しを行つていかなければならぬということでございますので、先般、中期答申でいただいたような点すべてを念頭に置いて勉強しなければいかぬ。しかし、その勉強する責任者が今みんなこつちへ来て貴重な意見を拝聴しているわけですから、その意見を拝聴して、国会が済んだらいいよ、よ本格的に取りかかる。だから最初も申し上げましたように、概算要求のときが問題だな、こう思つております。

正確な答弁になりませんでしたが、正直者でございますので、正直な心境を申し上げたというわけでありまして。

○米沢委員 終わります。

○瓦委員 養輪幸代君。

○養輪委員 まず最初に、本会議でもお尋ねした

大型間接税の導入問題ですけれども、総理大臣は今考へてないというふうな答弁でございましたが、大蔵大臣はささか違ふようにも思ふ節もないことではないということ、今までのいろいろな議論を聞いておられますと、大蔵政府は建前と本音を使い分けているというふうな言われ方もしているわけですね。ここでは本音でぜひ率直に御答弁をいただきたいと思つてます。

総理大臣はともかくとして、大蔵大臣としては、よりコンセンサスが得やすい環境が逐次整備されてきているというふうなことをお述べになつていらっしゃる場所もあるですね。大型間接税の導入問題、課税ベースの広い間接税という問題について、環境が逐次整備されてきているというその具体的な中身、どういう状況のもとで導入できる、それで今どんなふうな環境が整いつつあるというふうな認識をいらつしやるのか、お尋ねしたいと思つてます。

○竹下国務大臣 建前と本音という話がございますが、本会議では建前で委員会では本音なんていったら私、除名されますので、それはいいけないことだと思つております。いつもいつも誠心誠意本音でお答えしなければならぬと思つてます。

そこで、大型間接税の問題で機が熟したとか、そういう表現はしたことないのですよ、私も。それは言葉を遣ふことはかなり慎重な範疇に入る人間だとみづから位置づけておりますので。私が申しておりますのは、五十八年、去年の十一月ちようだいした中期答申で、「課税ベースの広い間接税につき、当調査会は」「避けて通ることのできない検討課題であり、引き続き議論を重ねることが適当である」というふうな調査会を踏まえております。そして「社会経済情勢の変化を踏まえ、間接税体系の合理化を図るため、物品、サービス等に係る課税ベースの拡大等について検討を続けることとすべきである」ということになっておる。

したがつて、三年に一遍お願いして国税と地方税のあり方、こういうことで税調の偉い先生方に諮問するわけでございますから、その中期答申とい

うものは尊重して勉強をしなければならぬ課題だと思つておるわけでございます。

そこで、総理がおつしやつております大型間接税をやる考へはない、それは私も内閣一体の責任でございますから、私も大型間接税をやる考へかと聞かれれば、総理からお答えがあつたとおりでございます。こういうことになるわけですね。ニュアンスの相違があるんじゃないか、こういう御議論でございますけれども、別にニュアンスの相違はございません。これからまた税だけの議論をしますと、大型とは、私も困りました、中型ないしは小型でないものが大型だと答えてみたもの、みづからに言い聞かしてふまじめであつたかなと思つてみたりしておりますので、いわば税というものは絶えず見直しの対象にあるべきものだ、という考へ方を申した述べたのであつて、総理と考へ方が違ふというふうな御理解をしていただかない方がいいというふうな考へております。

○養輪委員 総理は、導入するかどうかと言つたら導入しないというふうな言われるわけですが、けれども、税務当局としては将来展望を踏まえながら準備をしていかなければならぬという責任もあるわけですね。そういう点でいろいろと議論の中で、一方では導入はしないと言いつつも、避けて通れない課題だと言いつつもだんだんなれさせていくといひますか、そういう役割をば大蔵大臣が果たしながら、だんだんと導入の心構えを国民にさせていくというふうな、そんな感じで受けとめておるわけですね。

そして、あちらこちらで議論をされる中で、課税ベースの広い間接税ということになると、直接税と違つて税痛感といひますか痛税感といひますか、そういう税の痛みといひますか痛くないものだけに取やすい税金である。したがつて、安易にそういうことをしてはならないと言いつつも、避けて通れない検討課題といひますか繰り返しておられるわけ、その中で避けて通れない検討課題ということと慎重にということの中で何か準備

がどんどん進んでいくような気がしてならないわけです。直接税と比較して税痛が少くないということにならないような環境を熟させていかなければならないことを、大臣はあるところで言っておられるわけですが、その中身がちよつとわからないものですから、教えていただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 世論誘導を巧みに行つておるといふほど賢くないです。これは皆さんの方がはるかに頭がいいですから、とてもじゃないが、世論誘導する能力があるとうぬぼれてはおりません。

それから、痛税感の問題ですけれども、今まで使われた回数としては少ない言葉なんです。私がかねてから直接税と間接税というものを議論する場合に、間接税はどういうところかいいのかわかるといつたら、選択の自由があるじゃないか。それと同時に、もう一つの欠点というのは、私は痛税感という言葉でそれを呼んでおるわけです。直接税というのは簡単に言いますと、いわゆる課税される人と払う人が同じ、これが直接税でございます。間接税の場合はそれは違ふわけでございます。間接税の場合、どうして痛税感、税に対する痛みというものがなくなると、いわば歳出を監視する厳しさが失われていく。

それで、ヨーロッパのある国等を考えてみると、言つてみれば、その痛税感が失われたために租税負担率がどんどん上がつて、かつては、私、国会に出て二十六年目ですが、二十五年前のあれを見ると、日本の一人当たり所得の倍あつた。それが十年前にはほとんど人になつて、今や日本の六割ぐらゐに下がつたり八割になつたりしてある国等があることを見ると、私は一つの見方として、痛税感の足りなさというものが歳出に対する厳しさを失ひしめたことではないかなという、これは私なりの感でございまして、大蔵省としての統一した、痛税感とは何ぞやという答えにはなりませんけれども、そういうことをかねて申し上げておるわけでございます。特に、これは国会議員じゃございませんが、間接税主導型の議論をさ

れる人もたくさんいらっしゃいますね、日本には一億二千万の人がおるわけですから。その方々に対して間接税万端論に対するある種の警鐘として、私が痛税感という言葉を使つておるといふことで、余り学問的な言葉じゃございません。

○養輪委員 安易に税が取りやすいところから取る形になるということが間接税議論の中でも言われるわけですので、そういう意味で税の痛みを感じるといふことの方が税本来のあり方ではないかといふことは、前にもこの委員会でも議論されたことがあるわけですね。ですから、この点では私の方としては、今後こういう痛税感という言い方ではないにしても、税の負担感という言い方をすることもあります。そういう言い方をしても、税の負担感はない、あるいは少ないにしても税の負担はあるといふところのどこかというのがしばしばあるので、私もはさかしくいう大規模間接税の導入というのは、非常に危険な税制として果てなく広がつていく重要な問題指摘だといふことで議論していただいたわけですね。何としても、この大規模間接税導入は五十九年度だけでなく、今後ともやめて、国民の願いにこたえていただきたいといふふうに思ひます。時間がないので、私はきようはちよつと……。

物品税の改正に絡んで、今回OA事務機器などについても議論されたようだけれども、結局これは検討課題といふことで今後に延ばされたように聞いております。このOAというのが今非常に大きな問題になつていまして、さまざまな問題が投げかけられておりますけれども、きようはコンピュータの端末機VDTに関する健康障害の問題についてぜひ大臣に御理解をいただき、後ほど御感想もお尋ねしたいといふふうに思ひます。私は、昭和五十七年二月二十七日の予算委員会の分科会でこのVDTの健康障害の問題を取り上げて、行政面で適切な対策をとるよう求めてまいりました。その時点よりも急速にこのVDTは普及していきすし、健康障害もはるかに大きく広

がつていくというのが実態です。

この問題を指摘しますのは、一つは、こういう機械を取り入れるところというのは銀行とか金融、証券、保険、新聞、航空業界などを初め、官庁にもどんどん入つてきている。大蔵省にも入つてきているわけですね。国税庁などでもこのコンピュータ問題というのは重大な問題になつてくるわけですが、こういうところで特に婦人労働者が従事している割合が大変高いといふ問題でも黙視できない問題だと思ひます。特に健康障害といふのは労働者本人だけでなく、婦人の場合は流産とか障害児の出産といふような問題なども出てくるといふふうに諸外国では報道されている、大変重大な問題になりつつあります。

で、こうした問題を踏まえまして、一昨年に私が議論をした以降、一体どのようなふうに進展しているのかといふことをまず最初にお聞きしたいと思ひますが、通産省では五十七年から情報処理技術者問題総合調査の一環として、人事管理と進めるといふふうに御答弁をいただいておりますけれども、それがどのように取り組まれているのか。それから、今後の調査の結果を踏まえてどのように取り組んでいかれるのかといふ点についてお尋ねしたいと思ひます。

○鳥飼委員 一昨年でございましたか、先生に御指摘いただきました。早速関係の工業会等を指導いたしまして文献収集等に当たつてまいつたところでございます。さらに昨年にしまして、私どもの局長の私的な諮問委員会でございますけれども、機械安全化・無公害化委員会というのがございます。その中にVDT分科会を設置をいたしました。各界の有識者の方々に御集まりをいただきまして、現在鋭意調査検討を行つているところでございます。

検討の視点でございますけれども、もちろん今御指摘のVDTの作業と健康障害という一点に大きな焦点を当てておりますけれども、同時に、御指摘のように、VDTといふのは情報化時代の代

表的なマン・マシン・システムでございまして、機械と人間との接点に位置するものでございまして。そういう意味では、より使いやすさ、あるいはより人間らしいといひましようか、要するに人間にとって違和感を感じないような、そういったVDTというものを目指すといふ視点も大事ではないか。そういった視点も踏まえまして、現在総合的に検討を進めているところでございます。

私どももいたしましては、この検討結果を踏まえまして、関係各省とも御相談をしながら、関係業界の指導あるいは技術開発の促進等々、所要の措置を講じてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○養輪委員 そのVDT分科会で調査検討しておられるといふことですけれども、いつごろ取りまとめが出されるということなんでしょうか。

○鳥飼委員 検討を始めますと、なかなか複雑でむずかしい問題もございまして、それから今申し上げましたように、単にミニマムな、どうこうといふこと以上にいるる考えていかなければいけない視点もあるといふことで、もう少し時間がかかるかと思つております。五十九年度中には結論を出したい、そういうような方向で現在検討しておるところでございます。

○養輪委員 その五十九年度中に結論といふのは、何らかの指針みたいなものが出されるという意味でしょうか。

○鳥飼委員 そういふことも含め、なおかつ技術開発の方向等々も考えてまいりたい、かように考えております。

○養輪委員 それについては労働省なども参加して進められていられるといふふうに承つてよろしいのでしょうか。

○鳥飼委員 労働省の研究所の方、研究者の方に御参加をいただいております。

○養輪委員 それでは次に労働省の方にお尋ねします。直接労働者の健康障害を防いで安全な職場をつくつていくためには、労働省が非常に責任が重い

と思ひますけれども、一昨年に私が問題を指摘をしまして以降、労働省としてどのような取り組みをされたのか、お尋ねします。

○福渡説明員 お答えをいたします。

御承知のように、昭和五十八年度から三カ年計画ということで、VDT作業による健康影響の問題ということを解明する調査研究を始めております。御承知のように、VDT問題というのはOA化が進む中で一つの大きなシェアを占めるということ、五十八年度にはこのVDT作業による健康への影響というものを中心にして進めてきております。それで、五十八年度は、そういう観点から、現在約千事業所を対象にいたしましてアンケートによる調査、それから引き続きまして個人調査に入つて、現在調査中というところでございます。

○養輪委員 三カ年の計画で調査をするということでしたけれども、それは、どこがどんなふうな調査をするということでしょうか、お答えいただけますか。

○福渡説明員 労働省の附属機関である産業医学総合研究所と、それから関連機関といいますが、大学である産業医科大学に調査研究を委託しております。

○養輪委員 それぞれの研究のテーマとか、特に重点的にこのような点について調査をされたいというふうな指摘をされた上で、委託研究が何かという形になつてゐるのでしょうか。

○福渡説明員 おっしゃるとおりでございますし、OA化に伴う作業環境や労働態様等の変化が労働者の健康に及ぼす影響ということでお願いをしておりますが、先ほども申し上げましたように、五十八年度から手がけておりますのはVDT作業に限るというふうな形で、そこに焦点を絞つてお願いをしております。

○養輪委員 この二つの機関は、同じことを同じように調査されるのでしょうか。

○福渡説明員 産業医学研究所の方は、労働の現場の実態に即した問題を取り上げる、それから産

業医科大学の方は、学問的にそれを解明する部分を担当するという形で分担をし、共同するという形で研究を進めるといふことになっております。○養輪委員 三年計画ですけれども、途中で何らかの経過報告なり中間報告なり、あるいはその段階での提言なりというふうなことは予定されてゐるのでしょうか。

○福渡説明員 当初から三カ年計画ということでございますので、一応三年間まとめて報告をいたすというのが建前でございますが、御承知のように緊急的に対応しなければいけないようなときには、またその時点でそれぞれの委託機関にお願いをしまして取りまとめをいただくこともあり得るというふうに私は承知をしております。

○養輪委員 そうすると、そのいずれの機関からも近々に何かのものが出るといふ段取りにはならないのですか。

○福渡説明員 今のところはしておりません。

○養輪委員 それでは、それだけでなくて、ほかにまだいろいろと労働省が取り組みをされてゐると思ひますけれども、特に中央労働災害防止協会に設置されてゐるOA化等に伴う安全衛生対策研究委員会というのがあるようですが、ここでのどんな問題を取り上げて、今後どのような提言がされるか、その話をお聞かせください。

○福渡説明員 今御指摘がございました中央労働災害防止協会に、学識経験者による研究委員会を設置してあります。これはもちろん中央労働災害防止協会が設置をしておるわけでございますけれども、私どもの方も、三カ年計画という基本的な調査研究を進めて参る傍ら、できるだけ急ぐべき対策があるとするならば、どういふ点でどういふ対応をするかという面も十分に考えていかなければいけない。こういうことで、その中央労働災害防止協会に設置をされております研究委員会に、今問題になる点は何なのか、それに対して今までどのような報告がなされてゐるのか、それから、そういう報告を集約すれば、どのような考え方で労働衛生管理を進めるのが今の時点で一番

いいのかということをお検討いただいております。

それで、行政としても、活用できる資料はできるだけ早く活用していきたいと考えておりますので、その研究委員会での研究報告書、これはできるだけ年度ごとに出していただきたいと申し上げておりますので、それがいつ、どのような形でまとめられるか、これは向こうの問題ではございませうけれども、私どもの方も、昭和五十九年度にもその結果が十分に活用できるような形にしていきたいと努力をしております。

○養輪委員 こししの三月末までにこの研究委員会から結論が出されるというふうに聞いておりますけれども、労働省もそのように把握していらっしゃるのでしょうか。

○福渡説明員 私どもも、そういう形で結果が活用できれば大変ありがたいという希望は持っております。

○養輪委員 聞くところによりますと、このこと常時連絡をとつて作業を進めておられるというふうな思ひますし、また労働省としては、一日も早くこの対策について何らかの指針となるようなものをつくらなければならぬ必要性は痛感しておられると思うのです。だから、せつせと督促をされるだろうと思ひますし、それに基づいて近々にも、労働省としての安全基準の指針づくりみたいなものが行われるであろうと新聞でも報道されております。労働省としては大体どこら辺をめどにそういうものをおつくりになる御予定ですか。

○福渡説明員 先ほども申し上げましたように、労働省は五十八年度から調査研究を委託して行つております。その結果を踏まえて労働省としての基準をつくりたいと思つておりますが、御承知のように、今も御説明いたしたように、その途中であつても、行政として活用できる資料は十分に活用していきたい、そういう立場で行政指導の参考になるものは適宜、しかもできるだけ早く取り上げて活用していきたいと考えております。

○養輪委員 何か非常にのんびりした御答弁です

けれども、とにかく事態は刻々と進行してございまして、一日も早くそういう基準を出されるようにと労働者の中からも強い要望が出ておると思ひます。諸外国では既にそれぞれの実態を踏まえて安全基準も出されてゐたり、あるいはまた労働組合が労働協約なんかを結んでいろいろな規制を行つてゐるということもどんどん進んでゐるわけですから。こししの二月十四日にマスコミ・文化共闘会議というところから、VDTの操作に伴つて生ずるさまざまな健康障害を防止するためにということで、VDT機器の構造等の規格というもののやVDT作業者の作業基準ということで研究調査、そして工夫をした綿密なものがかなり出されてゐるわけですね。ですから、労働省としても、とにかく一日も早くこういうものをつくつて、労働者の健康障害を未然に防止するという積極的な姿勢が求められてゐるというふうな思ひます。ぜひ早急にそのような安全基準及びその指針と申しましようか、そういうようなものを出していただきたいと強く要望しておきたいと思ひます。

大臣もこういう問題について、今たぐさんの職場で障害が起こつてゐる、それからこういう機器について税金をかける料とか、いろいろな問題があるわけですから、労働者に与える健康障害というものを十分踏まえてゐるいろいろな対策をとつていただきたいと思ひますが、大蔵省あるいは国税庁を所管する大臣として、ちよつと御感想をいただきたいと思ひます。

○竹下國務大臣 OAは、この間勉強してございまして、言葉は知つておりましたが、VDTというのはビジュアル・ディスプレイ・ターミナルだそうでございます。大体今度の予算を見ましても、バイオテクノロジーから、ソフト・ミックスから、ハイテクから、テクノポリスから、片仮名の予算が大変ふえまして、私も難解でございまして、今勉強させてもらつてやつとわかりました。しかし、いづれにいたしましてもこういう問題につきましても、もちろん今労働省からもお答えいたしておりますように、いわゆる健康管理とい

いう問題は大変大切な問題でございますし、また雇用問題から見たならば、こういう問題で、機械化が雇用関係に及ぼす影響などというものもございましょう。したがって、私もいろいろといたしましても、いまおっしゃったような御議論を体して絶えず対応していかねければならぬ問題だという認識はさせていただきます。

○養育委員 ちよつと時間がないので、あと、五十九年度予算の中で歳出削減というのをせつせとやられて、特に大蔵省の方がマイナスシーリングというように何を指示される中で、大蔵省があれこれ言うのではなくて、各府県が自主規制するようになってきて非常に結構だみたいな話があるのですけれども、自分たちで制度、施策の根本にまでさかのぼって改正とか手だてをとってくるようになったという感想を大臣は述べられたりしておりますけれども、その結果、私もいろいろと意見をいろいろな制度改悪というのが今回盛り込まれていくわけですね。福祉に関する制度で、本当に健康保険の改悪、そのほか年金の問題、奨学金の問題やらいろいろありますけれども、きょうはちよつと児童扶養手当の問題だけを簡単に聞きしたいと思います。

今回児童扶養手当制度というものを改めるに当たって、所得制限の強化、それから父の所得による支給制限、それから支給期間の有期化、それから費用負担を都道府県に押しつけるといういいますか、そういうようないろいろな改革といえますか手だてがとられるわけですねけれども、こうした中で今回制度を変えることによって、従来の制度のまま支出していった場合と比べて財政的にはどれだけの節約できることになるのか、それをちよつとまずお聞きしたいと思います。

○土井説明員 今回の手直しによりまして、五十九年度におきましては約八億円の財政的節約効果があるだろうと見込んでおります。

なお、将来の問題でございまして、最近の離婚がどんどんふえている動向をどう見るかというところによって不確定でございまして、現在、

将来の推計につきましては検討中の段階でございます。

○養育委員 あれこれ手だてをとって節約できる財源はわずか八億円なわけですね。だけれども、これによって児童扶養手当をカットされる母子家庭にとっては本当に死活問題だということを考えますときに、これくらゐの財源問題であるならば、こういう制度を変えるのではなく、従来の制度のままで、子供の人権問題、福祉の問題ということを考えてみましても、こうしたことはぜひやめていただきたいかと私は強く思うわけです。そして、今度の問題の中で、例えば父の所得による支給制限というのがございまして、離婚時夫の年収が六百万程度を超えるときは支給しないという新しい制限を加えたわけですねけれども、これは非常にひどい仕打ちだと思ふのです。離婚のときにも夫がどの程度の年収であろうとも、その後の母子世帯の生活と直接かかわり合っていないという場合もあればあるわけですね、離婚のときにいろいろ取り決めた問題、例えば養育の義務も果たしてすべての人が果たしているかというところ、現実はどうではないかと思ふのです。厚生省として、離婚後の養育の義務を果たしている夫が一体どれだけの夫か、ちゃんとつかんでいってほしいのです。

○土井説明員 離婚後の養育義務の関係でございすけれども、最高裁判所の調停離婚、審判離婚等の場合では約七割が父親が養育料を払っている。それからまた、これはちよつと古いデータでございすけれども、協議離婚の場合は夫から受けている者が約二二%、それから父母ともどもにやっていると、両方合わせて約三割ぐらいの状況でございす。

○養育委員 調停でどのように定められようとも、現実にはそれが履行されているかどうかということが明確ではないわけですね。それは最高裁判所の方も全部現実に履行されているかどうかまで把握した数字ではないと思ふますし、そういう点で母子家庭は大変厳しい状態です。離婚のとき

に六百万程度ということであつたとしても、離婚後夫の収入が減つてしまつたり、あるいはなくなつてしまつたりという事態も当然予想できます。そういう場合には一体どうやって母子家庭の福祉を確保していくことになるのか、それをお聞かせください。

○土井説明員 離婚の際にはいろいろな経済的な取り決めが行われるだろうと思つております。例えば一時金のお金を渡すとか、住んでいる家を資産分与として渡すとか、あるいは将来養育料を毎月幾ら払うというふうないろいろな取り決めがあるだろう、そういう取り決めの内容は離婚時における経済状態そのものによつてセツトされるであらうという考え方が、今回の所得六百万という趣旨の導入でございす。確かに、例えばその取り決めの一つとして養育料を払うというふうな決めた場合であっても、おっしゃるようなケースというものは起こり得るだろうと我々は思つております。したがつて私も私としては、夫の所得が変動するからこの制度をどうこうするというところは考へておりませんが、真にやむを得ない事情で気の毒な母子家庭が出てきた場合には、これが何らかの形で救済できるような規定を整備したい、そういうふうな考へておるところでございす。

○養育委員 端的に言いますと、離婚時六百万であつても、その後下がつた場合には資格があるというところになるわけですか。

○土井説明員 下がつたから直ちに救済するということは考へておりません。

○養育委員 それはとても間違つた考へ方だと思ふのです。それなら、別れるときで将来の運命が決まつてしまふと、生活はその後ずっと続くわけですから、これは非常に不届きな考へ方だと私は思ふのです。

時間がありませんが、こういうようなことで、非常に母子家庭の実態にそぐわない冷たい仕打ちだというふうには思ひます。それで、こんなにまでして削る必要はさらさらなかつたのではない

か、児童扶養手当は従来どおり支給していくというところでやつてもよかつたのではないかと思ひますが、最後に大蔵大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○竹下国務大臣 これは簡単に申しますと、児童扶養手当制度の社会保障政策上の位置づけをまず抜本的に見直して、いわゆる児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度というもののに定めることであるというふうな、概念を私なりに規定しております。したがつて、他の福祉制度と同様に、国と地方が応分の負担を分かち合うということになつたものだ。これは厚生大臣と自治大臣がお話し合いをなさいますので、私もそこへ入れていただきます。最終的に決着した問題でございすますが、これとて私は、いさかきざな言葉でございすますが、内なる改革の一つだということをお聞きしたいと思います。

○養育委員 厚生大臣、自治大臣がどのような取り決めにされて、大蔵大臣が了解なさつたとしても、結果を受けるのは母子家庭でございまして、そういう点で言うならば、今みんながこれは納得できないというふうな言つていらっしゃるわけですから、内なる改革というものがほんとに進められることによつて、いつも被害を受けるのは弱い者ということになる、けしからぬということを申し上げて終わりたいと思ひます。

○瓦委員長 次回、公報をもつてお知らせすることとし、今日は、これにて散会いたします。

午後八時三十四分散会

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十八年度において、一般会計から、百十五億六千二百七十六万三千円を限り、同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和五十八年度において低温等による水稻、小豆等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計から同勘定に繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年三月三日印刷

昭和五十九年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W